

賣藥原料品出納簿記載様式

月	日	摘	要	受	拂	錢

第四號 屆濟様式
用紙厚紙 曲尺四寸 横五寸

賣藥行 商 屆濟 證

住 所

賣藥(請賣) 營業者(氏名實子) 氏 名

生年月日

左記ノ賣藥行商屆濟ナルコトヲ證ス

大正 年 月 日

高 知 縣 廳 印

方 名	賣藥營業者	同上營業所	行商
			年月日

方 名 賣藥營業者 同上營業所 行商 年月日

賣藥法令施行手續

大正三年九月 高知縣訓令乙第一五六號

- 第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ賣藥法ヲ謂ヒ規則ト稱スルハ賣藥法施行規則ヲ謂ヒ細則ト稱スルハ賣藥法施行細則ヲ謂フ
- 第二條 賣藥發賣免許申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ進達スヘシ
 - 一 法第二條第一項規則第一條及細則第四條第五條第一項ニ掲グル事項具備セルヤ
 - 二 申請者法第六條又ハ第二十四條ノ資格ヲ證明スル書面ヲ添付セルヤ
 - 三 法第二條第二項ノ場合ニ在リテハ見本品ヲ添付セルヤ
 - 四 法人ニ在リテハ定款寫ヲ添付セルヤ
 - 五 賣藥ヲ製スル者ニ在リテハ其ノ製ノ場所及賣藥原料品貯藏ノ場所ヲ明ニセル書面ヲ添付セルヤ
 - 六 規則第五條第一項第一號ノ手数料ニ相當スル收入印紙ヲ貼付セルヤ
 - 七 規則第一條及細則第五條第一項ノ記載事項事實ト符合セルヤ

入 第五號ノ圖面事實ト符合セルヤ

九 申請者カ藥劑師ナルトキハ他ノ賣藥營業者ニ使用セラレ居ラサルヤ

第十條 賣藥免許事項變更申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ進達スヘシ

- 一 規則第三條第一項及細則第四條ニ掲グル事項ヲ具備セルヤ
- 二 法第二條第二項ノ場合ニ在リテハ見本品ヲ添付セルヤ
- 三 方名變更ノ場合ニ在リテハ免許証ヲ添付セルヤ
- 四 規則第五條第一項第二號ノ手数料ニ相當スル收入印紙ヲ貼付セルヤ
- 第十條 營業所設置、變更又ハ廢止ノ届出ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ進達スヘシ
 - 一 規則第四條及第七條第一項ニ掲グル事項ヲ具備セルヤ
 - 二 他ノ道府縣ノ賣藥營業者營業所ヲ設置シタル場合ニ在リテハ其ノ營業所ニ於テ調製又ハ販賣スヘキ賣藥ノ免許事項ヲ具備セルヤ
 - 三 營業所設置又ハ變更ノ場合ニ在リテハ調製ノ場所及賣藥原料品貯藏ノ場所ヲ明ニセル書面ヲ添付セルヤ
 - 四 第二號ノ場合ニ在リテハ當該賣藥ノ免許証寫ヲ添付セルヤ
 - 五 第三號ノ圖面事實ト符合セルヤ
- 第十條 規則第八條第一項但書ノ許可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ進達スヘシ
 - 一 規則第四條及第九條ニ掲グル事項ヲ具備セルヤ
 - 二 規則第九條各號ノ事項事實ト符合セルヤ
 - 第六條 藥劑師ノ使用又ハ變更届書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ進達スヘシ
 - 一 規則第四條及第十條ニ掲グル事項ヲ具備セルヤ
 - 二 規則第十條第二號ノ記載事項事實ト符合セルヤ
 - 第七條 規則第十條但書ノ許可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ進達見ヲ付シ進達スヘシ

更屆、藥劑師ノ本籍住所氏名變更届、本籍變更届、法人ノ代表者未成年者若ハ禁治産者ノ法定代理人、準禁治産者ノ保佐人、妻ノ夫ノ本籍、住所、氏名、生年月日變更届又ハ返納免許証ヲ受ケタルトキ

第十三條 賣藥請賣營業者營業所在地ノ警察官署ハ附録第二號様式ノ賣藥請賣營業者名簿ヲ調製シ細則第十五條及第十六條ノ届書ニ依リ所定ノ事項ヲ記入又ハ訂正スヘシ

第十四條 賣藥營業者又ハ賣藥請賣營業者營業所在地ノ警察官署ハ附録第三號様式ノ賣藥行商届証記載事項變更申請ヲ受ケタルトキ

第二十一條ノ返納届証ヲ受ケタルトキ所定ノ事項ヲ記入又ハ訂正スヘシ

第十五條 左ノ場合ニ於テハ規則第十七條所定ノ事項ヲ所轄稅務署ニ通知スヘシ

一 規則第十五條、第十六條、第十八條ノ届書ヲ受ケタルトキ

二 賣藥行商届証記載事項變更申請ヲ受ケタルトキ

三 規則第二十一條ニ依リ賣藥行商届証ノ返納アリタルトキ

第十六條 法第十三條ニ依リ物品ヲ收去シタルトキハ規則第十九條ニ依リ營業者ニ交付スヘキ收去証書ハ附録第四號様式ニ依リ物品ニ施スヘキ封緘ハ附録第五號又ハ第六號様式ニ依ルヘシ

第十七條 左ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ報告スヘシ

但シ賣藥又ハ原料品試驗ノ必要アリト認ムルトキハ法第十三條ニ依リ之ヲ收得シテ送付スヘシ

一 法第十條ニ依リ免許事項ノ變更ヲ命スルノ必要アリト思料シタルトキ

二 法第十一條ニ依リ免許ノ取消ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキ

三 法第十四條ノ處分ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキ

第十八條 賣藥免許事項變更ノ命令又ハ賣藥免許ノ取消アリタルトキハ當該賣藥營業者ノ主タル營業所在地ノ警察官署ハ當該賣藥營業者細則第二十二條第一項又ハ第二十三條第二項ニ依リ通知ヲ爲スヤ否ヤヲ調査シ當該賣藥營業者ノ備アル賣藥請賣營業者名簿ニ依リ關係賣藥請賣營業者ノ營業所、氏名、

(法人ニ在リテハ其ノ名稱) 及當該賣藥ノ方名ヲ營業所在地ノ警察官署ニ通報シ當該賣藥營業者ノ所持スル當該賣藥ノ數量ヲ報告スヘシ

賣藥免許事項變更ノ場合ニ於テハ當該賣藥請賣營業者所在地ノ警察官署ハ規則第二十二條第一項ニ依リ賣藥請賣營業者ノ提出スル當該賣藥ニ關シ押捺シ所定ノ期間満了後其ノ數量ヲ報告スヘシ

賣藥免許取消ノ場合ニ於テハ當該賣藥請賣營業者所在地ノ警察官署ハ其ノ所持スル當該賣藥ノ數量ヲ調査シ報告スヘシ

第十九條 法第十四條ニ依リ廢業其他必要ナル處分ノ執行ヲ命セラレタル警察官署ハ現實ニ其ノ處分ヲ爲シ又ハ爲サシメ其ノ願未ヲ報告スヘシ

前項ノ場合ニ於テ所有者又ハ所持者法第十四條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ申請スルトキハ其ノ事由ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

第二十條 本令ハ法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 大正二年十一月高知縣訓令乙第二百四十四號賣藥請賣及同行商繼札下付ニ關スル取扱心得ハ之ヲ廢止ス

第二十二條 規則第二十八條ノ届書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ進達スヘシ

一 規則第一條及規則第四條第五條第一項ニ掲グル事項ヲ具備セルヤ

二 賣藥ヲ調製スル者ニ在リテハ規則第五條第二項ノ圖面ヲ添付セルヤ

三 二ヶ所以上營業者ヲ有スル者ニ在リテハ主タル營業所ニ關スルモノヲ除クノ外免許證札ヲ添付セルヤ

第二十三條 藥劑師、藥劑師ヲ依用スル者、醫師又ハ大正三年三月三十日以前ヨリ賣藥營業ヲ爲セル者ニ非スシテ大正三年三月三十一日以後賣藥免許ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケ若ハ相續シタル賣藥營業者ノ主タル營業所在地ノ警察官署及當該賣藥ノ請賣營業ノ營業所在地ノ警察官署ハ第十八條第一項第二項ニ準シ措置スヘシ

第二十四條 規則第三十條ノ届書ヲ受理シタルトキハ第十三條ニ掲グル賣藥請

賣藥營業者名簿ニ所定ノ事項ヲ記入スヘシ

第二十五條 規則第三十一條ノ届書ヲ受理シタルトキハ第十四條ニ掲グル賣藥行商者名簿ニ所定ノ事項ヲ記入スヘシ

附録第一號 賣藥營業者名簿

營業者	種類	營業所	氏名	生年月	住所	氏名	生年月	住所	本籍	氏名	生年月	住所	資格		備考
													免許	備考	
方名	免許	備考	方名	免許	備考	方名	免許	備考	方名	免許	備考	方名	免許	備考	備考
番號	年	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	備考

備考 本籍、住所、氏名、生年月日欄ニハ法人ニ在リテハ其ノ名稱及其ノ代表者ノ本籍、住所、氏名、及生年月日ヲ記入シ未成年者若ハ禁治産者ニ在リテハ尙法定代理人、準禁治産者ニ在リテハ尙保佐人妻ニ在リテハ尙夫ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ記入スヘシ

第二號 賣藥請賣營業者名簿

第五編 衛生 第十章 賣藥

備考 本籍、住所、氏名、生年月日欄ニハ第一號備考ニ準シ記入スヘシ

本名簿ハ挿込式トス

警察官署ヲ用フルモ差支ナシ

第三號 賣藥行商者名簿

營業者	種類	營業所	氏名	生年月	住所	氏名	生年月	住所	本籍	氏名	生年月	住所	資格		備考
													免許	備考	
方名	免許	備考	方名	免許	備考	方名	免許	備考	方名	免許	備考	方名	免許	備考	備考
番號	年	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	備考

備考 本籍、住所、氏名、生年月日欄ニハ法人ニ在リテハ其ノ名稱及其ノ代表者ノ本籍、住所、氏名、及生年月日ヲ記入シ未成年者若ハ禁治産者ニ在リテハ尙法定代理人、準禁治産者ニ在リテハ尙保佐人妻ニ在リテハ尙夫ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ記入スヘシ

第二號 賣藥請賣營業者名簿

(い)

- イヒチオール(スルフォイヒチオリル酸アムモニウム)
- イリス根
- イスラント昔
- △印度大麻越幾斯
- 引赤紙
- 一牛鹽化鐵(過クロール鐵)
- 硫黃軟膏
- 印度大麻了幾
- △印度大麻草

(ろ)

- △ロベリア丁幾
- 蘆薈
- 蘆薈丸
- 蘆薈越幾斯
- 蘆薈鐵丸
- △苳若了幾
- 苳若軟膏
- △苳若越幾斯
- 硫砂
- △ロベリア草
- 蘆薈了幾
- 蘆薈ヤラツバ丸
- 蘆薈阿魏丸
- ローマカミルレ花
- 苳若硬膏
- △苳若根
- 苳若坐劑

(は)

- 白礬土(白陶土)
- 霸王酸(硫酸カリウム)
- △發烟硝酸
- 豆油
- △パラアルデヒート
- △白降汞
- 白阿膠
- ハマメリス葉
- 薄荷油
- 絆創膏(松脂硬膏、粘着硬膏)
- △發泡コロヂウム
- △破傷風血清
- パラフィン軟膏
- 白蠟
- 白降汞軟膏
- 白瑞香皮
- ハマメリス流動越幾斯
- 薄荷葉
- 薄荷舍利別

菩提樹花

(へ)

- ベタナフトール(ナフトール)
- ヘキサメチレンテトラミン(ウロトロピン)
- ベルガモット油
- ベルーバルサム

(と)

- 硫砂精(アムモニア水)
- △トリクロール醋酸
- トリプローム石炭酸蒸餾(キセロホルム)
- トラガカンタ
- トラガカンタ漿
- 橙花水
- 橙皮了幾
- 橙皮舍利別
- △吐根了幾
- △吐根酒
- △蘆薈
- 杜松實
- 杜松實精
- 吐酒石軟膏
- トソコ豆

- △銅鹽(神効石)
- ドノウアン液(ヨード砒素水液)

沈降炭酸カルチウム

薄荷錠

- 薄荷水
- 麥角流動越幾斯
- 白糖
- バクチ葉
- △番木鱈(馬錢子)
- △番木鱈越幾斯
- 番椒

(に)

- ニトログリセリン
- 乳糖
- 乳酸鐵
- 肉豆蔻

(は)

- 硼酸ナトリウム(硼砂)
- △防疫用石炭酸
- ホーレル水(亜硫酸カリウム液)
- 蒲公英
- △ボドファイルム脂(ボドファイルリン)
- 芳香硫酸(酸性芳香了幾)
- 芳香アムモニヤ精
- 芳香散
- 硼酸
- 硼酸ガーズ
- 薄荷錠
- 芒硝(硫酸ナリトウム)
- 抱水テルピン

薄荷精

- △麥角
- △麥角越幾斯
- 白體油
- △ピクチ水
- △番木鱈了幾
- パンクレアチン
- 番椒了幾

△ニトログリセリン液

- 乳糖
- 乳酸鐵

△ボドファイルリン(ボドファイルム脂)

- 防疫用石炭酸水
- 蜂蜜
- 蒲公英越幾斯
- 芳香了幾
- △芳香阿片酒
- 芳香精
- 芳香散
- 薄荷軟膏
- 薄荷錠
- 硼砂(硼酸ナトリウム)
- △抱水クロール
- ホフマン液(エーテル精)

△ジウレチン(サリチル酸ナトリウムテオプロミン)

調製白聖

- 丁香
- チモール
- 沈降硫黃
- △チフテリア血清
- △チキタリス了幾
- △チメチールアミドアンチピリン(ピラミドン)

(り)

- 硫酸礬土(硫酸アルミニウム)
- 硫酸エゼリン(硫酸フィソステグミン)
- 綠石鹼
- 流動蘇合香
- △流動石炭酸
- 龍膽了幾
- 硫化カリウム
- 硫酸
- △硫酸カリウム(霸王鹽)
- 硫酸マグネシウム(瀉利鹽)
- 硫酸フィソステグミン
- 硫酸アルミニウム(硫酸礬土)
- 硫酸キニーネ
- 硫酸モルヒネ

(を)

- △硫酸銅(膽礬)(圓礬)
- 硫酸ナトリウム(芒硝)
- 硫酸鐵
- 硫酸アトロピン
- △硫酸亞鉛(鉛鹽)
- 硫酸キニーネ丸
- △硫酸スバルテイン
- 磷酸
- △磷酸ナトリウム
- 林檎鐵了幾
- 調厚牛膽
- 茶劑
- 丁香油
- チミアン油
- 沈降炭酸カルチウム
- ギアスターゼ(アミラーゼ)
- △チキタリス葉
- リチネ油(蓖麻子油)
- 綠礬(粗製硫酸鐵)
- 流動パラフィン
- 流動越幾斯劑
- 龍膽
- 龍膽越幾斯
- 硫化石灰
- △硫酸銅(膽礬)
- △硫酸ナトリウム(芒硝)
- 硫酸鐵
- 硫酸アトロピン
- △硫酸亞鉛(鉛鹽)
- 硫酸キニーネ丸
- △硫酸スバルテイン
- 磷酸
- △磷酸コデイン
- 林檎鐵越幾斯

- オイヒニン(エチール炭酸キニーネ)
- オイカリブツス葉
- オイカリブツス油
- オボデルドツク(石鹼擦劑)
- 黃連
- 黃降汞(黃色酸化汞)
- 黃降汞軟膏
- △黃色ヨード汞(亜ヨード汞)
- オキタロー鐵液
- (わ)
- ワニルラ
- ワセリン
- 和胸茶劑

- (か)
- 呀囉蟲(無脂蟲、コセニル)
- 家猪脂
- カリ硝石(硝酸カリウム)
- 海葱
- 海葱醋
- 芥子
- カリ石鹼
- カルドベネチクト越幾斯
- カルウオン
- カールム水
- 滑石
- カラバル豆越幾斯
- カヤアテ油
- △カフエイン(コフエイン又ハテイイン)
- 煨性硫酸カルチウム(燒石膏)
- △苛性ナトロン
- 煨製石灰
- 含水ラノリン(含水羊毛脂)
- △葛上亭長(カンタリス、豆斑猫)
- 綿製マグネシア(燐製苦土)
- 海葱醋
- 海葱丁燻
- 芥子精
- 芥子精
- ガルバヌム
- カルドベネチクト草
- カールム實
- カ、オ脂
- △カルバル豆
- カララゲン
- カマラ
- カミルレ花
- △苛性カリ
- 煨製石灰

- カムフル丁燻(樟腦精)
- カスカリラ越幾斯
- カスカラサタラダ
- カスカラサタラダ流動越幾斯
- 菊選
- △カンタリス(葛上亭長、豆斑猫)
- カンタリス軟膏
- カンタリス油
- 乾燥炭酸ナトリウム
- △甘汞(亜タロール汞、カロメル)
- 甘草
- 甘草越幾斯
- 甘硝石精(亜硝酸エチール精)
- 含糖ヨード鐵
- △カロメル(甘汞、亜タロール汞)
- (上)
- 羊毛脂(ラノリン)
- △ヨードフォルム
- ヨードフォルムココチウム
- △ヨード丁燻
- ヨードカリウム軟膏
- ヨード鐵舍利別
- ヨード砒素水液(ドノウアン液)
- △燐製硝酸鐵
- (た)
- タンニン酸アルブミン(タンナルビン)
- タンニン酸フェニールデヒドロヒナツオリン(タンニン酸オレキシシ)
- ダムマルゴム
- カスカリラ丁燻
- カスカリラ皮
- カスカラサタラダ流動越幾斯
- 甘扁桃
- △カンタリス丁燻
- カンタリス硬膏
- 乾燥炭酸ナトリウム
- 乾燥卵白
- △甘汞
- 甘草
- 甘草蒸
- 肝油
- 含糖ベアシン
- 含糖炭酸鐵
- △ヨード
- ヨードフォルムガーゼ
- ヨードフォルム綿
- △ヨードカリウム
- ヨードナトリウム
- ヨード砒素
- 溶性サツカリ
- ラヘンデル油
- ラヘンデル精
- ラタニア根
- ラウリル脂(月桂脂)
- 無水ラノリン(羊毛脂)
- 茴香油
- 茴香水
- ウエルバスクム花
- △タロロホルム
- タロロフォルム燻劑
- タロロフォルム水
- タロールナトリウム(食鹽)
- △タロール酸カリウム
- △タロール亜鉛
- △タロール水
- △苦扁桃水
- タリサロビン
- 樟木タール
- クワツシア木
- クワツシア越幾斯
- 過タロール鐵(一半酸化鐵)
- 過マンデン酸カリウム
- 緩下藥散

- タマリンド
- タンニン酸
- タンニン酸キニーネ
- 單鉛硬酸
- 炭酸カリウム
- 炭酸タレオソト
- 炭酸マグネシウム
- 炭酸アムモニウム
- 大黃
- 大黃越幾斯
- 大風子油
- 彈力コム
- (れ)
- レゾルチン
- (そ)
- 粗製炭酸ナトリウム(ソーダ)
- 粗製硫酸鐵(鐵華)
- 粗製クレンゾール
- △粗製硝酸
- (う)
- △ツベルクリン
- (わ)
- 粘着硬膏(絆創膏)
- (な)
- ナフトール(ベタナフトール)
- 軟膏劑
- (ら)
- ナフタリシ
- 蛋白質液
- タンニン酸鐵
- 單軟膏
- 炭酸リチウム
- 炭酸ナトリウム
- 炭酸グアヤコール
- 炭酸鉛(鉛白)
- 單舍利別
- 大黃丁燻
- 大黃舍利別
- 彈力ココチウム
- ダムマル脂
- レモン油(枸橼油)
- △粗製硫酸
- 粗製炭酸カリウム
- 粗製木醋
- △粗製石炭酸

- ラクトフェニン
- ランヘデル花
- ラタニア丁燻
- ラタニア越幾斯
- 無水亞硫酸(亞硫酸)
- (さ)
- 茴香
- 茴香精
- ウワウルシ葉
- ウエラトリン
- (し)
- タツソト花(コソ花)
- タロロフォルム油
- タロロフォルム精
- タロールカリウム
- タロールアムモニウム(鹽)
- タロール酸カリウム
- タロール石炭
- 苦扁桃
- 苦土大黃散(小兒散)
- 苦艾
- 過硫酸鐵液
- クワツシア丁燻
- 過ヨード汞(赤ヨード汞)
- 過タロール鐵液
- 緩下藥劑
- ラヘンデル油
- ラヘンデル精
- ラタニア根
- ラウリル脂(月桂脂)
- 無水ラノリン(羊毛脂)
- 茴香油
- 茴香水
- ウエルバスクム花
- △タロロホルム
- タロロフォルム燻劑
- タロロフォルム水
- タロールナトリウム(食鹽)
- △タロール酸カリウム
- △タロール亜鉛
- △タロール水
- △苦扁桃水
- タリサロビン
- 樟木タール
- クワツシア木
- クワツシア越幾斯
- 過タロール鐵(一半酸化鐵)
- 過マンデン酸カリウム
- 緩下藥散

石鹼精
石炭酸綿
石灰燻劑
石松子

△石炭酸
石炭酸水
石灰水

○赤色酸化汞(赤降汞)

○赤色ヨード汞(過ヨード汞)

セナナ舎利別
セナナ舎利別
○硝酸グリセリンエーテル
(ニトログリセリン)
水蛭
水根
水銀硬膏
水銀丸
△ストロファンツス丁機
スルフオイヒチオール酸アムモニウム(イヒチオール)
△スルフオナール
△スルフオ石炭酸ナトリウム
セテアリソ酸(硬脂酸)
セニエツト鹽(酒石酸カリウムナトリウム)
小茴香

(子)

睡菜葉

水銀白聖

水銀軟膏

△ストロファンツス丁機

水製大黃丁機

スルフオナール

スルフオ石炭酸ナトリウム

△スルフオ石炭酸亞鉛

セテアリソ酸(硬脂酸)

二 毒藥劑其他配合ノ結果ニ由リ危害ヲ生スルノ虞アル物品ニシテ分量ノ如何ニ不拘實藥ニ配合ヲ許可スヘキモノニ非ラスト決定セラレタル品名左ノ如シ
(一) 毒藥ニ屬スルモノ
カンタリヂン
苦扁桃油及揮發ラウリール油
プルシネ

強安母尼亞水
破酸嘉度密烏談
加刺拔兒豆
甘汞藥粉
雙靈藥根(烏頭附子)及其製劑
藜蘆根及其製劑
毒陀羅葉子及其製劑
揮發芥子油及其製劑
水銀及其製劑
吐酒石
金硫黃

有害植物原基殊ニ種用鹽基及其鹽類
勃拉馬里涅

ワカドミウム

沃化カドミウム

苛性苛里

苛性ナトロン

苦扁桃水及老利兒結兒斯水
藥劑巴脂藥劑巴根及其製劑
カンタリス(葉青斑猫)及其製劑
刺克夫加福談(テリタキス)
黑硫化アンチモニウム
酸化アンチモニウム

プローム(臭素)及其製劑

雙靈藥加福談(臭素加里)

プローム種屬(臭化片鹽)

クロシント實及其製劑
コロダイ

抱水ブチルコラール

抱水ブチルコラール
テリアカ砥礪等之ニ屬ス

クロール化亞鉛

硫磺亞鉛

醋酸亞鉛

醋酸亞鉛

酸化亞鉛

硫基石炭酸亞鉛

サビナ葉及其製劑

サビナ油

鉛化合物及其製劑

醋酸鉛

炭酸鉛

次醋酸鉛液

實麥香林
古姓乙涅
エメチネ
アコニチネ
モルヒネ
ヒヨスチアミン
比蘇斯知備帶程(エゼリン)

砒石及其化合物並ニ製劑
砒酸及其鹽類
法列兒水(亞砒酸カリウム液)
沃度化砒素
砒石

猛劇末劑

白降汞
黃色沃度化汞
黃色酸化汞(黃降汞)
硝酸汞

青酸及其化合物並製劑

稀青酸
青化加福談(酸化加里、青酸加里)

(二) 劇藥ニ屬スルモノ
印度大麻葉及其製劑
番木鱈子及其製劑
麥奴(麥角)及其製劑
レボル根及其製劑
毒蕈苔及其製劑
チキタリス葉及其製劑

青酸及化合物並製劑

別刺敦那莫若其製劑
巴豆及其製劑
剝度比兒林
吐根及其製劑
藤黃

青化亞鉛(青酸亞鉛)
カラバル豆越機斯

赤色沃度化汞
昇汞
赤色酸化汞(赤降汞)
青化汞(酸化汞青酸汞)

亞砒酸(白砒石砒毒)及其鹽類
沃度化砒素末液(ドノウフアス氏液)
硫化砒素(雄黃雌黃)

コニール
コルシ、シニール
アトロヒネ
アボモルヒネ
ピロカルピネ
ストリキニール

酸化鉛(密陀僧)
魯別里亞草及其製劑
次醋酸銅(綠青)
酸化銅
硝酸銅
硝酸粗製硝酸發烟硝酸
銅化合物及其製劑
熔製硝酸銀(地磁石)
古紐讓草(矢鳩客)及其製劑
クロール化金

硝酸拔機談
苛性バリウム(苛性重土)
菲沃斯葉及子其製劑
知母兒
蘇酸安母紐讓

クロール化炭素
トキシコデシドロン葉及其製劑
咖啡涅及其鹽類
蜀羊泉及其製劑
剝度比兒林
備答百兒加液

(三) 和漢藥中有毒ノ稱アル藥品ニシテ其毒藥タルヲ証明シタルモノ其

- 性効不明ナルモノハ總テ之ヲ許可セズ例ハ
- 鈎吻 牽牛子 烏頭 附子 澤漆 甘遂
 - 續隨子 天南星 雲實 靈砂 木 莽草
 - 雄黃 雌黃 全蝎 瓜蒂 大戟 生々乳
 - 黃岩 芫花 輕粉
- (四) 毒性劇性ノ成分ヲ含有シ若クハ其疑ヒアル成分不明ノ天然物(動物植物、礦物)ハ之ヲ許可セズ
- (五) 數品ノ配伍ニ由テ有害ノ物質ヲ生スルノ恐レアルモノ並分解シ又腐敗シ易キモノハ之ヲ許可セズ
- (六) 毒劇藥ノ外ト雖モ有力藥品ノ内用劑ハ尋常醫用一回ノ中等量ヲ以テ一日量ト爲スニ非サレハ之ヲ許可セズ
- (七) 鋼箔錫箔眞鍮箔鉛丹ヲ衣トシタル丸藥ハ之ヲ許可セズ
- (八) 薰烟劑吸入劑蒸氣法等ノ如キ尋常ノ内用法外用法(浴敷点眼法湯)ニ由ラサルモノハ之ヲ許可セズ
- (九) 用法ヲ誤ルニ由テ危害ヲ招ク虞アルモノハ之ヲ許可セズ例令ハ劇藥並有力藥品ヲ配合セルモノニシテ其劇藥有力藥ノ含量誤テ一貼若クハ一瓶ヲ朝服スレハ危害ヲ招クノ恐レアルモノ
- (十) 前諸項ノ制限ニ觸レサルモ其効能用法用量等ニ於テ不都合ノ虞アリト認ムルモノハ再調ヲ命スヘシ
- (十一) 専ラ滋養ニ供スル品類或ハ夏日飲料或ハ化粧水齒磨粉等ノ如キ間々一二効能ヲ附シタルモノアルモ素ヨリ治療ヲ主トスルモノニ非サルヲ以テ賣藥規則外トナスヘシ
- (十二) 海水、鑛泉採酌濃縮シテ病者ヲ浴セシメ或ハ鑛泉中ノ固形物(俗間湯ノ花ト唱フルノ類)或ハ藥物ヲ加ヘ湯名ヲ附スル等人工ニ依ルモノハ已テ賣藥規則外ナルモ藥湯ノ原料ニシテ効能用法用量等一定ノ形式ヲ具備シテ販賣スルモノハ賣藥トシテ取扱フ
- (十三) 電氣法ノ如キハ専ラ醫師ノ施治ニ屬スルヲ以テ藥湯ニ準シ許可ス

- ルノ限ニアラス
- 三 日本藥局ニ掲載セラレタル毒藥劇藥其他ノモノニシテ分量ニ制限ヲ附シ賣藥ノ原料ニ使用ヲ許可決定セラレタル藥品名並其分量左ノ如シ
- 内用ニ許可スヘキモノ
- 吐根及其製劑 吐根〇、〇六 (二氏)
- 製劑之ニ準スバ下倣之
- 沃度カリウム及沃度ナトリウム 一、〇 (十五氏)
- 加糖沃度鐵 〇、三 (四氏半)
- 藥刺巴及根 根 〇、三 (四氏半) 脂 〇、一 (二氏半)
- 金硫黃 〇、一 (二氏半)
- プロムカリウム及プローナトリウム 一、五 (二十二氏)
- サントニン 〇、一 (二氏半)
- 次硝酸蓋鉛 普通醫用範圍
- 大戟 一分
- 續隨子 一分
- 牽牛子 一分
- サリチール酸 〇、五 (七氏半)
- 單寧酸(鞣酸) 〇、三 (四氏半)
- サリチール酸ナトリウム 二、〇 (三十氏)
- エーテル 二十滴
- 薑黃 〇、五 (七氏半)
- アンモニア鹽(ゲムアンモン) (二、〇 十五氏)
- 炭酸安母紐膜 〇、五 (七氏半)
- アンモニア水 十滴
- 海葱 〇、二 (三氏)
- 樟腦(龍腦、片腦) 〇、二
- 葛私窟留膜 〇、五

- 規尼洋藥類 〇、五
- 蘆薈越幾斯 〇、二五
- セメンシーナ 一、五
- 還元鐵(鐵粉) 〇、二五(四氏)
- クロール化鐵液 五滴
- 硫磺 〇、一
- 炭酸乳酸枸橼酸等ノ鹽類 〇、三
- センナ葉 一、〇
- 大黃 二、〇
- 麝香 〇、二
- 阿魏 〇、五
- 榮寶 一分
- 鹽酸カリウム 一、〇以下
- アンチピリン 一、〇
- アンチフェブリン 〇、三
- サリチール酸蓋鉛 〇、六五
- ザロール(サリチール酸フェニール) 効能用量ヲ參酌シ其量ヲ定ムヘシ
- 沃鐵舍利別 〇、三
- 癩瘡木脂 〇、五
- 次亞磷酸鐵 〇、一五
- 炭酸グアヤコール 〇、七五
- 次及食子酸蓋鉛 普通醫用範圍
- プロテイン 普通醫用範圍
- ヂメチールアミドアンチピリン 〇、五
- アセチールサリチール酸 普通醫用範圍
- チオコール 全
- レゾルチン 全

- プロム樟腦 〇、一
- 抽水テルピン 普通醫用範圍
- アンチネルウイン (サリチール酸アセトアニリド製劑) 普通醫用範圍
- アセトアニリドニ準シ分量參酌ノ上許可
- ヘルミトール 普通醫用範圍
- ヌタリン酸 全
- 沃度チリン 全
- チモール 全
- レプロール 全
- ベツロール 全
- アノイミン 全
- 炭酸タレオソート 全
- グアヤコール硫基酸ナトリウム 全
- フエナセチン 〇、七五
- イヒチオール 普通醫用範圍
- ダミアナ流動エキス 全
- フキルマロン油(條虫劑) 適宜分量ニヨリ許可
- 有機磷(内服藥) 全
- ヘルミトール 全
- メチレンブリエー 〇、〇二
- 過酸化水素 普通醫用範圍
- ヨードンピリン、アンチピリンニ準シ許可
- フアゴール 普通醫用範圍
- イセタルカン 全
- フエノールフタレイン 〇、五
- ウエロナール 〇、五
- プロムラール 〇、二五

ボロフェルチン	普通醫用範圍
サヨギン	ヨードカリウムニ準シ許可
プロマリン	普通醫用範圍
オイヒニン	全
サプロミン	全
ゼネガロー	全
ブレノリン	全
チプロザール	全
タンニン酸オレキシシ	全
オイラチン	全
タルリン	内外用トモ分量ニ不拘許可
スバースミン	一、〇
ラヂオスターゼ	普通醫用範圍
枸橼酸カフェインアンチピリン	〇、五
タレオソート	〇、五
カフェイン	〇、五
外用ニノミ許可スヘキモノ	
沃度及其製劑	外用百分ノ一以下、浴湯二十分ノ一以下
沃度仿談(膏藥トシテ)	二十分ノ一以下
醃列阿曹加(全)	全
硫酸亞鉛(点眼用)	百分ノ二以下、三十分ノ一以下
石炭酸(石鹼膏)	二十分ノ一以下
知母兒(膏)	二十分ノ一以下
イヒチオール	外用ノミ許可
マルチン	沃度ホルムニ準シ外用許可
ヨドール	石炭酸ニ準シ許可
ナフタリン	

金砂黃	三十分ノ一以下
ガロプロモール	洗滌藥トシテ五十分ノ一以下
リゾール	三十分ノ一以下
鹽酸加里	分量制限ニ及ハス
ナフトール	全
鹽酸コカイン	百五十倍ニ稀釋セルモノ
フォルマリン	三十五倍以上ニ稀釋許可
硫酸石炭酸亞鉛	二百倍以上ニ稀釋許可
苛性加里	〇、二五以下
イヒタルガン(溶解性チオヒドロガルブロ硫酸鐵)	千倍点眼水許可
タンノフォルム	三倍稀釋許可 酸臭止
ツメノール	五%外用トシテ許可
チノゾール	外用普通醫用範圍
タシロール	神効石ニ準シ点眼藥許可
キセロフォルム	外用普通醫用範圍
ヨード亜鉛	〇、二
クロマフォルム	二十%外用許可
黃色ビオクタニン	〇、〇〇一限外用
アトラミン	五十倍点眼許可
レニガルロール	普通醫用範圍兼布用
メソタン	全
アントラゾール	全
イトロール	全
チクロフォルム	五%外用許可
ペリドール	普通醫用範圍
赤色酸化汞	二十分ノ一(軟膏劑)
莫若越幾斯	十%未満ノモノ外用

●賣藥手数料ニ關スル件

長野縣知事照會 大正十三年六月三日 發第一一〇四號

賣藥營業者都市町村合併及戸番ヲ地番ニ改正シタル結果自然産札面ニ異動ヲ生スル場合有之右ハ當然無償ニ於テ書換ト付致スベキ業ト被存候モ聊カ疑義相生シ候條一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

衛生局長回答 大正十三年六月二十六日 衛第一八四二號

本件ニ關シ本月三日發第一一〇一號ヲ以テ御照會ノ趣了承賣藥免許証記載事項書換ノ場合ニハ其ノ理由ノ如何ヲ問ハス施行規則第五條ニ依リ書換手数料ヲ徴收スヘキモノト存候ニ付御承知相成度

●賣藥法第二十四條ニ該當ノ賣藥營業者一旦廢業シタル後ノ資格有無ニ關スル件

大正十三年十一月三十日 衛第一八九九號

賣藥法第二十四條ニ該當スル賣藥營業者同法公布後一旦廢業シタル後其資格有無ニ關シ廣島縣知事ノ照會ニ對シ別紙ノ通回答致置候

廣島縣知事照會 大正十三年十一月二十六日 衛第六九八七號

賣藥法第二十四條ニ該當セル賣藥營業者ハ同法公布後一旦廢業スルモ同法第六條及第七條ノ規定ニ拘ラス更ニ新規賣藥ヲ調製發賣スルノ資格アリヤ否聊カ疑義相生シ候條何分ノ御意見承知致度候

衛生局長回答 大正十三年十一月三十日 衛第一五三三號

本件ニ關シ衛第六九八七號ヲ以テ御照會ノ趣了承賣藥法第二十四條ニ該當スル賣藥營業者ハ同法公布後一旦廢業スルモ同法第六條 第七條ノ規定ニ拘ラス更ニ新規賣藥ヲ調製發賣スルノ資格アルモノト存候

●賣藥法第二十五條取扱方ニ關スル件

大正十三年七月十七日 發第一〇四號

賣藥法公布前免許ヲ受ケタル賣藥ニシテ公布後方名其他免許事項ヲ變更シタルモノハ法第二十五條ニ依リ取扱フヘキモノニアラス

廣島縣知事照會 大正十三年七月二十四日 衛第四一六三號

本月十七日付衛第一〇四號ヲ以テ賣藥法第二十五條ニ關シ御通達相成候處右ハ豫テ免許ヲ受ケタル方名カ他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノモノタルコトヲ發見シ巴ムナク變更セル場合ノ如キハ之ヲ包含セサル業ト被存候ヘ共御意見如何候何分ノ御回答相成度

衛生局長回答 大正十三年八月十五日 衛第一〇〇〇號

本件ニ關シ客月二十四日衛第四一六三號ヲ以テ照會ノ趣了承右ハ御申越ノ如キ場合ト雖包含スル義ニ有之候

大正十三年二月十八日 發第二八號

賣藥法公布前免許ヲ受ケタル賣藥ニシテ公布後方名其他免許事項ヲ變更シタルモノハ法第二十五條ニ依リ取扱フヘキモノニアラサル旨客年七月十五日發衛第一〇四號ヲ以テ及通達候處當該行政廳ノ命令ニ依リ變更シタル場合ニ限リ法第二十五條ニ依リ取扱可然候

●賣藥免許事項ニ關スル件

大正十一年十月六日 發第一二五號

左記ノ件ニ關シ取締上疑義相生シ且差迫リタル事件モ有之候條至急何分ノ御回

示相成度此段及照會候也

一、免許ヲ與ヘタル方名

（プリン散）

特効散

婦人聖王女神

善光寺目薬

其營業者カ被包又ハ廣告文中ニ掲載スル方名

解熱（プリン散）

婦人聖王女神

善光寺目薬

善光寺目薬

右ノ如キ場合ハ法上方名ノ變更ト看做スヘキヤ否ヤ

二、方名變更申請ノ件

從前免許ヲ與ヘタル方名

今同變更ノ申請ニ係ル方名

三、賣藥効能書ノ件

右ノ如キ場合賣藥等ノ文字ヲ使用スル方名ハ免許ハ難相成モノナルヤ

右ノ如キ効能書ハ法上誇大ノ事項ト認ムヘキヤ

衛生局長回答 大正十一年十月二十日

本件ニ關シ十月六日付發第一二五號ヲ以テ御照會ノ趣承右ハ左記ノ通ニ有之候條御了知相成度

記

一、方名婦人聖王女神ヲ婦人女神ト記載セル以外ノモノハ總テ之ヲ變更ト認ム

二、賣藥ノ文字ハ使用セシメサル様致度

三、何レモ誇大ノ事項ト認ム

●賣藥稅法廢止ノ件

大正十五年三月二十七日

法律第十九號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル賣藥稅法廢止法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布ス

賣藥稅法ハ之ヲ廢止ス

附則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前印紙ヲ貼用スヘカリシ賣藥者ハ賣藥類似品又ハ外國輸出ノ爲メニ賣藥稅ヲ免除シタル賣藥者ハ賣藥類似品ニ付テハ仍舊法ニ依ル

賣藥營業者又ハ賣藥類似品營業者本法施行後其ノ所持ニ係ル賣藥又ハ賣藥類似品中性効ヲ失シタルモノヲ廢棄セムトスルキハ命令ノ定ムル所ニ依リ既貼印紙稅額ノ五割ニ相當スル金額ノ交付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得但シ本法施行後二年ヲ過キタルトキハ此ノ限りニ在ラス

●賣藥稅法施行規則廢止ノ件

大正十五年三月三十一日

勅令第三十五號

朕賣藥法施行規則廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

賣藥稅法施行規則ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行前印紙ヲ貼用スヘカリシ賣藥者ハ賣藥類似品又ハ外國輸出ノ爲メニ賣藥稅ヲ免除シタル賣藥者ハ賣藥類似品ニ付テハ仍舊法令ニ依ル

大正十五年法律第十九號附則第三項ノ規定ニ依リ交付金ノ交付請求セムトスルモノハ其ノ賣藥又ハ賣藥類似品ノ品名數量定價及交付ヲ受テヘキ金額ヲ記載シタル申請書ニ其ノ賣藥又ハ賣藥類似品ヲ添ヘ所轄稅務署ニ提出スヘシ

左ノ場合ニ於テハ交付金ヲ交付ス

一、交付ヲ受テヘキ金額カ一口五圓未滿ナルトキ

二、記載シ封緘ヲ爲スヘシ

三、第五條 製劑ノ請買ヲ爲サントスル者ハ劑名並發賣者ノ住所氏名ヲ明カニシ所轄稅務署官署ニ届出ツヘシ

第六條 私ニ製劑ノ藥味、分量、製法、用法、用量、効能ノ變更ヲ爲シタルトキハ製劑販賣ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第七條 發賣者ニシテ前條ノ處分ヲ受ケタルトキハ直ニ請買者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

請買者ニシテ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ請買ヲ停止シ其ノ製劑ヲ發賣者ニ返附シ又ハ棄却ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 發賣者發賣シ又ハ縣外ニ轉住シタルトキ又ハ本人ガ失踪又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ直ニ許可證ヲ本廳ニ返納スヘシ

第九條 許可證ヲ毀損亡失シ又ハ其ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ再下付又ハ書換ヲ本廳ニ届出ツヘシ

第十條 請買者ニシテ住所氏名ヲ變更シ又ハ廢業シタルトキ又ハ本人ガ失踪又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ直ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署官署ニ届出ツヘシ

第十一條 警察官署又ハ衛生技術員ハ隨時營業所ニ臨檢スルコトヲ得

第十二條 警察官署ニ於テ藥品試驗ノ爲メ必要ト認ムルトキハ所要ノ分量ヲ收取スルコトヲ得

第十三條 本則第二條第四條第五條第七條乃至第十條ニ違背シ又ハ第十一條ノ臨檢ヲ拒ミタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ料科ニ處ス

私ニ有毒藥ヲ配伍シタル者ハ五十圓以上ノ罰金若ハ二十圓未滿ノ料科又ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

第十四條 營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

●賣藥部外製劑取締規則

四十一年十二月二日

高知縣令第三十七號

明治三十六年高知縣令第二十一號賣藥部外製劑取締規則左ノ通改正ス

第一條 本則ニ於テ賣藥部外製劑ト稱スルハ治病ノ目的ニアラスシテ販賣スル製劑ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノヲ云フ

一、防腐、防臭、矯味、澄清用製劑

二、蛋、虱、蚊、蟻、鼠其ノ他蟲類驅除用製劑

三、染髮、毛生、皮膚用製劑

四、藥劑ヲ配伍セル化粧品、齒粉、石鹼類

第二條 賣藥部外製劑ヲ發賣セントスル者ハ劑名、藥味、分量、製法、用法、用量、効能ヲ詳記シ現品ヲ添ヘ本廳ニ届出許可ヲ受テヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

縣外ニ於テ許可ヲ受ケタル製劑ト雖本縣ニ於テ製劑ノ上發賣セントスル者ハ亦前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第三條 未成年者禁治產者ノ願屆ニハ法定代理人、準禁治產者ノ願屆ニハ保佐人又妻ノ願ニハ夫ノ連署ヲ要ス但シ民法第十七條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 製劑ノ包紙又ハ容器ニハ劑名、用法、用量、効能及發賣者ノ住所氏名

第五編 衛生 第十章 賣藥

二七九

第十一章 毒物、劇物

毒物劇物營業取締規則

明治四十五年五月十日
內務省令第五號

第一條 本令ニ於テ毒物劇物ト稱スルハ醫藥以外ノ用ニ供セシムル目的ヲ以テ販賣スル毒性及ハ劇性ノ物品ニシテ別ニ指定シタルモノヲ謂フ
 明治二十二年(三月)法律第十號藥品營業並藥品販賣規則第三十五條ニ依リ定メラレタル毒藥劇藥ノ品目ニ該當スル物品ニシテ前項ノ指定ヲ受ケサルモノハ醫藥用品(同法第二十六條但書及第二十七條但書ノ場合ヲ含ム)ノ外之ヲ貯藏、陳列、販賣又ハ譲與スルコトヲ得ス
 第二條 毒物劇物營業ヲ爲サントスル者ハ地方長官(東京府ニ在テハ警視總監以下ニ依リ)ノ許可ヲ受テヘシ
 藥劑師、藥種商又ハ製藥者毒物劇物營業ヲ爲サントスルトキハ地方長官ニ届出ヘシ
 第三條 未成年者、瘋癲白痴者其ノ他毒物劇物ノ取扱ヲ爲スニ堪ヘスト認ムヘキ者及法人ハ其ノ取扱ヲ爲サシムル爲メ地方長官ノ許可ヲ得タル營業管理人ヲ置クニ非サレハ毒物劇物營業ヲ爲スコトヲ得ス
 第四條 毒物劇物ハ堅牢ナル容器又ハ被包ニ容レ之ヲ密閉シ其ノ容器又ハ被包ニ醫藥用外ノ四字及其ノ品名並毒物ニハ毒物ノ二字劇物ニハ劇物ノ二字ヲ明記スヘシ
 前項ノ文字ハ其ノ品名ヲ除ク外毒物ニ付テハ赤地ニ白色、劇物ニ付テハ白地ニ赤色ヲ以テ記載スヘシ
 第五條 毒物ハ他ノ物品ト區別シ貯藏、陳列スヘシ劇物ニ付テ亦同シ
 毒物ヲ貯藏、陳列スル場所ニハ鎖鑰ヲ施シ其ノ外部ニ醫藥用外毒物ノ六字ヲ明記スヘシ
 第六條 毒物劇物ヲ取扱フニハ專用ノ器具ヲ備ヘ毒物又ハ劇物ノ文字ヲ其ノ器

具ニ明記スヘシ

第七條 毒物劇物營業者毒物劇物ヲ交付スルニハ其ノ容器又ハ被包ニ其ノ營業所氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及第四條所定ノ文字ヲ明記スヘシ但毒物劇物營業者ニ交付スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 飲食物容器ハ之ヲ前項ノ容器ニ充用スルコトヲ得ス
 第八條 毒物劇物營業者ハ業務上、學術上又ハ技藝上必要アリト認ムル者ヨリ左ノ各號ノ一ニ依リ其ノ從事スル業務、學術若ハ技藝ヲ證明シ且ツ品名、數量、使用ノ目的、年月日、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及職名ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提出スルニ非サレハ之ヲ販賣譲與スルコトヲ得ス
 一 毒物劇物營業者知人ノ證明
 二 官公署又ハ學校ノ證明其ノ他徵證トナルヘキ官公文書
 毒物劇物營業者自己ノ知人ニ毒物劇物ヲ販賣譲與スル場合ニ付テハ前項ノ證明ヲ要セス
 家事上必要ナル毒物劇物ニシテ別ニ指定スルモノニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セス
 前項ノ毒物劇物ハ品名、數量、年月日、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提出スルニ非サレハ之ヲ販賣譲與スルコトヲ得ス
 第一項及第四項ノ證書ハ其ノ日附ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ
 第九條 毒物劇物營業者ハ毒物劇物ノ販賣譲與ヲ受ケムトスル者前條ノ要件ヲ具備スルモ十四歳未満ノ者又ハ不安心ト認ムヘキ者ニハ之ヲ交付スルコトヲ得ス
 第十條 毒物劇物營業者官公署、官公立ノ學校及製造所等ニ對シ毒物劇物ヲ販賣譲與スル場合ニハ第八條ノ手續ヲ要セス
 毒物劇物營業者ノ間ニ於テ販賣譲與スル場合ニハ第八條ノ證書ヲ要セス
 第十一條 卸賣用ノ毒物劇物ニ付テハ其ノ容器又ハ被包ニ品名ヲ記シ若ハ錯誤ヲ來ササル文字又ハ記號ヲ使用スル限リ第四條ノ容器又ハ被包ノ記載ニ關スル規定ヲ適用セス

前項ノ毒物ヲ貯藏スル場合ニ付テハ第五條第二項ノ規定ヲ適用セス

第十二條 地方長官ハ吏員ヲシテ毒物劇物ヲ製造、貯藏又ハ販賣スル場所ヲ巡視セシムルコトヲ得

第十三條 地方長官ハ試験ノ用ニ供スル爲メ必要ナル分量ノ毒物劇物ヲ收去スルコトヲ得

前項ニ依リ收去ヲ執行スル場合ニ於テハ明治三十三年內務省令第十號第二條第三條ノ規定ヲ適用ス

第十四條 毒物劇物營業者警察以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ其ノ業務ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

地方長官ハ毒物劇物營業者ノ業務ヲ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

第十五條 本令ノ執行ニ關シ當該吏員ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

毒物劇物ノ容器又ハ被包ニ虛偽ノ記載ヲナシタル者若ハ第一條第二項第八條第一項又ハ第四項ニ違背シタル者ハ前項同シ

第十六條 第二條ノ許可ヲ受ケス者ハ其ノ届出ヲ爲サスシテ毒物劇物營業ヲ爲シタル者、禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者、第四條、第五條、第七條、第八條第五項、第九條ニ違背シタル者又ハ毒物劇物ノ容器若ハ被包ニ誤記ヲ爲シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第六條ニ違背シタル者ハ料科ニ處ス

第十八條 毒物劇物營業者カ未成年者又ハ癡弱者ナルトモハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ヘ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 毒物劇物營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第二十條 法人ハ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令發布ノ際現ニ毒物劇物ノ營業ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ地方長官ニ届出テ毒物劇物ノ營業ヲ爲スコトヲ得

毒物劇物營業取締細則

明治四十五年六月二十九日
高知縣令第二十八號

改正
大正三年縣令第二十四號
同一二年省令二號

第一條 毒物劇物營業ノ免許證札ヲ受ケントスル者ハ關係ニ住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添付スヘシ)營業所ノ位置及品名ヲ記シ履歷書ヲ添付シ本廳ニ差出スヘシ營業管理人ヲ置キ營業セントスル者ハ前項ノ外管理入ノ住所、氏名、生年月日ヲ記シ其ノ履歷書ヲ添付スヘシ

第二條 藥劑師、藥種商、製藥者、毒物劇物營業ヲ爲サントスルトキハ履歷ニ住所、氏名、生年月日、營業所ノ位置ヲ記シ免狀又ハ證札ノ原本ヲ添付シ本廳ニ差出スヘシ

第三條 毒物劇物營業者ニシテ支店ヲ設ケントスルトキハ關係ニ支店ノ位置管理入ノ住所、氏名、生年月日ヲ記シ其ノ履歷書ヲ添付シ本廳ニ差出スヘシ

第四條 毒物劇物營業者免許證札ヲ毀損、亡失シ又ハ證札記載ノ事項ノ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シ十日以内ニ本廳ニ願出證札ノ訂正又ハ再下付ヲ受テヘシ

第五條 毒物劇物營業者廢業、支店廢止、他府縣轉住ノ場合ハ本人ヨリ、死亡又ハ行簡不明ノ場合ハ戶主、家族又ハ同居者ヨリ十日以内ニ本廳ニ届出ヘシ此ノ場合ニ於テ免許證札アルモノハ之ヲ返納スヘシ

第六條 營業管理人ヲ變更セントスルトキハ願書ニ其ノ事由並後任者、氏名、生年月日ヲ記シ其ノ履歷書ヲ添付シ本廳ニ提出スヘシ

營業管理人ノ住所、氏名、生年月日ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ本廳ニ届出ヘシ

第六條ノ二 第一條第一項ノ出願者及第一條第二項、第三條、第六條第一項ノ營業管理人タラントスル者ニ對シ必要ト認ムルトキハ試驗ヲ行フコトアルヘシ

長二尺五寸

高知縣免許第 號(鑑札番號ヲ記ス)

毒物 劇物 營業

郡市町村

氏

名

寸八廣

第八條 毒物劇物營業取締規則第八條ノ證明ハ文書ヲ用ウヘシ但シ證書ニ與シ證明書ハ證書ニ添付シテ保存スヘシ

第九條 毒物劇物營業者ニシテ開業、休業、復業シタルトキハ五日以内ニ本廳ニ届出ヘシ

第十條 毒物劇物營業者左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ免許ノ効ヲ失フモノトス

一 三箇月以内ニ開業セザルモノ

二 六箇月以上休業スルモノ

三 行商不明トナリタルトキ

第十一條 毒物劇物營業取締規則並本則ニ依リ本廳ニ差出スヘキ願書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十二條 本則第三條乃至第五條第七條乃至第九條ニ違背シタル者ハ拾圓未満ノ料科ニ處ス

附 則

本則ハ明治四十五年七月一日ヨリ施行ス

毒物劇物營業取締規則附則ニ依ル願書ハ本則第一條第二條ニ準據スヘシ

●毒物劇物營業取締規則第一條ノ毒物劇物指定

改正 明治四十五年五月十日 內務省令第六號 大正一〇年 省令第一八號

明治四十五年(五月)內務省令第五號毒物劇物營業取締規則第一條ニ據ル毒物劇物品目左ノ通指定ス

毒物

チアン水素酸、チアンカリウム其ノ他チアン化合物並製劑但ベルリン藍色素、黃色血油酸及赤色血油酸ヲ除ク

可溶性ウラニウム鹽類並ウラニウム含有ノ著色料

フルオール水素酸

砒素、其ノ化合物並製劑及砒素含有著色料

水銀化合物及水銀含有著色料但亜クロール汞、黃色ヨード汞、油酸汞、白降汞

雷汞、チアン、酸水銀、朱ヲ除ク

劇物

「バリウム化合物但硫酸バリウム一ヲ除ク

パラフェニールエーミン、其ノ鹽類並製劑

藤黃其ノ製劑

銅化合物但銅ヲ除ク

硫化砒素並其ノ含有物但十プロセントヲ含有スルモノヲ除ク

編 類

燐燐類

ニトロベンツォール

粗製フォルマリン

クロロフォルム

クロロエチール

クロール酸類

プロムエチール

アンチモニウム化合物並其ノ製劑但金硫黃ヲ除ク

クロールピクリン並其ノ製劑

苗葉並其ノ製劑

●毒物劇物營業取締規則第八條第三項ノ毒物劇物指定

改正 明治四十五年五月十日 內務省令第七號 明治四十五年 省令第一〇號

明治四十五年(五月)內務省令第五號毒物劇物營業取締規則第八條第三項ノ毒物劇物品目左ノ通指定ス

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、燐ヲ含有スル殺鼠用製劑

一、燐草製劑又ハ亜クロール汞ヲ含有スル燐燐用製劑

一、パラフェニールエーミンヲ含有スル染毛用製劑

一、消火器用ノ硫酸又ハ鹽酸

苛性カリ並其ノ製劑但五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

苛性ナトリウム並其ノ製劑但五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

カドミウム並其ノ化合物

ヨード並其ノ製劑

燐草製劑

ナトリウム

鉛化合物但硫酸鉛ヲ除ク

クロール酸カリウム並其ノ製劑但クロール酸類ヲ主トセル燐燐類ヲ除ク

クロール酸

クロールムカリウム、重クロールム酸カリウム並其ノ製劑

クロール酸

プロム

プロム水素酸

鹽酸並其ノ含有物但クロール水素十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

アニリン並其ノ化合物

亜クロール汞並其ノ製劑

第十二章 阿片、痘院、血清

●阿片法

大正八年四月
法律第四十三號

第一條 阿片ヲ製造セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ
 第二條 阿片製造人ハ地方長官ノ定ムル期日迄ニ毎年其ノ製造シタル阿片ヲ政府ニ納付スヘシ
 前項ノ阿片ハ政府ニ於テ試驗ヲ施シ其ノ莫見比程含量所定ノ度ニ適スルモノニハ賠償金ヲ交付シ其ノ不適品ハ無償ニテ燒却ス
 第三條 阿片ハ政府ニ於テ醫藥用品及製藥用品ニ限り封緘ヲ施シ之ヲ賣下ケ又ハ交付スルモノトス
 阿片ハ政府ノ賣下ケタルモノ又ハ交付シタルモノニ非サレハ之ヲ賣買、授受所有又ハ所持スルコトヲ得ス
 第四條 阿片ハ内務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ輸出スルコトヲ得ス
 第五條 第二條ニ依リ賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫見比程含量及賠償金額並ニ賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫見比程含量ヲ增加シ又ハ賠償金額ヲ低減セントスルトキハ一箇年以前ニ告示スヘシ
 第六條 醫藥用阿片ハ地方長官ヲシテ其ノ管内藥劑師藥商中相當ノ人員ヲ指定シテ賣下ケシム
 第七條 醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者醫藥用阿片ヲ要スルトキハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ證明ヲ受ケ醫藥用阿片販賣人ニ賣渡ヲ請求スヘシ
 第八條 醫藥用阿片販賣用ノ阿片ヲ販賣ノ目的以外ニ供セムトスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受ケヘシ

第九條 地方長官必要ト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ對シ醫藥用阿片ヲ賣下ケタルコトヲ得
 第十條 醫藥用阿片ハ第六條第一項若ハ前條ニ依ル場合又ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ賣渡シ又ハ賣受タルコトヲ得ス
 第十一條 醫藥用阿片販賣人ハ第六條第一項ニ依リ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ醫藥用阿片ノ賣渡ヲ拒ムコトヲ得ス
 第十二條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ超エテ醫藥用阿片ヲ販賣スルコトヲ得ス
 第十三條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル醫藥用阿片ノ容器ヲ開披シ若ハ改裝又ハ封緘ヲ破毀スルコトヲ得ス
 第十四條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル醫藥用阿片ニシテ封緘ノ無効トナリタルモノ又ハ容器ヲ改裝シタルモノヲ販賣スルコトヲ得ス
 第十五條 醫藥用阿片ノ賣下ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第十六條 依リ賣下ケタル阿片ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ賣渡シ又ハ賣受タルコトヲ得ス
 第十七條 官廳又ハ官立ノ病院若ハ學校ニ於テ阿片ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付ヲ受ケヘシ
 第十八條 第三條第二項又ハ第三條ノ二ニ違背シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第十九條 阿片ヲ輸入シタル者ノ罰則前項ニ同シ
 第二十條 第三條第二項ニ違背シテ所有又ハ所持スル阿片ハ之ヲ沒收ス
 第二十一條 第一條、第六條第二項、第七條、第七條ノ三、第八條又ハ第八條ノ二第二項ニ違背シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十二條 第二條第一項ニ違背シタル者ハ參百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十三條 前條

第十二條ノ二 藥品營業者又ハ阿片製造人未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 第十三條 藥品營業者又ハ阿片製造人ハ其ノ代理人、家主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カサルコトヲ得ス
 第十四條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ犯罪ニ之ヲ準用ス
 第十五條 第十二條ノ二又ハ第十二條ノ三ニ依ル場合ニ於テハ懲役禁錮又ハ拘留ニ處スルコトヲ得ス
 第十六條 第十二條ノ四ノ規定ハ第九條ノ犯罪ニ付之ヲ適用セス
 第十七條 阿片製造人又ハ醫藥用阿片販賣人此ノ法律又ハ其ノ施行ニ關スル規則ニ違背シタルトキハ地方長官ハ其ノ許可又ハ指定ヲ取消スルコトヲ得

附 則
 第十四條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス
 第十五條 此ノ法律施行ノ日現ニ阿片製造人タルノ許可ヲ有スル者ハ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
 第十六條 此ノ法律施行以前地方廳ニ預リ置キタル阿片ハ之ヲ燒却ス
 第十七條 明治十一年布告第二十一號藥用阿片賣買並ニ製造規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

附 則
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 本法施行ノ際現ニ醫藥用阿片販賣人タル者ハ第五條ニ依リ指定ヲ受ケタル醫藥用阿片販賣人ト看做ス

●阿片法施行規則
 大正八年六月
 內務省令第四號

第一條 阿片製造ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ住所、職業及履歷ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ
 第二條 阿片製造人ハ地方長官ノ定ムル期日迄ニ毎年稟報栽培ノ場所及反別ヲ地方長官ニ提出ヘシ
 第三條 阿片製造人阿片ヲ政府ニ納付セントスルトキハ其住所氏名及阿片ノ數量ヲ記シタル納付書ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ現品ニハ製造人ノ住所氏名及阿片ノ數量ヲ記シタル木札ヲ付スルコトヲ要ス
 第四條 地方長官阿片ノ納付ヲ受ケタルトキハ納付書ヲ添ヘ速ニ之ヲ東京又ハ大阪衛生試驗所ニ送付スヘシ
 第五條 衛生試驗所阿片ノ送付ヲ受ケタルトキハ其莫見比程含量ヲ試驗シ賠償金交付ノ手續ヲ爲スヘシ但シ五匁未満ノ納付品ニハ試驗ヲ施スコトヲ要セス
 第六條 政府ニ於テ賣下ケ又ハ交付スル醫藥用阿片ハ第一號(五グラム入)第二號(二十五グラム入)及第三號(四百五十グラム入)ノ容器ニ納メ每容器ニ定價ヲ付シ東京衛生試驗所ノ證書ヲ以テ之ヲ封緘ス
 第七條 醫藥用阿片販賣人ハ其營業所ニ醫藥用阿片販賣所タル旨ヲ標示スヘシ藥用阿片ノ數量ヲ決定シ容器ノ種類及其個數ヲ記シ二月前ニ地方長官ニ賣下ヲ請求スヘシ但必要アルトキハ其ノ事由ヲ具シ臨時請求スルコトヲ得
 第八條 醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師、又ハ製藥者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スルトキハ其ノ數量使用ノ目的並ニ業務所、職業、氏名及年月日ヲ記シ捺印シ

タル渡渡請求書ニ付數量五十グラム以下ナルトキハ所轄警察官署、五十グラムヲ超ユルトキハ地方長官ノ證明ヲ受ケ其道府縣内ノ醫藥用阿片販賣人ニ提出シ渡渡ヲ受ケヘシ

調劑用トシテ第一號(五グラム入)一箇ヲ要スル場合ハ前項ノ證明ヲ受ケタルコトヲ要セス但一年ヲ通シ五箇ヲ超ユルトコトヲ得ス

第九條 公立ノ病院若ハ學校又ハ法人ニ於テ調劑用トシテ醫藥用阿片ヲ要スルトキハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス學術研究ヲ爲ス者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スルトキ亦同シ

第十條 醫藥用阿片販賣人ハ醫藥用阿片ヲ其ノ道府縣以外ニ於テ使用スルモノニ販賣シ又ハ之ヲ其ノ道府縣以外ニ搬出スルコトヲ得ス

第十一條 醫藥用阿片販賣人ハ外國ニ在ル帝國臣民タル醫師、齒科醫師、獸醫又ハ藥劑師ニ於テ調劑用ニ供スル場合ニ限リ内務大臣ノ許可ヲ受ケテ醫藥用阿片ヲ輸出スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ醫藥用阿片ノ數量、使用ノ目的輸出先、使用者ノ業務所、職業及氏名ヲ具シ使用者業務所地ノ帝國官廳ノ證明アル注文書ヲ添ヘ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ申請スヘシ

第十二條 醫藥用阿片販賣人阿片法第六條第二項ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ醫藥用阿片ノ數量及使用ノ目的ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

第十三條 阿片製造人其住所各ハ氏名ヲ變更シ、廢業シ又ハ死亡シタルトキハ本人、戶主若ハ相續人ニ於テ十日内ニ地方長官ニ届出ツヘシ醫藥用阿片販賣人其ノ營業所若ハ氏名ヲ變更シ又ハ死亡シタルトキ亦同シ

第十四條 醫藥用阿片販賣人醫藥用阿片販賣業ヲ廢止セムトスルトキハ地方長官ニ其ノ指定ノ取消ヲ申請スヘシ

第十五條 阿片製造人廢業シ若ハ死亡シタルトキ又ハ醫藥用阿片販賣人其ノ指定ノ取消ヲ受ケタルトキハ本人、戶主若ハ相續人ニ於テ三十日内ニ既製ノ阿片又ハ販賣殘餘ノ醫藥用阿片ノ買上ヲ地方長官ニ請求スヘシ但シ相續人阿片製造ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

シメ又ハ第二十條乃至第二十二條ノ書類帳簿ヲ檢査セシムルコトヲ得

第二十五條 阿片法及本令中地方長官ノ職務ハ東京市ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

第二十六條 第二條、第六條、第十三條、第十五條、第十六條第三項、第二十三條又ハ附則第三項ノ規定ニ違背シタルモノハ科料ニ處ス

第二十七條 第十條及第二十條乃至第二十二條ノ規定ニ違背シタル者又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ巡視若ハ檢査ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ大正八年法律第四十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

阿片法附則第三項ノ規定ニ依リ醫藥用阿片ノ買上價格ハ大正八年三月内務省告示第十八條ニ掲ケタル定價ニ依ル

阿片法附則第三項ノ規定ニ依リ醫藥用阿片ヲ渡渡シタル場合ニ於テハ十日内ニ其ノ數量ヲ具シ地方長官ニ届出ツヘシ

●製藥用阿片賣下ニ關スル件

大正六年八月十四日 内務省令第六號

製藥用阿片賣下ニ關スル件左ノ通定ム

- 第一條 製藥用阿片ハ「モルヒネ」其他ノ阿片アルカロイド又ハ其ノ誘導體若ハ製品ノ製造販賣ヲ目的トスル株式会社ニシテ内務大臣ノ指定シタルモノニ限リ之ヲ賣下スルモノトス
 - 第二條 前條ノ指定ヲ受ケムトスル會社ハ左ノ事項ヲ具シ内務大臣ニ申請スヘシ
 - 一 定款
 - 二 製造所ノ位置
 - 三 阿片ヲ原料トスル製造品ノ種類、一箇年ノ製造額定數量
 - 四 業務執行者及主任技術者ノ氏名履歷
- 前項各號ノ事項ニ變更ヲ要スルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケタヘシ

第十六條 醫藥用阿片販賣人死亡シタルトキハ戶主若ハ相續人ヨリ三十日内ニ販賣殘餘ノ醫藥用阿片ノ買上ヲ地方長官ニ請求シ又ハ其道府縣内ノ醫藥用阿片販賣人ニ渡渡スルコトヲ得

第十七條 醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者廢業シ若ハ死亡シタルトキハ本人、戶主若ハ相續人ヨリ三十日内ニ使用殘餘ノ醫藥用阿片ノ買上ヲ地方長官ニ請求シ又ハ醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ渡渡スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ渡渡シタル場合ニ於テハ十日内ニ其ノ數量ヲ具シ地方長官ニ届出ツヘシ

第九條ニ掲ケタル者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スル事業ヲ廢止シタルトキ使用殘餘ノ醫藥用阿片ニ付亦前二項ニ準ス

第十七條 前二條ノ規定ニ依ル手續ハ戶主若ハ相續人不在又ハ夫定ナル時ハ其財產ヲ管理スル者ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十八條 地方長官醫藥用阿片販賣人ノ指定シ若ハ其ノ指定ヲ取消シタル時ハ之ヲ告示スヘシ醫藥用阿片販賣人ノ營業所若ハ氏名ヲ變更又ハ死亡ノ届出ヲ受ケタルトキ亦同シ

第十九條 官廳、官立ノ病院若ハ學校ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スルトキハ東京衛生試驗所ニ其ノ交付ヲ請求スヘシ

第二十條 醫藥用阿片販賣人ハ第八條ノ渡渡請求書ヲ醫師、齒科醫師、獸醫又ハ藥劑師ハ阿片法第七條ノ處方箋ヲ其ノ日附ヨリ十年間保存スヘシ

第二十一條 藥劑師及製藥者ハ帳簿ヲ備ヘ製藥用ニ供シタル醫藥用阿片ノ數量、製劑ノ品名及年月日ヲ記入シ其ノ日附ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ醫師、齒科醫師、獸醫又ハ第九條ニ掲ケタル者醫藥用阿片ヲ製藥用ニ供シタルトキ亦同シ

第二十二條 醫藥用阿片販賣人ハ帳簿ヲ備ヘ醫藥用阿片ノ受揚高受揚年月日及渡渡請求人ノ職業氏名ヲ記入シ其ノ日附ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ

第二十三條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ會計年度ニ依リ毎年度ノ醫藥用阿片受揚高ヨリ年度經過後三十日内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十四條 地方長官ハ衛生官更又ハ警察官更ヲシテ阿片製藥ノ場所ヲ巡視セ

第三條 製藥用阿片ノ賣下ヲ受ケムトスルトキハ會社ハ其ノ數量ヲ具シ東京衛生試驗所長ニ請求スヘシ

前項ノ賣下代價ハ東京衛生試驗所長之ヲ定ム

第四條 會社ハ帳簿ヲ備ヘ製藥用阿片ノ買受、用途及製造品ノ渡渡ニ關スル事項ヲ明記スヘシ

前項ノ帳簿ハ三年間之ヲ保存スヘシ

第五條 製藥用阿片ハ之ヲ渡渡スルコトヲ得ス

第六條 内務大臣ハ會社ニ對シ阿片ヲ原料トスル製造品ノ製造販賣狀況ノ報告ヲ命ジ又ハ官吏ヲシテ之ヲ檢査セシムルコトヲ得

第七條 會社ニ於テ阿片ヲ原料トスル製造品ノ製造販賣ヲ廢止シ又ハ會社力解散シ若ハ内務大臣ノ指定ヲ取消サレタルトキハ製藥用阿片ノ殘餘ハ十日内ニ東京衛生試驗所長ニ買戻ヲ請求スヘシ

前項ノ買戻代價ハ東京衛生試驗所長之ヲ定ム

第八條 會社ニシテ阿片法又ハ本令ノ規定ニ違背シタルトキ若ハ内務大臣ノ命令ヲ遵守セサルトキハ内務大臣ハ其ノ指定ヲ取消スコトアルヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比混含量及賠償金額

大正十年六月九日 内務省告示第百十二號

阿片法第四條ニヨリ大正十一年六月六日以後賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比混含量及賠償金額左ノ通改正ス

賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比混含量

阿片百分中莫兒比混含量三分以上

賠償金額 阿片賠償金額

阿片百分中莫兒比混含量三分以上四分未満ノモノ百匁ニ付金五圓

同四分以上七分未満ハ一分ヲ増ス毎ニ金壹圓、七分以上ハ一分ヲ増ス毎ニ金貳圓ヲ加フ

但シ五匁未満ノ納付品ハ其兒比混含量ニ拘ハラズ百匁ニ付金五圓ノ割ヲ以テ賠償金ヲ交付ス

●政府ニ於テ賣下クヘキ阿片ノ價格並定價

大正八年三月二十八日
内務省告示第十八號

政府ニ於テ賣下クヘキ阿片ノ價格並定價左ノ通相定メ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

阿片賣下價格

- 第一號 五グラム入 金五拾錢
- 第二號 二十五グラム入 金貳圓五拾錢
- 第三號 四百五十グラム入 金四拾貳圓五拾錢
- 阿片定價
- 第一號 五グラム入 金六拾錢
- 第二號 二十五グラム入 金壹圓
- 第三號 四百五十グラム入 金五拾圓

●阿片賣下代價收入印紙ニテ納付セシムルノ件

明治三十二年
勅令第六五號
大正八年
勅令第四三一號改正

阿片法ニ依リテ納ムヘキ醫藥用阿片賣下及交付代價ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ム

本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

年月日	検査官印	製		醫藥用阿片數量
		年月日	品名數量	

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

- 第一號 阿片法施行規則左ノ通定ム
- 第二號 阿片法施行規則第二條藥業栽培ノ場所及反別ノ届出期日ハ毎年三月末日迄トス
- 第三號 阿片法第二條ノ阿片納付期日ハ毎年七月末日迄トス
- 第四號 醫藥用阿片販賣人其ノ營業所營業所在地警察官署ノ管區外ニ移轉シタルトキハ販賣人タルノ資格ヲ失フ
- 第五號 阿片法第七條ニヨリ醫師齒科醫師獸醫ニ於テ作成スル處方箋ハ他ノ處方箋ト區別シ月日順ニ編綴保存スヘシ但阿片專用處方箋ヲ以テ處方箋ニ代フルコトヲ得
- 第六號 阿片法施行規則第二十一條ニ依リ備付クヘキ帳簿ハ第一號様式ニ同則第二十二條ニ依リ備付クヘキ帳簿ハ第二號様式ニ據ルヘシ
- 第七號 阿片法施行規則第十六條第三項ニ依ル届書ハ請受人ト通署スルヲ要ス
- 第八號 阿片法第一條及本則第一條第六條ニ因ル届届ハ所轄警察官署ヲ經由ス

●阿片法施行細則

大正九年三月
高知縣令第八號

第二號様式

阿片受拂明細簿

受拂年月日	事由	受拂	拂	残

●傳染病研究所痘苗血清等販賣規程

大正四年九月十四日
文部省令第十三號

改正
大正五年三月文部省令第七號 六月第一號
大正五年五月文部省令第九號 八月第一號
大正五年七月文部省令第十一號 九月第一號
大正五年九月文部省令第十三號 十一月第一號
大正五年十一月文部省令第十五號 一月第一號
大正五年十二月文部省令第十七號 三月第一號
大正六年一月文部省令第十九號 五月第一號
大正六年二月文部省令第二十一號 七月第一號
大正六年三月文部省令第二十三號 九月第一號
大正六年四月文部省令第二十五號 十一月第一號
大正六年五月文部省令第二十七號 一月第一號
大正六年六月文部省令第二十九號 三月第一號

傳染病研究所痘苗血清等販賣規程左ノ通定ム

第一條 傳染病研究所ニ於テ製造販賣スル痘苗、血清等ハ左ノ各種トス

- 痘苗
- 「チフテリア」血清、「チフテリア」抗毒素、破傷風血清、腸チフス血清
- 赤痢病血清(多價)、「コレラ」血清、「ペスト」血清、蟻鼠痘血清、
- 連鎖球菌血清、流行性腦脊髄膜炎血清、肺炎球菌血清、「インフルエンザ」菌肺炎球菌混合血清、健康馬血清、黃疸出血血清スピロヘータ血清
- (ワイル氏病病原血清)
- 「ツベルクリン」菌、丹毒連鎖球菌「ワクテン」、「腸チフス」、「ワクチ

第五編 衛生 第十二章 阿片、痘苗、血清

- ン」「バラチフス」A菌「ワクテン」、「バラチフス」B菌「ワクテン」
- 「バラチフス」菌混合「ワクテン」、「腸チフス」菌混合「ワクテン」、赤痢「ワクテン」、「コレラ」、「ワクテン」、「ペストワクテン」、「インフルエンザ」菌肺炎球菌混合「ワクテン」、黄疽出血血清「スピロヘータ」
- 「ワクテン」(ワイル氏病病原血清)
- 百日咳菌「ワクテン」、麻菌「ワクテン」、狂犬病「ワクテン」
- 大體用狂犬病「ワクテン」預防液、腸チフス診斷液「バラチフス」A型診斷液「バラチフス」B型診斷液、微菌診斷液
- 第二條 前條ノ痘苗、血清等ノ賣渡ヲ受ケムトスル者ハ傳染病研究所ニ請求スヘシ但シ痘苗ヲ除ク外血清等ノ賣渡ヲ受ケムトスル者ハ官衙、公衆、公共團體醫師藥劑師又ハ藥商ニ限ル
- 第三條 外國ヨリ痘苗、血清等ノ請求アリタルトキハ本邦ノ供給ニ妨ナキ場合ニ限り之ニ應スルモノトス
- 第四條 痘苗血清等ノ定價ハ左ノ如シ但シ本邦及支那ニ限り運送費ヲ要セス

- 痘苗 一具(五人分) 金七錢
- 「チフテリア」血清 金四十五錢
- 「チフテリア」血清 金九十錢
- 第一號 一壺(五〇〇) 免疫單位 金四十五錢
- 第二號 一壺(一、〇〇〇) 免疫單位 金九十錢
- 第三號 一壺(一、五〇〇) 免疫單位 金一圓三十五錢
- 第四號 一壺(三、〇〇〇) 免疫單位 金二圓七拾錢
- 第五號 一壺(五、〇〇〇) 免疫單位 金四圓五拾錢
- 乾燥「チフテリア」血清一壺(五、〇〇〇) 免疫單位 金四圓五拾錢
- 「チフテリア」抗毒素 金七圓五十錢

第一號 一壺(一、〇立方センチメートル三、〇〇〇) 免疫單位

金七圓五十錢

第二號 一壘(三、〇立方センチメートル四、五〇〇免疫單位) 金十一圓二十五錢
 第三號 一壘(四、〇立方センチメートル六、〇〇〇免疫單位) 金拾五圓

乙種

第一號 一壘(三、〇立方センチメートル三、〇〇〇免疫單位) 金六圓
 第二號 一壘(四、五立方センチメートル四、五〇〇免疫單位) 金九圓
 第三號 一壘(六、〇立方センチメートル六、〇〇〇免疫單位) 金十二圓

丙種

第一號 一壘(四、〇立方センチメートル三、二〇〇免疫單位) 金四圓五十錢
 第二號 一壘(六、〇立方センチメートル四、八〇〇免疫單位) 金六圓七十五錢
 第三號 一壘(八、〇立方センチメートル六、四〇〇免疫單位) 金九圓

破傷風血清
 液體破傷風血清

第一號 一壘(二〇〇 免疫單位) 金一圓
 第二號 單位(四〇〇 免疫單位) 金四圓

乾燥破傷風血清 一壘(一、〇〇〇 免疫單位) 金十圓
 腸チフス血清 一壘(二〇、〇立方センチメートル) 金一圓六十錢

赤痢血清(多價) 第一號 一壘(二〇、〇立方センチメートル) 金八十錢
 第二號 一壘(二〇、〇立方センチメートル) 金一圓六十錢
 コレラ血清 一壘(四〇、〇立方センチメートル) 金三圓六十錢
 ベスト血清 一壘(四〇、〇立方センチメートル) 金八圓六十錢
 飯匙蛇毒血清 一壘(四〇、〇立方センチメートル) 金三圓六十錢

連鎖球菌血清第一號 一壘(二〇、〇立方センチメートル) 金二圓
 第二號 一壘(四〇、〇立方センチメートル) 金三圓六十錢
 流行性腦脊髄膜炎血清 一壘(二五、〇立方センチメートル) 金一圓八十錢
 「インフルエンザ」菌 肺炎球菌混合血清 一壘 (二〇、〇立方センチメートル) 金一圓八十錢

健康馬血清 一壘(二五、〇立方センチメートル) 金八十錢

肺炎球菌 一壘(二〇、〇立方センチメートル) 金一圓八十錢
 血清、黃疽出血性スピロヘータ、血清(ワイル氏病病原血清) 一壘 (二〇、〇立方センチメートル) 金二圓五十錢
 「ツベルクリン」菌一壘(三、〇立方センチメートル) 金一圓八十錢
 丹毒連鎖球菌「ワクチン」一壘(五、〇立方センチメートル) 金八十錢
 腸チフス「ワクチン」一壘(四〇、〇立方センチメートル) 金一圓
 「バラチプス」一壘(四〇、〇立方センチメートル) 金一圓

「バラチプス」一壘(四〇、〇立方センチメートル) 金一圓
 「バラチプス」菌 混合「ワクチン」一壘(四〇、〇立方センチメートル) 金一圓
 腸チフス「バラチプス」菌混合「ワクチン」一壘 (四〇、〇立方センチメートル) 金一圓

赤痢「ワクチン」一壘(四〇、〇立方センチメートル) 金一圓
 「コレラ」「ワクチン」一壘(四〇、〇立方センチメートル) 金一圓
 「ベスト」「ワクチン」一壘(四〇、〇立方センチメートル) 金一圓

「インフルエンザ」菌肺炎球菌混合「ワクチン」一壘 (四〇、〇立方センチメートル) 金一圓五十錢
 黃疽出血性「スピロヘータ」「ワクチン」(ワイル氏病病原液) 一壘 (四〇、〇立方センチメートル) 金二圓
 百日咳菌「ワクチン」 第一號 一壘(五、〇立方センチメートル) 金五十錢

第二號 一壘(二〇、〇立方センチメートル) 金八十錢

麻菌「ワクチン」

第一號 一壘(五、〇立方センチメートル) 金五十錢

第二號 一壘(二〇、〇立方センチメートル) 金一圓五十錢

狂犬病「ワクチン」一壘(八分)

犬體用狂犬病「ワクチン」(預防液)

第一號 一壘(五、〇立方センチメートル) 金七十錢

第二號 一壘(二五、〇立方センチメートル) 金三十圓

腸チフス血清液一壘(二〇、〇立方センチメートル) 金七十錢

「バラチプス」A型血清液一壘(二〇、〇立方センチメートル) 金七十五錢

「バラチプス」B型血清液一壘(二〇、〇立方センチメートル) 金七十五錢

細菌血清液 一壘(二〇、〇立方センチメートル) 金三十圓

一時ニ多量ノ痘苗、血清等ノ買渡ヲ請求スル者ニ對シテハ便宜數具又ハ數

壘ヲ取調メタル容器ヲ以テ買渡スコトヲ得

第五條 市町村(之ニ準スヘキモノヲ含ム)ニ於テ施行スル種痘ニ要スル痘苗

ノ代價ハ前條定價ノ半價トス

藥劑師(現ニ藥品營業ヲ爲スモノ)藥種商ニ買渡ス場合ニハ痘苗血清等ヲ通

シテ前條定價ノ二割ヲ減スヘシ

傳染病研究所長ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ特約販賣人ニ指定シタル藥劑師

(現ニ藥品營業ヲ爲ス者)藥種商ニ買渡ス場合ニハ痘苗血清ヲ通シ前條定價

ノ三割迄ヲ減スルコトヲ得但シ前年度ニ於テ買渡シタル定價ノ總額一萬圓以

上ノ者ニ對シテハ一萬圓毎ニ一分ヲ減シ三割五分迄ヲ減スルコトヲ得

傳染病研究所長ハ左ノ場合ニ限リ血清等ノ定價ヲ減シ之ヲ買渡スコトヲ得

一、傳染病研究所ニ於テ其ノ効用ヲ周知セシムル爲血清等ノ應用ヲ希望スル

トキハ定價ノ五割減

二、道府縣都市町村(之ニ準スヘキモノヲ含ム)衛生組合、衛生會又ハ醫師

會ニ於テ血清等ヲ購入シ無代價又ハ購入代價以内ヲ以テ患者ニ供給スル

トキハ定價ノ二割減

第六條 痘苗血清等ノ代價ハ現金ヲ以テ納付スヘシ但シ電報爲替郵便爲替代金

引換郵便又ハ爲替手形ヲ以テ送金スルコトヲ得

代金ヲ代金引換郵便ニ依リ送付スル場合ニ於テハ代金ト共ニ取立金送達料ヲ

送付スヘシ

第七條 痘苗血清等買渡請求數量ニ對シ納付ノ代價ニ過不足アルトキハ代價相

當ノ數量ヲ送付スルモノトス但シ一具若ハ一壘ノ代價ニ充タサル端數ハ切捨

トス

附 則

本令ハ大正四年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年内務省令第十六號傳染病研究所痘苗血清類賣渡規則ハ之ヲ廢止ス

大正三年三月二十日ヨリ本令施行ノ日ノ前日マテノ間ノ試驗日付アル血清等ノ買渡

ヲ受ケタル者ニシテ其ノ殘品ノ引換ヲ請求スルモノニハ其ノ測定價ニ相當スル

マテ新定價ニ依リ算出シタル數量ヲ交付スヘシ但シ一壘ノ定價ニ充タサル端數

ハ切捨トシ

前項ノ請求ヲ爲サントスル者ハ本令施行ノ日ヨリ六十日前ニ其ノ殘品ヲ傳染病

研究所ニ送付スヘシ

傳染病研究所ハ前項ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ九十日内ニ於テ一回又ハ數回ニ其

ノ代品ヲ交付スヘシ

第十三章 病院

●精神病院法

大正八年三月二十六日
法律第二十五號

第一條 主務大臣ハ北海道又ハ府縣ニ對シ精神病院ノ設置ヲ命スルコトヲ得
 第二條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル精神病患者ヲ前條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ入院セシムルコトヲ得
 一 精神病患者監護法ニ所リ市町村長ノ監護スヘキ者
 二 罪ヲ犯シタル者ニシテ司法官廳特ニ危險ノ虞アリト認ムルモノ
 三 療養ノ途ナキ者
 四 各前項ニ掲クル者ノ外地方長官特ニ入院ヲ必要ト認ムル者
 前項ノ規定ニ依リ精神病患者ヲ入院セシムルニハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ診断アルコトヲ要ス
 第三條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ノ經費ニ對シ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス
 第四條 第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ノ長ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ入院者ニ對シ監護上必要ナル處置ヲ行フコトヲ得
 第五條 地方長官ハ入院者ヨリ入院費ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得地方長官入院者ヨリ徵收スルコトヲ得スト認ムルトキハ其ノ扶養義務者ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得
 前項費用ノ徵收方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第六條 道府縣ニ於テ設置スル精神病院ニシテ地方長官ノ具申ニ依リ主務大臣ニ於テ適當ト認ムルモノハ第一條ノ規定ニ依リ設置スルモノト看做ス
 第七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私私立精神病院ヲ其ノ承諾ヲ得テ第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條乃至第五條ノ規定ヲ準用ス

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ執行ニ關シ行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴訟スルコトヲ得行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ侵害セラレタルトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 附 則
 本法施行ノ期日ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各條ニ付之ヲ定ム

●精神病院法施行期日ノ件

大正八年八月四日
勅令第三百六十五號

精神病院法ノ一部施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 精神病院法第七條ノ規定ハ大正八年八月十日ヨリ之ヲ施行シ同法第一條乃至第五條及第八條ノ規定ハ同法第七條ノ規定ノ施行ニ必要ナル範圍内ニ於テ今日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年十月二十二日 勅令第四百九十號

精神病院法ノ一部施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 精神病院法第六條ノ規定ハ大正九年十月二十五日ヨリ之ヲ施行シ同法第一條乃至第五條及第八條ノ規定ハ同法第六條ノ規定ノ施行ニ必要ナル範圍内ニ於テ今日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年六月三十日 勅令第三百二十四號

●精神病院法施行令

大正十二年六月三十日
勅令第三百二十五號

大正八年勅令第三百六十六號精神病院法ニ依リ代用精神病院ノ國庫補助及入院費ノ徵收方法ニ關スル件改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 第一條 國庫ハ精神病院法第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ノ經費ニ對シ左ノ區別ニ依リ補助ス

一 創設費及擴張費並ニ之ニ伴フ初年度調解費 支出額ノ二分ノ一
 二 其ノ他ノ諸費 支出額ノ六分ノ一
 前項ノ支出額トハ事業ニ伴フ収入又ハ寄附金ノ額ヲ控除シタル支出清算額ヲ謂フ
 第二條 國庫ハ北海道地方費又ハ府縣カ精神病院法第七條ノ規定ニ依リ代用精神病院ニ對シ支出シタル入院費ノ清算額ノ六分ノ一ヲ北海道地方費又ハ府縣ニ補助ス
 前項ノ清算額トハ北海道地方費又ハ府縣ノ受クル入院費又ハ之ニ充ツヘキ寄附金ノ額ヲ控除シタルモノヲ謂フ
 第三條 精神病院法第五條第一項又ハ第七條ノ規定ニ依リ徵收スル入院費ニシテ指定期限内ニ納付ナキモノニ付テハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得
 第四條 入院費ノ徵收ハ必要アルトキハ納付義務者ノ居住地又ハ財産所在地ノ地方長官ニ之ヲ委託スルコトヲ得
 第五條 精神病患者入院中死亡シタルトキハ其ノ遺留財産ヲ以テ入院費ノ全部又ハ一部ニ充タルコトヲ得
 附 則
 本令ハ大正十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

●精神病院法施行規則

大正十二年六月三十日
內務省令第十七號

大正八年內務省令第七號精神病院法第七條ノ規定ニ依リ代用精神病院ニ關スル件及大正九年內務省令第三十三號精神病院法第六條ノ規定ニ依リ精神病院ニ關スル件左ノ通改正ス
 第一條 精神病院法第一條ノ規定ニ依リ精神病院ノ設置ヲ命セラレタル北海道又ハ府縣ハ內務大臣ノ認可ヲ經テ精神病院ノ位置設計及其ノ收容人員ヲ定ムヘシ其ノ變更ニ付亦同シ

●病院規則

大正十四年
高知縣令第二號

病院規則左ノ通り定ム
 第一條 本則ニ於テ病院ト稱スルハ患者十五名以上ヲ收容スル設備ヲ云フ
 病室ノ坪數三十坪以上ノモノハ患者十五名ヲ收容セサル場合ト雖モ病院ト看做ス
 第二條 病院ニ非サレハ患者十五名以上ヲ收容シ又ハ病院ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ス

第三條 病院ヲ設立セムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ
其ノ第三號第五號第七號第八號第十號ヲ變更セムトスルキ亦同シ
一、本籍住所氏名生年月日法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地代表者ノ住所氏名生年月日及定款又ハ寄附行爲

- 二、病院ノ名稱
- 三、病院ノ位置
- 四、專門科名
- 五、院則(往診料診察料入院料藥價其ノ他醫療報酬ニ關スル規定ヲ包含スルヲ要ス)
- 六、職員ノ名稱(醫師藥劑師產婆看護婦事務員等)及其ノ員數
- 七、病室數各室ノ坪數並其ノ收容定員
- 八、敷地建物ノ圖面(圖面ニハ縮尺ヲ明記スルコト)並構造設計書及周圍一町以內ノ見取圖
- 九、飲用水質檢査成績書

- 一〇、工事着手及落成期日
- 第四條 前條ノ工事落成シタルトキハ知事ニ届出使用認可ヲ受クヘシ
- 第五條 病院ノ構造設備ハ左ノ標準ニ據ルヘシ
- 一、建物ノ屋根ハ不燃性材料ヲ用フルコト
 - 二、病室ハ床ノ高さ地盤ヨリ一尺五寸以上天井ノ高さ床上八尺以上トシ換氣採光ノ爲適當ノ設備ヲ爲スコト
 - 三、病室ノ廣サハ患者一名ニ付一坪半以上ノ割合ト爲スコト
 - 四、病室ノ廊下ハ中廊トニ在リテハ幅員六尺以上其ノ他ニ在リテハ三尺以上ト爲スコト
 - 五、階上病室ニハ適當數ノ階段ヲ設ケタルコト
 - 六、階段ハ其ノ幅員ヲ五尺以上トシ階面八寸以上階上六寸以下トシ壁ニ據セサル部分ニハ堅牢ナル扶欄ヲ附スルコト
 - 七、病室及其ノ外牆ニハ適當ノ場所ニ非常口ヲ設ケ其ノ扉ハ外開キト爲スコト

七、病室ハ隣接地境界ヨリ三尺以上ノ空地ヲ存シ二棟以上並列シテ建設スルトモ相互ノ間ニ高キ方ノ高さ以上ニ相當スル距離ヲ存スルコト
八、庭園ハ庭園ヲ設ケ地盤ハ不透過性材料ヲ以テ築造シ汚水排泄ノ裝置ヲ爲スコト
九、井戸ハ便所汚水溜汚物置場等ヲ距ル五間以上トシ汚水ノ侵入ヲ防クニ足ルヘキ設備ヲ爲シ且唧筒裝置トスルコト

- 一〇、暖房裝置、火災場及煙突ハ危害防止上必要ナル設備ヲ爲スコト
- 一一、便所ハ庭園ト相當ノ距離ヲ有シ糞溜尿ハ不透過性材料ヲ以テ築造シ其ノ周圍ハ厚サ二寸以上ノ「セメント」版トシ且唧筒ノ出入ヲ防クニ足ルヘキ裝置ヲ爲スコト
- 一二、汚水溜汚水溜ハ不透過性材料ヲ以テ築造シ汚水溜ハ蓋ヲ設ケタルコト
- 一三、汚物焼却場、汚物假置場ノ地盤ハ不透過性材料ヲ以テ築造シ汚物假置場ハ汚物ノ散逸漏洩ノ妨ヲ防クニ足ルヘキ裝置ヲ爲シ蓋ヲ設ケタルコト
- 一四、汚物消毒所ハ隔壁ヲ以テ未毒物置場、消毒室既消毒物置場ニ區劃シ内壁ハ消毒ニ便利ナル材料地盤ハ不透過性材料ヲ以テ築造スルコト
- 一五、屍室ハ適當ノ場所ヲ撰ヒ内壁地盤等ハ消毒洗滌ニ適スル構造ト爲スコト

- 一六、内壁床等ハ消毒洗滌ニ適スル構造ト爲スコト
- 一七、床トハ不透過性材料ヲ以テ築造シ周圍ニ換氣窓ヲ設ケ細目ノ金網ヲ張ルコト
- 一八、専用ノ庭園井戸浴室便所汚物溜及屍室ヲ設ケタルコト

第七條 衛生上危害防止上支障ナシト認ムルトキハ第五條第七號及第六條第一號前段ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第八條 病院ニハ專屬ノ醫師二名以上藥劑師及看護婦若干名ヲ置クヘシ
患者收容定員三十名以下ノ病院ニシテ前項ノ制限ニ據リ難キ場合ハ事情ヲ具シテ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第九條 設立者自ラ管理ヲ爲ササルトキハ管理人ヲ定メ其ノ本籍住所氏名生年月日ヲ具シ通署ノ上知事ニ届出認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十條 病院ノ設立者又ハ管理者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
一、定員以上ノ患者ヲ收容セサルコト
二、醫師一名以上看護婦若干名ヲ宿直セシムルコト
三、傳染性疾患患者ノ用ニ供シタル物品ハ使用者ヲ更ムル毎ニ消毒スルコト
四、傳染性疾患患者ヲ收容シタル病室ハ消毒スルニ非サレハ他ノ患者ヲ收容セサルコト

- 五、患者ノ用ニ供スル枕掛蒲團等ハ清潔ナル白布ヲ以テ被包シ時々日光ニ曝シ白布ハ使用者更ムル毎ニ洗滌スルコト
 - 六、手術其ノ他療治上生シタル汚物ハ焼却又ハ無害地ニ埋没スルコト
 - 七、飲食物其ノ他ノ物品ハ一定ノ場所ニ非サレハ販賣セシメサルコト
 - 八、庭園外ニ於テ炊事ヲ爲シ又ハ爲サシメサルコト
 - 九、便所ノ手洗器ハ押上裝置トスルコト
 - 一〇、浴場洗面所便所等ニ共用ノ手拭機刺刀ヲ備ヘサルコト
 - 一一、適當數ノ輕便消火器ヲ備フルコト
 - 一二、病院内ハ常に清潔ヲ保持スルコト
 - 一三、前各號ノ外衛生上及危險防止上ノ必要ニ依リ特ニ命スル事項
- 第十一條 傳染病室ノ設ケタル病院ニ在リテハ前條ニ依ルノ外仍左ノ各號ヲ遵守スヘシ
- 一、異種ノ傳染病患者ヲ同一室ニ收容セサルコト

二、各病室ニ專屬ノ看護婦ヲ置クコト

三、病室ニハ適當ノ箇所ニ消毒裝置ヲ設ケタルコト

四、各種什器類ハ専用トスルコト

五、瀝リニ病室内外ノ交通ヲ爲サシメサルコト

六、傳染病室ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル者又ハ物件ハ消毒ヲ行ヒタル後ニ非サレハ他ト交通又ハ使用者ハ搬出セシメサルコト

第十二條 設立者又ハ管理者ハ病院開始前職員看護婦ヲ除クノ名稱氏名ヲ知事ニ届出ツヘシ

第十三條 相續又ハ譲渡ニ依リ病院ヲ繼承シタル者ハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ譲渡ノ場合ニ在リテハ當事者ノ連署ヲ要ス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ第二號ノ届出ハ戶籍法第十七條ノ届出順序ニ依ル第四號ノ届出ノ精算人之ヲ爲スヘシ

一、第三條第一號第二號第四號第六號第十二條ノ事項若ハ管理人ノ本籍住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ
二、設立者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ
三、廢院又ハ休業シタルトキ
四、法人ノ解散シタルトキ
管理人ノ解任シタルトキ亦同シ

第十五條 知事ハ官吏吏員ヲシテ病院ヲ巡視セシムルコトアルヘシ
第十六條 病院ノ構造設備ニシテ危害預防又ハ衛生上必要アリト認ムルトキハ其ノ使用ヲ制限シ又ハ變更若ハ改造ヲ命スルコトアルヘシ
第十七條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ願届ハ建設地所轄警察官署ヲ經由スヘシ
第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消シ又ハ患者ノ收容ヲ停止ス

スルコトアルヘシ

一、許可後六ヶ月以内ニ工事ニ着手セザルトキ

二、落成期日ヲ經過シ尙工事未竣ノ見込ナシト認ムルトキ

三、本則若ハ本則ニ依リ發シタル命令ニ違反シ改修ノ情ナシト認ムルトキ

第十九條 第二條乃至第四條第八條乃至第十四條ニ違背シタル者第十五條ノ巡視ヲ拒ミタル者又ハ第十六條ノ命令ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十條 設立者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

但シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此限ニ在ラス

設立者又ハ管理者ハ家族同居者職負其ノ他使用人ニシテ本則ニ違背シタルトキ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第二十一條 本則第十條第三號乃至第六號第九號乃至第十三號第十一條及第十九條ノ規定ハ患者十五名以下ヲ收容スル設備ニ對シテモ仍之ヲ適用ス

第二十二條 本則ハ妊婦產婦ヲ收容スル設備ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十三條 本則ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 本則公布ノ際現存スル病院醫院其ノ他何等ノ名稱ヲ以テスルヲ問ハス患者十五名以上ヲ收容スル設備ヲ有シ若ハ病室ノ坪數三十坪以上ヲ有ルモノハ大正十四年四月三十日迄ニ本則第三條第一號乃至第十號ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ届出アリタルモノハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十五條 前條ノ病院ニシテ本則所定ノ構造設備ニ抵觸スルモノハ本則施行ノ日ヨリ四箇年以内ニ傳染病室ニアリテハ二箇年以内ニ改造スヘシ

前項所定ノ期間内ニ改造シ能ハサルトキハ豫メ事情ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 明治十六年三月達申第十七號私立病院設立願書式ハ之ヲ廢止ス

●病院規則取扱手續

大正十四年三月廿七日 高知縣訓令乙第八十一號

大正十四年一月高知縣令第二號病院規則取扱手續左ノ通り定ム

第一條 病院規則(以下單ニ規則ト稱ス)第三條ノ設立願ヲ受理シタルトキハ左記各號ノ事項ヲ調査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ變更願ノトキ亦之レニ準ス

一、規則第三條各號ヲ具備スルヤ

二、記載事項ハ事實ト符合シ其ノ構造設備ハ規則第五條第六條ノ規定ニ適合スルヤ

三、設立者又ハ代表者ノ性質素行經歷

四、資本總額及其調達方法

五、位置ノ適否

六、周圍ノ地勢建築物其他ノ狀態

七、規則第七條ヲ適用シテ支障ナシト認ムルトキハ其事由

八、其ノ他病院經營上參考トナルヘキ事項

第二條 規則第八條第二項ノ許可願ヲ受理シタルトキハ收容患者及其他ノ患者一ヶ年延人員並ニ規則第八條第一項ノ制限ニ依リ難キ事由ヲ調査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ

新設ノ場合ニ在リテハ前項ノ患者數ハ見込數ヲ記載スルモノトス

第三條 規則第九條ノ管理入設定又ハ變更願若ハ規則第十三條ノ病院繼承願ヲ受理シタルトキハ左記事項ヲ調査シ意見ヲ附シテ進達スヘシ

一、記載事項ハ事實ト相違ナキヤ

二、管理入又ハ繼承者法人ニ在リテハ其代表者ノ性質素行經歷

三、管理入ヲ置キ又ハ病院ヲ繼承シタル事由並ニ管理入ニ在リテハ事務、兼務ノ別

四、其他參考トナルヘキ事項

第四條 左記各號ノ場合ハ事由ヲ詳具シ報告スヘシ

一、衛生上危險防止上特ニ命令ヲ要スル事項アルトキ

二、規則第十六條ニ依リ使用ヲ制限シ又ハ變更若ハ改造ヲ命スルノ要アルトキ

三、規則第十八條ニ依リ許可ノ取消シ又ハ患者收容停止ノ要アルトキ

第五條 規則第四條第十二條第十四條ノ届出アリタルトキハ事實ト相違ノ有無ヲ確メ速ニ進達スヘシ

第六條 規則第十條第十一號ニ依リ設備スル煙消火器ハ左ノ標準ニ據ラシム

各病棟ノ階層並ニ廊下室、患者控所毎ニ一個以上但シ一階層ノ患者收容定員十五名又ハ其坪數三十坪ヲ越ヘルトキハ十五名又ハ三十坪若ハ其ノ端數ヲ加フル毎ニ一個ヲ増ス

第七條 所轄警察官署ハ巡査部長以上ニ於テ少トモ年二回病院ノ巡視ヲ爲スヘシ

第八條 警察部警察官署ニハ左記隱形ノ病院設備ヲ備ヘ異動應ニ訂正スヘシ

第九條 規則第廿二條ニ依リ妊婦產婦ヲ收容スル設備ニ付テハ本手續ニ準シ取扱フヘシ

病院 概 観

(表)

許可年月日		位置及敷地坪數		名 稱		專門科名		指 令 號 番	
室 病 染 傳	室 病 通 普	坪 數	坪 數	室 名	科 名	設 立 氏 名	住 所	管 理 氏 名	住 所
收容患者定員	收容患者定員					生 年 月 日	可 年 月 日		
坪 數	坪 數								
收容患者定員	收容患者定員								

●縣立病院規則

大正十五年十一月十一日 高知縣訓令乙第一九四號

第一條 病院ニ左ノ職員ヲ置ク

院 長 若干名

醫 員 若干名

醫 師 若干名

看 護 婦 若干名

醫 務 二 關 シ 必 要 ア ル ト キ ハ 囑 托 醫 ヲ 置 ク コ ト ア ル ヘ シ

第二條 院長ハ院中一切ノ事務ヲ處理シ部下職員ヲ指揮監督ス

院長事故アルトキハ主席職員其ノ職務ヲ代理ス

職 名	名 氏	生 年 月 日
院 長		
醫 員		
醫 師		
看 護 婦		

届 出 年 月	届 出 年 月	名 氏	届 出 年 月	届 出 年 月	名 氏

- 第三條 醫員ハ院長ノ指揮ヲ承ケ醫務ニ従事ス
- 第四條 書記ハ院長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第五條 看護婦ハ院長及醫員ノ指揮ヲ承ケ看護ニ従事ス
- 第六條 院長ハ左ノ事項ヲ專行スルコトヲ得但シ第一號第二號ノ事項ハ決行後報告スヘシ
 - 一 職員ニ事務分掌ヲ命スルコト
 - 二 看護婦、小使ノ進退賞罰ニ關スルコト
 - 三 書記以下ノ賜假、歸省、轉地療養等ヲ許否シ及除服出仕ヲ命スルコト
 - 四 文書ノ照覆ヲ爲スコト
 - 五 豫算ノ範圍内ニ於テ物品ノ購入借入又ハ修繕ヲ爲スコト
- 第七條 物品ノ出納ニ關シテハ大正三年三月高知縣訓令第十六號縣有物品出納規則ヲ適用ス
- 第八條 文書ハ書記ニ於テ之ヲ受ケ親展文書ヲ除ク外直ニ開封シ其ノ要旨ヲ件名簿ニ記載シ院長又ハ主簿職員ニ配付スヘシ
- 第九條 收受事件ハ至急ヲ要スルモノハ即日其ノ他ハ三日以内ニ處理スヘシ起接ヲ要スルモノニシテ重要ナルモノハ一定ノ用紙ヲ用ヒ常例ニ依リ又ハ輕易ナルモノハ帳簿、符箋又ハ收受文書ノ余白ヲ用ユヘシ
- 第十條 決裁文書ニシテ發送スヘキモノハ件名簿ニ記載シ即日施行スヘシ
- 第十一條 處分完結文書ハ附錄第一號表ニ依リ編纂保存スヘシ
- 第十二條 帳簿ハ附錄第二號表ニ依リ調製保存スヘシ
- 第十三條 附錄第十九號様式ノ患者月表及附錄第二十號様式患者年表ヲ調製シ月表ハ翌月十日迄年表ハ翌年一月二十日迄ニ進達スヘシ
- 第十四條 職員ノ服務時間ハ一般官廳ノ例ニ依ル
- 第十五條 書記、看護婦ハ各一名補職次直直スヘシ但シ本病院並松田川病院ニ於テハ當分ノ内看護婦ノミヲ以テ直直セシムルコトヲ得
- 第十六條 宿直員ハ宿直中發生シタル事件ニシテ重大者ハ急遽ヲ要スルモノハ院長ノ指揮ヲ承ケ其ノ他ハ日誌ニ記載シ翌日院長ノ檢閱ヲ受ケタルヘシ

- 第十七條 宿直員ハ時々院内ヲ巡視スヘシ
- 第十八條 職員(小使ヲ含ム)ハ如何ナル事由アルモ貸座敷營業者及患者ヨリ金品ヲ受ケタルコトヲ得ス
- 第十九條 前五條ノ外服務ニ關シテハ本縣職務規則第四章ノ規定ヲ準用ス
- 第二十條 入院患者アル毎ニ別ニ定ムル入院患者心得ヲ指示シ遵守セシムヘシ
- 第二十一條 行政執行法第三條第一項ニ依リ患者ハ成ルヘク他ノ患者ト區別シテ之ヲ收容スヘシ
 - 第二十二條 患者ノ食物ハ給與ノ都度職員書記又ハ看護婦ニ於テ検査スヘシ
 - 第二十三條 患者ニ金品ノ寄贈ヲ願出タルモノアルトキハ其ノ事由ヲ調査シ支障ナキモノニ限リ之ヲ許可スヘシ
 - 第二十四條 患者ニ而會ヲ求ムル者アルトキハ其ノ用向ヲ取調ヘ必要アル場合ニ限リ之ヲ許可スヘシ
- 第二十五條 患者ニシテ別ニ看護人ヲ附セムコトヲ願出タルトキハ其ノ看護人カ本人ニシテ之レカ爲ニ特ニ要スル費用ヲ自辨スル場合ニ限リ之ヲ許可スヘシ
- 第二十六條 看護人ニハ第十九條ノ規定ヲ準用ス
- 第二十七條 患者ニ對シテ大手術ヲ施ストキハ患者ヲシテ手術室ヲ差出サシムヘシ
- 第二十八條 患者ニ對シテ大手術ヲ施ストキハ其ノ旨所請醫官署並其ノ寄寓セル貸座敷營業者又ハ最近親族ニ通知スヘシ
- 第二十九條 患者ニ退院ヲ命ジタルトキハ證明書ヲ交付シ其ノ旨ヲ所請醫官署並其ノ寄寓セル貸座敷營業者ニ通知スヘシ
- 第三十條 本則施行ノ爲メ必要ナル規則ハ院長之ヲ定メ認可ヲ受ケタルヘシ

附則

本令ハ大正五年十一月十一日ヨリ之ヲ施行ス
大正三年十一月高知縣訓令乙第一八七號縣立玉水病院及岩崎病院規則ハ之ヲ廢止ス

- 入院患者必得
 - 一 専ラ靜養ヲ旨トシ治療ニ障害ヲ與フル行爲ヲ爲スヘカラス
 - 二 親密ヲ旨トシ苟モ喧嘩口論等秩序ヲ紊ル行爲ヲ爲スヘカラス
 - 三 火災預防ニ注意シ濫ニ火氣ヲ弄スヘカラス
 - 四 裸體袒裼其ノ他不体裁ノ行爲ヲ爲スヘカラス
 - 五 歌舞、香曲ヲ弄スル等喧嘩ノ行爲ヲ爲スヘカラス
 - 六 病室内ハ常に清潔ヲ保持シ紙屑、毛髮其ノ他ノ不潔物ハ總テ屑籠ニ投入シ決シテ室内ノ内外ニ投棄スヘカラス
 - 七 備付品並貸與品ハ町重ニ取扱ヒ之ヲ毀損スヘカラス若シ毀損シタルトキハ賠償セシムルコトアルヘシ
 - 八 許可ヲ受ケスシテ病類ノ異ナル病室ニ出入スヘカラス
 - 九 許可ヲ受ケスシテ晝間就寢スヘカラス
 - 十 許可ヲ受ケスシテ飲食物其ノ他不必要ノ物品ヲ所持スヘカラス若シ之ニ違反シタルトキハ退院時迄之ヲ假領置スルコトアルヘシ
 - 十一 相互間濫ニ金品ヲ貸借シ又ハ共用スヘカラス
 - 十二 許可ヲ受ケスシテ外來者ト而會シ又ハ金品ノ寄贈ヲ受ケヘカラス
 - 十三 許可ヲ受ケスシテ小使ニ用辨ヲ委託スヘカラス
 - 十四 許可ヲ受ケスシテ外出スヘカラス
 - 十五 院外ニ在ル者ト交話スヘカラス
 - 十六 前各條ノ外院長、醫員、書記、看護婦ヨリ指示セラレタル事項ニ違反スヘカラス

種	目	保存期限
一	例規關係書類	永久
二	職員事務分掌進退賞罰並身上關係書類	同
三	統計關係書類	同
四	備品請求書類	同
五	動物請求書類	同
六	消耗品請求書類	同
七	豫算關係書類	同
八	經費關係書類	同
九	物品出納關係書類	同
十	郵便切手清算報告書類	同
十一	職員勤務關係書類	同
十二	入院患者關係書類	同
十三	密實浮者關係書類	同
十四	入院通知書類	同
十五	献立書類	同
十六	雜書類	同
備考	一 編綴文ノ表紙ニハ其ノ種目、年號及保存期限ヲ記入スヘシ	同
	二 編綴文書ニハ編首ニ索引ヲ附スヘシ	同
	三 編綴文書ハ其ノ會計ニ係ルモノハ會計年度其ノ他曆年毎ニ編綴スヘシ但シ紙數僅少ナルモノニ數年分ヲ合綴シ夥多ナルモノハ數冊ト爲スヘシ	同
	四 數年分ヲ合綴スルトキハ年毎ニ編綴ヲ附シテ區別シ數冊ト爲ストキハ其ノ表紙ニ其ノ一其ノ二ト記載スヘシ	同
	五 第一號、第二號及第十六號ノ書類中親綴ニ屬スルモノハ之ヲ別綴ト爲シ表紙ニ親綴ト記載シ別ニ之ヲ保存スヘシ	同
第二號表	職員名簿	永久

大正 年 月 日	診斷 臨時	十二月	十二月
		日一	日三
何 警 察 署 印	日	日五	日七
		日八	日十
日	日	日二十	日四十
		日五十	日七十
日	日	日九十	日一廿
		日二廿	日四廿
日	日	日六廿	日八廿
		日九廿	

●娼妓健康診断規則施行手續

大正三年十月二十四日
高知縣訓令乙第百七十五號

- 第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ娼妓健康診断規則ヲ謂フ
- 第二條 所轄警察官署ハ規則第四條ニ依リ左ノ事項ヲ指示スヘシ
 - 一 警察官更ノ承認ヲ得シテ健康診断所外ニ出テ又ハ便所ニ行カサルコト
 - 二 紙屑其ノ他不潔物ヲ望ノ内外ニ投棄セサルコト
 - 三 喫煙セサルコト
 - 四 不沐浴ノ行為ヲ爲ササルコト
 - 五 暗闇ノ行為ヲ爲ササルコト
- 第三條 娼妓健康診断所ニ附録第一號様式ニ依リ受診娼妓心得事項ヲ掲ケ之ヲ遵守セシムヘシ
- 第四條 定期健康診断當日ニハ警察官吏ヲ健康診断所ニ出張セシメ所内ノ取締殊ニ左ノ事項ニ注意セシムヘシ

- 一 受診娼妓ヲシテ前條ノ指示事項ヲ遵守セシムルコト
- 二 健康診断ニ關係ナキ者ヲ濫ニ健康診断所ニ立入ラシメサルコト
- 第五條 左ノ場合ニ於テハ速ニ日時ヲ通知シ臨時健康診断ヲ行フヘシ
 - 一 規則第八條ノ届出アリタルトキ
 - 二 許可ヲ受ケ貸座敷免許地域外ニ出テ定期健康診断ヲ受ケサリシ者歸宅シタルトキ
 - 三 籍業停止ノ期間満了シタルトキ
 - 四 所轄警察官署ノ命ニ非スシテ疾病治療ノ爲メ貸座敷免許地域外ニ出テ滞在セムトスルトキ
 - 五 前各號ノ外必要ト認メタルトキ
- 第六條 規則第三條第二項ノ届出テアリタルトキハ成ルヘク其ノ住所ニ就キ健康診断ヲ行フヘシ
- 第七條 附録第二號様式ノ娼妓健康診断用箋ヲ備ヘ健康診断ノ都度診断ノ方法其ノ結果、其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ記入セシムヘシ
- 第八條 健康診断ニ依リ疾病ニ罹リ籍業ニ堪ヘス又ハ傳染性疾患若ハ花柳性諸病ノ誘引トナルヘキ疾病ニ罹リタルコトヲ認メラレタル娼妓ハ左ノ區別ニ依リ治療セシムヘシ
 - 一 花柳性諸病又ハ傳染性皮膚病ニ罹リタル者ハ直ニ玉水新地、下地新地ノ娼妓ハ縣立玉水病院へ琴平新地ノ娼妓ハ全琴平病院ニ岩崎新地ノ娼妓ハ全岩崎病院ニ松田川新地ノ娼妓ハ全松田川病院ニ入院セシムルコト
 - 二 傳染性諸病又ハ花柳性諸病ノ誘引トナルヘキ疾病ニ罹リタル者ハ其ノ病症又ハ程度ニ依リ前條若ハ次號ニ依リ治療セシメ又ハ娼妓取締規則施行細則第六條第二號ニ依リ籍業ヲ休止シ治療セシムルコト
 - 三 前二號ニ掲ケタル以外ノ疾病ニ罹リタル者ハ娼妓取締規則第十條ニ依リ籍業ヲ休止シ任意治療セシムルコト
- 四 第一號第二號ニ依リ縣立病院ニ入院セシメタル者入院中第一號第二號ニ

捕タル以外ノ疾病ニ罹リ必要アルトキハ他ニ轉療セシムルコト

- 第九條 前條第一號ニ依リ娼妓ニ入院ヲ命シタルトキハ其ノ姓名、氏名及病名ヲ其ノ指定シタル病院ニ通知スヘシ
- 前條第三號又ハ第四號ニ依リ貸座敷免許地域外ニ於テ治療ヲ命シタルトキハ其ノ旨其ノ地ノ警察官吏ニ通知スヘシ
- 第十條 健康診断ニ依リ妊娠六ヶ月以上ナルコトヲ發見シタルトキハ娼妓取締規則施行細則第六條第一號ニ依リ籍業ヲ休止セシムヘシ
- 第十一條 各貸座敷免許地毎ニ附録第三號乃至第五號様式ノ娼妓健康診断成績表ヲ備ヘ健康診断ヲ爲シタル都度所定ノ事項ヲ記入スヘシ但シ第四號及第五號表ハ別ニ各一通ヲ關連シ翌月五日迄ニ進達スヘシ

附 則

本令ハ大正三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正三年三月高知縣訓令乙第三十八號娼妓治療方ニ關ル件ハ之ヲ廢止ス

- 第一號様式 受診娼妓心得
 - 一 健康診断開始時間迄ニ出頭スヘシ
 - 二 病症隠蔽ノ目的ヲ以テ不正行為ヲシ若ハ之ヲ爲サシメ又ハ之ヲ幫助スヘカラス
 - 三 警察官吏ノ承認ヲ得シテ健康診断所外ニ出テ又ハ便所ニ行クヘカラス
 - 四 紙屑其ノ他不潔物ヲ望ノ内外ニ投棄スヘカラス
 - 五 喫煙スヘカラス
 - 六 不沐浴ノ行為ヲ爲スヘカラス
 - 七 暗闇ノ行為ヲ爲スヘカラス
- 右ニ違反シタル者ハ娼妓取締規則第九條娼妓健康診断規則第五條又ハ第四條

ニ依リ處分セラルヘシ

何 警 察 (分) 署 印

備考 擬假名ハ朱書スヘシ
第二號様式 (表)
娼妓健康診断用箋

大正三年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
日一	日三	日五	日七	日九	日十一	日十三	日十五	日十七
日四	日六	日八	日十	日十二	日十四	日十六	日十八	日二十
日七	日九	日十一	日十三	日十五	日十七	日十九	日二十一	日二十三
日十	日十二	日十四	日十六	日十八	日二十	日二十二	日二十四	日二十六
日十三	日十五	日十七	日十九	日二十一	日二十三	日二十五	日二十七	日二十九
日十六	日十八	日二十	日二十二	日二十四	日二十六	日二十八	日三十	
日十九	日二十一	日二十三	日二十五	日二十七	日二十九			
日二十二	日二十四	日二十六	日二十八	日三十				
日二十五	日二十七	日二十九						
日二十八	日三十							
日三十一								

第五編 衛生 第十三章 病院
備考 健康診断ノ都度相當欄ニ各其ノ數ヲ定期健康診断ノ場合ハ異書シ臨時健康診断ノ場合ハ朱書スヘシ

月分 健康診断成績表

其三

類 病	疾 核 患性	皮 膚 染 病性	割 脱	軟 性 疳	淋 疾	毒		區 別 日
						毒		
						休 業	入 院	
								一
								二
								三
								四
								五
								六
								七
								八
								九
								十
								十一
								十二
								一
								二
								三
								四
								五
								六
								七
								八
								九
								十
								十一
								十二
								計

計	疾 核 患性		皮 膚 染 病性		割 脱		軟 性 疳		淋 疾		毒		區 別 日
	毒		毒		毒		毒		毒				
	休 業	入 院	休 業	入 院	休 業	入 院	休 業	入 院	休 業	入 院	休 業	入 院	
													一
													二
													三
													四
													五
													六
													七
													八
													九
													十
													十一
													十二
													計

備考 一 數病併發ノ場合ハ區別欄先順位ニ記載セル疾病ノ外△ノ印ヲ附スヘシ
二 其ノ他第四號表ニ準シ記入スヘシ

○高知縣告示第九十二號 大正二年三月十九日
大正二年四月一日ヨリ縣立玉水病院ヲ土佐郡旭村ニ設置シ高知警察管内ニ於ケル娼妓傳染者ノ疾患者並行政執行法第三條ニ依リ入院ヲ必要トスル傳染性疾患者ヲ治療ス

○高知縣告示第三百八十九號 大正五年十一月十一日
大正五年十一月十一日ヨリ縣立平病院ヲ高岡郡須崎町ニ設置シ須崎警察管内ニ於ケル娼妓ノ疾患者並行政執行法第三條ニ依リ入院ヲ必要トスル傳染性疾患者ヲ治療ス

○高知縣告示第三百九號 大正五年十一月十一日
大正五年十一月十一日ヨリ縣立松田川病院ヲ幡多郡宿毛町ニ設置シ中村警察管内ニ於ケル娼妓ノ疾患者並行政執行法第三條ニ依リ入院ヲ必要トスル傳染性疾患者ヲ治療ス

第十四章 湯屋、理髮

●湯屋營業取締規則

大正二年五月十四日
高知縣令第三十九號

湯屋營業取締規則左ノ通定ム

- 第一條 湯屋營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ構造ノ變更又ハ改造ヲ爲サントスルトキ亦同シ但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ部分ノ構造仕様圖面ノ添付スヘシ
- 一 住所、氏名、生年月日、法人ニ在テハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ氏名及定款寫
- 二 湯屋ノ名稱
- 三 設置地名、番號、坪數及四隣ノ模樣ヲ記シタル圖面
- 四 構造設計書並脫衣場、洗場、浴槽、湯槽、水槽、湯氣拔窓、採光窓、火鉢場、排水路、給水ノ所在ヲ示シタル平面圖
- 五 湯ノ種類但シ源泉ヲ用ユルモノハ其ノ採取場所、試驗成績書並効能書、薬湯ヲ用フルモノハ其ノ製法書並効能書
- 六 燃料ノ種類
- 七 四隣ニ於ケル最近湯屋トノ距離
- 八 工事落成期日
- 九 營業用建物ニシテ他人ニ屬スルトキハ其ノ所有者ノ承諾書
- 第二條 湯屋營業ハ他ノ湯屋ニ對シ直徑百間以上ヲ有スルニアラサレハ許可セズ但シ土地ノ狀況若ハ構造ノ方法ニ依リテハ本文ノ距離ヲ伸縮スルコトアルヘシ
- 第三條 未成年者、禁治產者ノ願固誓ニハ法定代理人、準禁治產者、妻ノ願固誓ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス
- 第四條 湯屋ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ第三條ハ土地ノ狀況ニ依

届出ツヘシ

- 第七條 左ノ各條ニ該當スルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ營業者死亡、行方不明ノ場合ハ戸主、家族又ハ同居者ヨリ之ヲ爲スヘシ
- 一 營業者及法定代理人、保佐人、夫ノ住所氏名、法人ニ在テハ其ノ名稱、事務所所在地代表者ノ氏名ニ異動ヲ生シタルトキ
- 二 湯屋ノ名稱ヲ變更シタルトキ
- 三 營業者及法定代理人、保佐人、夫ノ死亡又ハ行方不明トナリタルトキ
- 四 營業管理者ヲ變更シタルトキ
- 五 開業、廢業又ハ五日以上休業シタルトキ
- 六 相續ニ依リ營業ヲ繼承シタルトキ
- 七 湯ノ種類及燃料ヲ變更シタルトキ
- 第八條 營業者ハ左ノ各條ヲ遵守スヘシ
- 一 營業時間ハ日出後ヨリ午後十二時迄ノ間タルヘキコト但シ警察官署ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 列風ノ節ハ火ヲ停止スルコト
- 三 前日用ヒタル湯水又ハ不潔ノ水ヲ用ヒサルコト但シ藥湯等ニシテ特別ノ事由アルモノハ一定ノ期間所轄警察官署ノ認可ヲ得テ浴用ニ供スルコトヲ得
- 四 營業時間中ハ湯槽及水槽ニ消澄ナル温湯ト冷水ヲ貯溜シ浴客ニ供給スルコト
- 五 浴客ニ備フヘ手拭ヲ貸與スヘカラサルコト
- 六 浴客ニ剃刀ヲ貸與シ又ハ使用セシムヘカラサルコト
- 七 老幼者、風痺者其ノ他保護ヲ要スヘキ者ヲ看護人ヲ附セスシテ入浴セシムルコト
- 八 傳染性疾患者ヲ入浴セシメサルコト但シ疾病湯治ヲ目的トスル源泉湯、薬湯ニシテ其ノ効能該病者ニ適スルモノハ此限ニ在ラス
- 九 營業時間中ハ看守人席ニ確實ナル看守人ヲ置キ浴客ノ衣類、携帶品及下

- リ所轄警察官署ニ於テ其ノ制限ヲ斟酌スルコトアルヘシ
- 一 屋根ハ瓦又ハ金屬其ノ他ノ不燃質物ヲ以テ葺キスルコト
- 二 出入口、脱衣場、洗場、浴槽ハ男女ヲ區別シ且雙方及外部ヨリ見透サ、ル様裝置ヲ爲スコト
- 三 脱衣場及洗場ノ面積ハ男女各參坪以上トスルコト
- 四 脱衣場ト洗場トノ境界ハ硝子障子ヲ設クルコト但シ夏季中ハ之ヲ取外スコトヲ得
- 五 脱衣場ニハ衣類及携帶品ヲ容ルヘキ戸棚又ハ適當ノ設備ヲ爲スコト
- 六 男女脱衣場ノ中間ニ看守人ヲ設クルコト
- 七 看守人席ヨリ見易キ場所ニ履物及傘置場ヲ設クルコト
- 八 洗場ハ厚板、陶器、石材、セメント若ハ三和土等ヲ以テ構造シ且適當ノ勾配ヲ附シ汚水ヲシテ屋外ノ下水溝ニ流下セシムル裝置ヲ爲スコト
- 九 洗場ニハ濯水及濯湯ヲ供給スル爲メ水槽、湯槽又ハ樋管ヲ設クルコト
- 十 洗場天井ノ高さハ十尺以上トシ且適當ノ湯氣拔窓採光窓ヲ設ケルコト
- 十一 火鉢場ハ石又ハ煉瓦ヲ以テ構造シ天井裏等ハ不燃質物ヲ以テ構造スルコト
- 十二 煙突ハ石、煉瓦、金屬等ノ不燃質物ヲ以テ堅牢ニ構造シ且掃除器ヲ附設スルコト
- 十三 煙突ノ高さハ附近貳拾間以内ノ最高屋上ヨリ一丈以上トスルコト但シ所轄警察官署ハ土地ノ狀況ニ依リ其ノ伸縮ヲ命スルコトアルヘシ
- 十四 火消場ハ火鉢場内ニ地盤ヲ穿テ其ノ周圍ハ不燃質物ヲ以テ築キ其ノ蓋ハ石又ハ金屬トスルコト
- 十五 燃料置場ヲ設クルトキハ火鉢場ヲ距ル間以上ノ箇所ニ構造スルコト但シ其ノ間ニ不燃質物ノ障壁ヲ設クルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 第一條ニ依リ許可ヲ受ケタル工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出テ検査ヲ受ケタル後ニアラサレハ使用スルコトヲ得
- 第六條 營業者自ラ營業ノ管理ヲ爲サ、ルトキハ管理人ヲ定メ所轄警察官署ニ

足等ヲ看守セシメ若シ糞穢ニ觸ラタルトキハ直ニ警察官署ニ申告スルコト

- 十 脱衣場、洗場、浴槽、湯槽、水槽ハ毎日掃除シ常ニ之カ清潔ヲ保持スルコト
- 十一 排水路ハ時々浚渫掃除シ汚水ヲ停滯セシメサルコト
- 十二 糞尿及糞ノ掃除ハ一ヶ月五回以上トシ其ノ期日ハ豫メ所轄警察官署ヘ届出タルコト
- 十三 消痰及灰ハ火氣全ク消滅シタル後ニアラサレハ火消場外ニ出スヘカラサルコト
- 十四 燃料置場外ニ燃料ヲ置クヘカラサルコト但シ小出シノ爲メ之ヲ置クハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 營業者ハ浴客ノ見易キ場所ニ左ノ事項ヲ掲示スヘシ
- 一 入浴料
- 二 拾貳歳以上ノ男女混浴禁止ノコト
- 三 入浴中放歌高聲其ノ他喧嘩スヘカラサルコト
- 四 浴槽内ニ於テ洗粉、石鹸、履物ヲ使用スヘカラサルコト
- 五 第八條第一號、第五號、乃至第八號ニ掲クル事項
- 六 源泉湯、薬湯ニ在テハ浴法及効能
- 七 遺留品、取替品等アリテ所有者知レサルトキハ其ノ名稱及數量
- 第十條 營業用ノ家屋其ノ他ノ物件ニシテ危險又ハ衛生上必要アリト認めタルトキハ所轄警察官署ハ之カ改修若ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十一條 左ノ各條ニ該當スルトキハ所轄警察官署ハ許可ヲ取消シ又ハ營業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ
- 一 許可ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ建築工事ニ着手セス又ハ落成期日ヲ經過スルモ竣工セサルトキ
- 二 建築物ノ使用ニ堪ヘサル場合ニ當リ二ヶ月以内ニ再築ヲ出願セサルトキ
- 三 休業三ヶ月以上ニ亘リタルトキ

四 改修若ハ變更ヲ命スルモ之ニ從ハサルトキ
 五 本則ニ違反シ改修ノ情ナシト認メタルトキ
 六 公安風俗ヲ害シ又ハ衛生上危害アリト認メタルトキ
 第十二條 蒸風呂ヲ開設シ營業スルモノハ本則ヲ準用ス
 第十三條 營業者組合ヲ設ケタルトキハ規約ヲ定メ取締人ヲ選ミ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ組合ヲ解散シ又ハ規約若ハ取締人ヲ變更シタルトキ亦同シ規約又ハ取締人ヲ不適當ト認ムルトキハ警察官署ハ之ヲ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 第一條第五條ニ違反シ及第十條ノ命令ニ從ハス並停止中營業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 第六條乃至第九條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
 第十五條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス
 管理人又ハ法人ノ代表者ハ前條ノ罰則ニ付テハ營業者ト看做ス

附 則

本則施行前許可ヲ受ケタル營業者ニシテ其ノ構造設備本則第四條ニ適合セザルモノハ本則施行ノ日ヨリ六月以内ニ改造スヘシ但シ同條第三號ノ面積及第十號ノ高さニ充タサルモノハ當分現在ノ設備ヲ變用スルコトヲ得
 前項ノ期間ヲ過クルモ改造セザルモノハ許可ノ効ヲ失フ
 明治二十三年十一月高知縣令第九十五號湯屋取締規則ハ之ヲ廢止ス
 ○内務省令第二十五號 三十三年五月二十四日
 客ノ來集ヲ目的トスル浴場ニ於テハ十二歳以上ノ男女ヲシテ混合セシムルコトヲ得ス
 前項ニ違背シタル營業者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

●湯屋營業取締規則取扱心得

大正二年五月二十一日
 高知縣訓令乙第百六十一號

湯屋營業取締規則取扱心得左ノ通定ム
 第一條 湯屋營業ヲ届出テタルトキハ規定事項ノ外尙左記事項ヲ調査スヘシ
 一 使用水ノ良否
 二 汚水排出ニ付他ニ及ホスヘキ關係
 第三條 湯屋第一條ニ依リ工事落成シタルトキハ成ルヘク巡查部長以上ノモノヲシテ臨檢調査セシムヘシ
 第四條 男女各三坪以上ヲ有スル洗場ニ於ケル浴槽ハ成ルヘク四方又ハ前方及左右ノ三方ヨリ入浴スル裝置ト爲サシムヘシ
 第五條 規則第四條第四號ノ硝子障子ハ下部ヨリ高さ三尺迄ハ摺硝子又ハ膠板ト爲サシムヘシ
 第六條 湯湯水ハ湯槽、水槽又ハ湯管ニ數ヶ所ノ供給口ヲ設ケ多數浴客ノ使用ニ便セシムヘシ
 第七條 洗槽ハ男女洗場ニ各二十個以上設備セシムヘシ但シ土地ノ狀況ニヨリ適宜其數ヲ減スルコトヲ得
 洗槽ヲ新調スルトキハ成ルヘク内法直徑及深サ各五寸以上ノモノヲ設備セシムヘシ
 第八條 洋燈ヲ用ユルトキハ其ノ油壺ハ金屬製ト爲サシムヘシ
 第九條 便所ヲ設ケタルトキハ出入口ニ接近セシム且浴槽及脱衣場ニ臭氣ノ達セサル場所ヲ擇ハシムヘシ
 第十條 左ノ場合ハ事由ヲ具シ稟請スヘシ
 一 不許可處分ヲ爲サントスルトキ
 二 規則第二條但書ニ依リ既設ノ湯屋ヨリ百間以内ノ地ニ湯屋營業ヲ許可セんとスルトキ
 三 規則第四條第三號ノ制限ヲ對稱セントスルトキ
 四 罰除
 五 規則第四條第十三號ノ高さノ伸縮ヲ命セントスルトキ

六 規則第十一條第四項乃至第六號ニ依リ許可ノ取消又ハ營業停止處分ヲ爲サントスルトキ

七 規則第十三條ニ依リ組合規約又ハ取締人ノ變更ヲ命セントスルトキ

○新發第一二八號 大正二年五月二十八日

湯屋營業取締規則取扱心得第七條第二項ニ於テ洗桶寸法ヲ定メラレタルハ近來湯屋ノ洗桶容積淺小ニシテ實用ニ適セザルヨリ之ヲ深大ナラシメントスル精神ヨリ出テタルモノニ有之然ルニ同規定ノ適製作スルトキハ休載上少シク面白カラサル懸慮セラレ候ニ付其ノ容積ハ同規定ニ基キ之ヲ同一ト爲スモ其ノ内法直徑ハ六寸以上深サハ三寸以上ト爲スコト、セラレタシ

○新發第一七七號 大正五年七月一日

本日湯屋營業取締規則及全則取扱心得改正發布相成候條自今燭突ニ土管ヲ使用セムトスルモノアルトキハ左記ノ方法ニ依リ堅牢ニ築造スルニテラザレバ許可セザル構造取計相成度

- 一 土管ノ大サハ内徑五寸以上七寸以下ナルコト
- 一 直徑六分以上ノ鐵柱三本以上ヲ支柱トシ支柱ト土管ノ膨大部トハ密接セシメ土管一個毎二十三番線線ヲ以テ支柱ト共ニ三重以上纏絡シ且纏絡線ト支柱トハ更ニ十八番線線ヲ以テ固結スルコト
- 一 鐵柱ノ接合ハ鐵線トスルコト
- 一 各土管ハ深喉嚨トスルコト
- 一 三ヶ處以上ニ控ヘ線ヲ施スコト
- 一 控ヘ線ハ八番線線三筋ヲ合セ一尺毎ニ之ヲ十八番線線ヲ以テ五六番纏絡固結セルモノヲ用アルコト

○新發第一七七號

通 則

七月一日付右本號ヲ以テ土管ヲ材料トスル湯屋燭突ノ築造ニ關シ及通檢置候處右ハ四十五尺以上ノ高さヲ有スル燭突ヲ標榜トシタルモノニ有之燭突高さ四十五尺未満ノモノニ對シテハ危險防止上蓋支ヘナキ範圍内ニ於テ控線ノ構造ニ對酌ヲ加フルモノ不都合ナルヘク候條之レカ對酌ヲ爲サントスルトキハ燭突ノ高さ及其ノ構造ヲ詳具シ當廳ニ稟請相成度

○警規第十三號 二十一年七月
 湯屋營業ヲ届出タルモノアルトキハ許可何出ノ際其臭味分量用法効能書ヲ添ヘ差出スヘシ

理 髮

●理髮營業取締規則

昭和二年五月十七日
 高知縣令第三十二號

理髮營業取締規則左ノ通定ム

- 第一章 通 則
- 第一條 本則ニ於テ理髮營業ト稱スルハ頭髪剃削シ又ハ頭髪ヲ結束シ若ハ染毛剃毛直シ其ノ他美容術ヲ業トスルモノヲ謂フ
- 第二條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ
- 第二章 營 業
- 第三條 理髮營業ヲ爲サントスル者ハ左記事項ヲ具シ所轄警察署ニ届出テ許可ヲ受クヘシ第二號及第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一、本籍、住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ所在地、代表者ノ本籍住所、氏名、生年月日）
- 二、營業ノ種別
- 三、營業所ノ位置、並其ノ構造仕機備及平面圖
- 四、履歷書、並業務ニ關スル資格ヲ證明スヘキ證書ノ寫

五、本則第十一條ニ規定スル疾患ナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷書

前項出願者ニシテ民法上ノ無能力者ナルトキハ法定代理人輔佐人又ハ天ノ連

署ヲ要ス但シ民法第十七條ノ場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四條 前條第一項第一號ニ異動ヲ生シ又ハ廢業シタルトキハ七日以内ニ、一

月以上引續キ休業セムトスルトキハ休業前所轄警察署ニ届出ツヘシ

第五條 營業者死亡シ若ハ所在不明トナリタルトキハ戸主、家族又ハ同居人ヨ

リ二十日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ

第六條 滿十八歳以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ素行善良ノ者(法人ニアリテハ代

表者)ニアラサレハ理髮營業ヲ許可セス

一、本廳ニ於テ施行スル理髮試驗ニ合格シタル者

二、知事ノ指定シタル學校若ハ講習所ヲ卒業シタル者

三、他ノ廳府縣ニ於テ施行スル理髮試驗ニ合格シタル者

四、他ノ廳府縣ニ於テ指定シタル學校若ハ講習所ヲ卒業シタル者

第七條 營業所ノ構造裝置ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ頭髪剪削ヲ剃剪スル以外

ノ業務ニ從事スル者ハ本條ニ據ラサルコトヲ得

一、地盤及周壁(地盤ヨリ一尺以上)ハ陶磁器コンクリート、石又ハ化粧煉

瓦ヲ以テ築造シ若ハ防漏方法ヲ施シタル厚板張ト爲スコト

二、洗場ハ不透透質材料ヲ用ヒ汚水排除ノ設備ヲ爲スコト

三、天井ヲ白漆又ハ白紙、白布張ト爲スコト

四、規模ノ大小ニ應ジ相當ノ待合所ヲ設ケルコト

五、採光換氣ノ裝置ヲ爲スコト

前項ノ制限ハ土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアルヘシ

第八條 營業所ハ所轄警察署ノ落成検査ヲ受ケルニ非サレバ使用スルコトヲ得

第九條 營業所ノ構造裝置適當ナラズト認ムルトキハ所轄警察署ハ期日ヲ定メ

テ之ヲ改善修繕其ノ他必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第十條 營業者ニシテ家族、徒弟、其ノ他ノ雇人等ヲシテ業務ニ從事セシムル

トキハ其ノ本籍、住所、氏名生年月日(家族ニアリテハ營業者トノ關係)ヲ

具シ本則第十一條ニ規定スル疾病ナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷書ヲ添

五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ其ノ使用ヲ廢止シタルトキ亦同シ

第十一條 左ノ疾患アル者ハ理髮ノ業務ニ從事シ又ハ從事セシムルコトヲ得ス

一、精神病者、癩病

二、肺結核、喉頭結核

三、癩病

四、疥癬其ノ他傳染性皮膚病

五、重症トラホーム

六、其ノ他警察署長ニ於テ指示シタル疾患

第十二條 警察署長ハ前條ニ規定スル疾患アリト認ムル營業者又ハ從業者ニ對

シ其ノ健康ヲ診斷シ若ハ醫師ヲ指定シテ診斷書ヲ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條 營業者並從業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、營業所ハ常ニ清潔ヲ保チ毛髮ハ覆蓋アル一定ノ容器ニ收納スルコト

二、從業中ハ清潔ナル白地ノ作業服(夏季ニ在リテハ白色ワイシャツヲ含ム

コトヲ着用スルコト

三、一客毎ニ理髮ニ着手前石鹼又ハ消毒藥ヲ以テ手指ヲ洗淨スルコト

四、顔面ノ作業中ハ「マスタ」ヲ使用スルコト

五、酒氣ヲ帯ヒテ從業セサルコト

六、客用ノ被服及敷布ノ類ハ清潔ナル白布ヲ用フルコト

七、椅子及枕ニハ白布ヲ覆ヒ常ニ清潔ナラシムルコト

八、枕當ハ紙片ノ類ヲ用ヒ一客毎ニ取り替ヘルコト

九、頭巻ノ類ハ一客毎ニ清潔ナルモノト取替ヘルコト

十、客ニ手拭ヲ貸與スル場合ハ一客毎ニ消毒劑ノ清潔ナルモノヲ用フルコト

十一、洗面器、髮伸布、刷毛ノ類ハ一客毎ニ石鹼又ハ消毒藥ヲ以テ洗淨スル

コト

十二、頭部顔面等ノ濕シ湯水ハ一客毎ニ取替ヘ其ノ容器ハ常ニ清潔ナルモノ

ナルヘシ

第十三條 警察官吏、衛生官吏ハ營業時間内何時ニテモ營業所ニ臨檢スルコト

アルヘシ

第三章 試驗

第十七條 理髮試驗ハ當廳ニ於テ之ヲ行フ試驗ノ期日及場所ハ其ノ都度之ヲ告

示ス

試驗科目左ノ如シ

一、解剖及生理ノ大意

二、衛生及傳染病ノ大意

三、消毒方法

四、理髮營業ニ關スル法令

五、理髮ノ實地(場合ニ依リ省略スルコトアルヘシ)

前項ノ試驗ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ付與ス試験ニ關シ不正ノ行爲アリ

タル者ハ其ノ試驗ヲ無効トシ合格證書ヲ返納セシム

第十八條 理髮試驗ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ指定期日迄ニ知事ニ届

出ツヘシ

一、本籍住所、氏名、生年月日、性別

二、履歷書

三、戸籍抄本

四、六ヶ月以内ニ撮影シタル手札形寫眞

第十九條 理髮營業者ハ所轄警察署ノ指定スル區域ニ從ヒ組合ヲ設ケ規約ヲ作

リ所轄警察署ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第四章 組合及聯合會

第五編 衛生 第十四章 湯屋、理髮

第五編 衛生 第十四章 湯屋、理髮

第五編 衛生 第十四章 湯屋、理髮

第五編 衛生 第十四章 湯屋、理髮

毛髮剃り剃剪スル以外ノ業務ヲ営ム者ハ別ニ組合ヲ設ケタルコトヲ得

第二十二條 組合區域内ニ於テ營業スル者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ

第二十三條 組合規約ニ規定スヘキ事項左ノ如シ

- 一、組合ノ名稱、組織並事務所ノ所在地
- 二、組合事業ニ關スルコト
- 三、組合ノ役員ニ關スルコト
- 四、會議ニ關スルコト
- 五、理髮料金ニ關スルコト
- 六、違約者制裁ニ關スルコト
- 七、定休日及休業時間ニ關スルコト
- 八、卸賣ノ徵收及收支計算ニ關スルコト
- 九、組合財産ノ管理並處分ニ關スルコト
- 十、其ノ他必要ナル事項

第二十四條 組合ハ縣聯合會ヲ設ケタルコトヲ得縣聯合會ヲ設ケムトスルトキハ前條ニ準シ規約ヲ作り知事ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二十五條 組合又ハ縣聯合會ニ於テ議決若ハ役員選舉ヲ爲シタルトキハ議事録原本、役員ノ住所氏名等ヲ七日以内ニ組合ニ在リテハ所轄警察署ニ聯合會ニ在リテハ知事ニ届出ツヘシ

第二十六條 警察署長ニ於テ公益上其ノ他ノ事由ニ依リ必要アリト認ムルトキハ組合ノ決議事項ヲ取消シ又ハ規約ノ變更、役員ノ改選、若ハ組合ノ分合解散ヲ命スルコトアルヘシ

第二十七條 知事ニ於テ公益上其ノ他ノ事由ニ依リ必要アリト認ムルトキハ縣聯合會ノ設立、解散、役員ノ改選、規約ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ決議事項ヲ取消スコトアルヘシ

第二十八條 知事ニ於テ公益上其ノ他ノ事由ニ依リ必要アリト認ムルトキハ縣聯合會ノ設立、解散、役員ノ改選、規約ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ決議事項ヲ取消スコトアルヘシ

第二十九條 知事ニ於テ公益上其ノ他ノ事由ニ依リ必要アリト認ムルトキハ縣聯合會ノ設立、解散、役員ノ改選、規約ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ決議事項ヲ取消スコトアルヘシ

第十五章 水道

●水道條例

廿三年二月十二日 法律第九號

第一條 水道トハ市町村ノ住民ノ需要ニ應ジ給水ノ目的ヲ以テ布設スル水道ヲ云ヒ水道用地トハ水源池、貯水池、濾水場、唧水場及水道線ニ要スル地ヲ云フ

第二條 水道ハ市町村其公費ヲ以テスルニ非サレヘ之ヲ布設スルコトヲ得ス但シ當該市町村ニ於テ其資力ニ堪ヘサルトキハ市町村以外ノ企業者ニ水道ノ布設ヲ許可スルコトアルヘシ

第三條 市町村ニ於テ水道ヲ布設セントスルトキハ其目論見書ニ左ノ事項ヲ詳記シ地方官ヲ經テ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一 水道事務所ノ所在地

第二 水源ノ位置(河川池湖又ハ掘井ノ別其周圍ノ概況)及其水量ノ概算但圖面及水質ノ分析法ヲ添フヘシ

第三 水道線路及水道線路ニ沿フタル地名貯水池、濾水場、唧水場ノ位置但圖面ヲ添フヘシ

第四 給水ノ區域其人口及其一人一日ニ對スル平均給水量

第五 人口増殖及多量ノ水ヲ用フル製造等ニ對スル給水量増加ノ見込

第六 水壓ノ概算

第七 工事方法

第八 起工並竣工期限

第九 工費ノ總額其收入支出ノ方法及其豫算

第十 水料ノ等級、價格、水料徵收ノ方法及經常收支ノ概算

市町村ニ非ラサル企業者ニ在リテハ前掲各號ノ外企業ノ組織、資本ノ總額、元資償却ノ方法及許可年限ヲ記載スヘシ

第十四條、第十九條、第二十條、第二十二條、第二十三條、ニ違反シ又ハ第九條、第十二條、第十五條、第二十四條、第二十五條ニ依リ命令又ハ處分ニ從ハス若ハ第十六條ノ隨檢ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十七條 營業者ハ戸主、家族、同居者、徒弟、雇人ニシテ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルコトヲ得ス

第二十八條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ本令ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

附 則

第二十九條 本令ハ昭和三年一月ヨリ之ヲ施行ス

第三十條 第六條ノ資格ヲ有セサルモノト雖土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ當分ノ間其ノ履歷ヲ審査シ許可スルコトヲ得

第三十一條 本令施行ノ際現ニ理髮營業ノ認可ヲ受ケ營業中ノ者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ニ該當スルモノニシテ第七條ノ構造制限ニ適合セサルモノハ昭和三年十二月末日迄ニ之ヲ改造スヘシ

第三十二條 明治四十二年八月高知縣令第二十五號理髮營業取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第四條 内務大臣ハ前條ノ圖面書類ヲ審査シ不都合ナシト認ムルトキハ水道布設ノ認可狀又ハ許可證ヲ與フヘシ

市町村ニ非ラサル企業者ノ出願ニ對シテハ内務大臣ハ必要ト認ムル事項ヲ許可證ニ付シテ命令スルコトヲ得

第五條 水道用地ハ國稅其他ノ公課ヲ免除ス

第六條 官有ノ土地ニシテ水道用地ニ必要ナルモノハ之ヲ拂トケ又ハ貸付スヘシ

第七條 水管ヲ官有地又ハ公道ノ地下ニ布設セントスルトキハ當該官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 地方官ハ隨時當該官吏又ハ技術官ヲ派遣シテ水道工事及水質水量ヲ檢査セシメ其改築修理ヲ要シ又ハ水質不良水量不足ナリト認ムルトキハ地方衛生會ノ議定ヲ經相當ノ檢査期日ヲ定メテ之ヲ改良ヲ市町村ニ命スヘシ

第九條 市町村ハ工事落成又ハ改築修理了リタルトキハ他方官廳ニ届出監査ヲ受クヘシ

第十條 水道ノ給水ヲ受クル者ハ水質水量ノ檢査ヲ市町村長ニ請求スルコトヲ得

第十一條 家屋内ノ給水用具及本支水管ヨリ之ニ接続スル細管ハ市町村ノ所定ニ從ヒ之ヲ設置シ其費用ハ水道ノ給水ヲ受クル家主ノ負擔トス

第十二條 市町村ノ水道係ハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ内ニ於テ家屋内ノ給水用具ヲ檢査スルコトヲ得但水道係ハ其證票ヲ携帶スヘシ

第十三條 市町村長ハ水道係ノ報告ニ依リ家屋内ノ給水用具不完全ナリト認ムルトキハ相當ノ檢査期日ヲ定メテ之ヲ檢査シ其費用ヲ徵收スルコトヲ得

第十四條 家主ハ家屋内給水用具ノ設置又ハ其修繕了リタルトキハ市町村ノ水道係ニ届出ツヘシ水道係ハ速ニ之ヲ檢査スヘシ

第十五條 市町村ハ一家専用ノ給水用具ヲ設ケタル能ハサルモノ、爲メニ共用證

水道ヲ設クヘシ

第十六條 市町村ハ消防用ノ爲メニ消火栓ヲ設置スヘシ消防用ニ消費シタル水ハ水料ヲ徴收スヘカラス

第十七條 市町村ニ非サル企業者ノ布設シタル水道ニシテ許可年限ノ滿了シタル後ハ關係市町村ハ水道布設ニ要シタル費用ヲ支拂ヒ其水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ヲ買收スルコトヲ得但水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ニシテ布設當時ニ比シ價格ヲ減損シタルモノアルトキハ水道布設ニ要シタル費用ヨリ之ヲ控除ス

前項費用ノ範圍及金額ニ關シ當該市町村ト企業者トノ間ニ争アルトキハ地方長官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十八條 市町村ニ非サル企業者ノ布設シタル水道ニシテ關係市町村ニ於テ必要ト認ムルトキハ許可年限ノ滿了前ト雖之ヲ買收スルコトヲ得

前項ノ買收價格ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ヘサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ地方長官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十九條 本法又ハ本法ニ基キテ發令スル命令ニ依リ市町村又ハ市町村ニ非サル企業者ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セシメ又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキ又ハ必要ノ期限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ地方長官ハ府縣費ヲ以テ之ヲ履行シ其費用ヲ市町村又ハ市町村ニ非サル企業者ヨリ之ヲ追徴スルコトヲ得

前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ被告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但第八條ノ場合ハ此ノ限ニ非ラス

第二十條 市町村ニ非サル企業者ニシテ前條ノ費用ヲ指定ノ期間内ニ納付セサルトキハ國稅徵收ニ關スル規定ニ依リ之ヲ徵收ス

第二十一條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ水道ノ布設ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

第二十二條 本法中市又ハ市長トアルハ北海道及沖繩縣ニ在テハ區又ハ區長トシ府縣費トアルハ北海道ニ在テハ北海道地方費トス

附 則 (明治四十四年法律第四十三号)
第八條乃至第十六條ニ於テ市町村及市町村長トアルハ市町村以外ノ企業ニ係ル場合ニハ其ノ企業者ニ之ヲ準用ス
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

水道條例第三條及第十一條但書ノ規定ニ依リ命令ニ關スル件

大正十年七月十九日
内務省令第二二號

第一條 水道條例第三條ニ規定スル目論見書ニ添付スヘキ水質ノ試驗表ニハ左ノ事項ニ關スル試驗ノ結果ヲ記載スヘシ

一、色及濁濁

二、臭味

三、沈滓

四、反應

五、亞硝酸

六、アムモニア

七、過マンガン酸カリウム消費量

八、クロール

九、硝酸

十、硬度

十一、蒸發残渣

十二、細菌繁殖數

前項各號ニ掲タルモノノ外異常成分混在ノ疑アルトキハ特ニ其ノ試驗ノ結果ヲ記載スヘシ

第二條 水道條例第三條ニ規定スル目論見書ニハ工事方法ニ關スル左ノ圖面及書類ヲ添付スヘシ

一、實測平面圖 (縮尺六千分一以上)

第七條 計畫說明書ニハ施工箇所ノ地形及地質、給水區域現住人口及將來増殖スヘキ豫定人口、基本計畫給水人口、豫定給水人口、給水量、清淨方法、配水方法、配水本管管線選定ノ理由、水渠ノ断面及水壓ノ計算方法、各種構造物設計ノ根據其ノ他水道計畫ニ關スル必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第八條 地方長官ニ於テ大正十年七月勅令第三百三十一號各號ニ掲タル事項ノ認可又ハ許可ヲ爲ス場合ニハ水道條例第三條第一項第三、第五及第六並本令第二條第二號乃至第七號ニ規定スル事項ヲ省略セシムルコトヲ得

第九條 市町村ニ於テ左ノ各號ニ該當スル施設ヲ爲シ其ノ費用ヲ負擔セムトスル場合ニハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一、本支水管ヨリ家屋内ノ給水用具ニ接続スル細管ニシテ公道ノ地下ニ屬スル部分ヲ設置セムトスルトキ

二、衛生上特ニ必要アリト認メ家屋内ノ給水用具及本支水管ヨリ之ニ接続スル細管ヲ設置セムトスルトキ

前項ノ規定中市トアルハ北海道區制ニ依ル區ニ在リテハ區トス

第一項ノ規定ハ市町村ニ非サル企業者ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

水道條例第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件

大正十年七月十九日
勅令第三百三十一號

水道條例第三條及第四條ノ規定ニ依ル内務大臣ノ職權中左ニ掲タル事項ニ關スルモノハ地方長官ニ之ヲ委任ス

一、基本計畫ニ於ケル給水人口一萬ヲ超エサル水道ノ布設

二、前號ノ水道以外ノ水道ノ工費三萬圓ヲ超エサル改築又ハ増築但シ基本計畫ニ變更ナキモノニ限ル

附 則

第五編 衛生 第十五章 水道

二、實測断面圖 (縮尺長六千分一以上高二百分一以上但シ配水支管ニ限リ本圖ヲ省略スルコトヲ得)

三、取水口、取水管又ハ取水渠、隧道、沈砂池、貯水池、堰堤、餘水路、排水管又ハ排水渠、送水管又ハ送水渠、沈澱池、濾水池、殺菌裝置、配水池、配水塔、噴水場、水室、配水管又ハ配水渠、橋梁、伏越等水道設備ノ構造ニ關スル圖面其ノ他必要ナル細分圖 (縮尺百分一以上)

四、取水量決定ノ理由書

五、一位代價表

六、工費計算書

七、計畫說明書

第三條 實測平面圖ニハ都市區町村ノ名稱及境界、道路、河川、視形線其ノ他地形ヲ表スニ必要ナルモノノ取水口、取水管又ハ取水渠、隧道、沈砂池貯水池堰堤、餘水路、排水管又ハ排水渠、送水管又ハ送水渠、沈澱池、濾水池、殺菌裝置、配水池配水場水室、配水管又ハ配水渠、橋梁、伏越、排水管、噴水塔、噴水池、配水塔等ヲ記載スヘシ但シ管又ハ渠ニ付キハ幅員ノ異ナルモノハ適宜ノ符號ヲ以テ之ヲ區別スヘシ

第四條 實測断面圖ニハ地盤高計畫線高低取水管、送水管及配水本管ノ大サ勾配、動水勾配、配水距離、水源貯水池、沈澱池、濾水池、噴水場配水池、配水塔、水室等ノ標高並其ノ水位、排氣管、排泥管又ハ排泥渠、橋梁及伏越ノ位置等ヲ記載スヘシ

第五條 第二條第三號ニ規定スル水道設備ノ構造ニ關スル圖面ニハ地盤線及断面其ノ他構造ヲ表スニ必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第六條 取水量決定ノ理由書ニハ水源ノ狀態、濁水量既設水利事業又ハ灌溉ニ必要ナル分水量及消火用其ノ他給水量 (各設備ノ設計ノ基礎トナルヘキ水道) 法定理由ヲ記載スヘシ

貯水池又ハ調整池ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ容量、流域ノ面積及狀況雨量、觀測表等計畫ノ基礎トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

第五編 衛生 第十五章 水道

本令ハ大正十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

水道條例第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件並同條例第三條及第十一條但書ノ規定ニ依ル命令ニ關スル件

大正十年八月一日 內務省發令第二三二號

(各地方長官宛) 衛生土木兩局長通牒

標記ノ件大正十年七月十八日勅令第三三十一號並同月十九日內務省令第二十... 一、勅令第一號ノ布設中ニハ新築及増築ヲ包含シ又同號中ノ基本計畫ニ於ケ...

水道條例ニ依リ認可又ハ許可ヲ受ケサル水道ニ關スル件

大正十年十月二十七日 內務省發令第二六八號

(各地方長官宛)

水道ヲ布設セントスルトキハ水道條例ニ依リ認可又ハ許可ヲ受ケタル後ニ於テ... 一、給水區域市區町村ノ意見 二、給水區域市區町村ノ實力水道布設ニ堪ユルヤ否

私設水道敷設許可申請取扱方心得

大正二年五月二十二日 內務省發令第十四號

水道條例第三條ニ依リ市區町村ニ非サル企業者ヨリ水道布設許可申請ヲ提出... 一、給水區域市區町村ノ意見 二、給水區域市區町村ノ實力水道布設ニ堪ユルヤ否

- 三、水源タル河川、池沼等ヨリ水利引用ニ關シ利害關係人ニ及ホス影響
四、企業ハ成功ノ見込アリキ
五、申請者ノ信用資産ノ状態

下水道法

三十三年三月六日 法律第三十二號

第一條 本法ニ於テ下水道ト稱スルハ土地ノ清潔ヲ保持スル爲汚雨水疏通ノ... 第二條 市ニ於テ下水道ヲ築造セントスルトキハ其ノ設計工費ノ收支豫算及起...

下水道法施行規則

明治三十四年七月十日 內務省令第二十一號 改正 大正六年十月 內務省令第一三號

第一條 土地ノ所有者使用者又ハ占有者ハ左ノ區分ニ依リ下水道法第三條ノ施... 一、建物アル土地ニアリテハ之カ築造及修繕ハ其ノ建物ノ所有者...

- 三、建物ノ有無ニ拘ハラズ之カ掃除及浸深ハ土地ノ占有者
- 第二條 市ハ下水道法第三條ノ施設ニシテ公道ニ屬スル部分ヲ築造シ及之ヲ管理スルノ義務ヲ負フ
- 第三條 市ハ土地ノ狀況ニ依リ下水道法第三條ノ施設ニシテ公道以外ニ屬スル部分ヲ築造シ又ハ之ヲ管理スルコトヲ得
- 第四條 市ハ下水道ノ改築又ハ増築工事ニシテ工費壹萬圓未滿ノモノニ關シテハ下水道法第二條ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
- 第五條 當該吏員下水道法第六條ニ依リ私人ノ土地ニ立入ル場合ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第十二條ノ規定ヲ準用ス
- 第六條 下水道法第八條第二項ノ戒告及第九條ノ費用徵收ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第十三條及第十四條ノ規定ヲ準用ス
- 第七條 下水道ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第四條第三項及第七條ノ規定ヲ準用ス
- 第八條 下水道法第三條ノ施設ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第十五條ノ規定ヲ準用ス
- 第九條 東京市及八王子市ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監及東京府知事之ヲ行フ

●下水道築造認可申請方

明治三十四年七月十日
内務省訓令第十一號

- 第一條 申請書ニ添付スヘキ圖面及書類ハ左ノ如シ
- 一、實測平面圖(縮尺二千五百分一以上)
- 二、實測縱断面圖(縮尺長二千五百分一以上高百分一以上)
- 三、排水管及排水渠ノ断面圖(縮尺五十分一以上)
- 四、人孔燈孔、通風器、防臭装置、排水唧筒沈澱池、濾過池ノ構造ニ關スル圖面其ノ他必要ナル細分圖ノ(縮尺五十分一以上)
- 五、一位代價表

- 六、工費計算書
- 七、計畫說明書
- 八、下水道管理ニ關スル規程
- 九、出入出稼算書
- 十、起工及竣工年月日
- 第二條 實測平面圖ニハ市町村界、市町村名、街路、河川、視形線其ノ他地形ヲ顯ハスニ必要ナルモノ、排水區劃、沈澱池、濾過池、排出池、排水管、排水渠人孔燈孔等ヲ詳記スヘシ但シ排水渠ノ管徑幅員ノ異ナルモノハ適宜ノ符號ヲ以テ區別スヘシ
- 第三條 實測縱断面圖ニハ計畫線ノ高低、排水管排水渠ノ勾配、水平距離河川ノ水位、海面ノ干満潮面等總テ必要ナルモノヲ詳記スヘシ
- 第四條 人孔、燈孔等ノ構造圖ハ平面、断面其ノ他構造ヲ顯ハスニ必要ナルモノヲ製スヘシ
- 第五條 一位代價表ニハ切取、埋立、石垣、「コンクリート」「モルタル」等各種共其ノ一位トナスヘキモノヲ選ミ一位ニ付テ必要ナル材料、人夫等ノ員數及代價算ヲ算シ摘要欄ヲ設ケ單價ノ基ヲ理由ヲ詳記スヘシ
- 第六條 工費計算書ニハ各種工事共各部分毎ニ計算ヲ記スヘシ
- 第七條 計畫說明書ニハ下水道築造ノ必要ナル理由地形(接壤地ヲモ含ム)地質、排水スヘキ地域及排水區域ノ面積、其ノ地域及各區劃ノ現在人口及將來増殖スヘキ推定人口、雨水及汚水ノ量排除方法、幹線管線ノ理由排水管及排水渠ノ断面計算、洗滌及通風ノ装置、汚水最後ノ處分法、河川ニ放流スルトキハ下流飲用者ノ有無其ノ他荷クモ設計ニ關スルモノハ其ノ算式及事項ヲ詳記スヘシ
- 第八條 下水道管理ニ關スル規程ニハ下水道ノ修繕、掃除及下水道又ハ市ノ義務ニ屬スル下水道法第三條ノ施設ト土地ノ所有者使用者ノ義務ニ屬スル施設トノ連結等ニ關スル必要事項ヲ規定スヘシ
- 第九條 圖面ハ總テ蠟布ヲ用ヒ計畫線、構造等ヲ識別スルニ容易ナラシムル

●保健衛生調査職員ニ關スル規程

大正八年七月
高知縣訓令乙第二一二號

- 保健衛生調査職員ニ關スル規程左ノ通定ム
- 第一條 保健衛生ニ關スル事項ヲ調査スル爲警察部ニ保健衛生調査委員長一名委員若干名幹事一名書記一名ヲ置ク
- 第二條 委員長ハ警察部長、幹事ハ衛生課長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三條 委員及書記ハ知事之ヲ任命又ハ囑託ス
- 第四條 委員長ハ調査事務ヲ統理シ各委員書記ヲ指揮監督ス
- 第五條 幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ調査ニ關スル事務ヲ整理シ委員長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 第六條 委員ハ委員長ノ命ヲ承ケ調査事務ニ從事シ書記ハ上司ノ命ニ依リ庶務ニ從事ス
- 第七條 委員長ハ必要ニ應ジ委員ヲ召集シ會議ヲ開クコトアルヘシ
- 第八條 委員長ハ委員以外ノ職員ニ對シテ會議ニ參與ヲ要求スルコトヲ得
- 第九條 本規程ノ外必要ナル事項ハ委員長之ヲ定ム
- 第十條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●汚物掃除法

●汚物掃除法

法律第三十一號
三十三年三月六日

- 第一條 市内ノ土地ノ所有者使用者又ハ占有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ
- 第二條 市ハ本法其ノ他ノ法令ニ依リ別段ノ義務者アル場合ヲ除ク外其ノ區域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ

●汚物掃除法施行規則

改正
三十三年三月八日
內務省令第五號
明治四十三年四月
大正六年一月三號
同第一一號

- 第一條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二條 本法ハ市町村界、市町村名、街路、河川、視形線其ノ他地形ヲ顯ハスニ必要ナルモノ、排水區劃、沈澱池、濾過池、排出池、排水管、排水渠人孔燈孔等ヲ詳記スヘシ但シ排水渠ノ管徑幅員ノ異ナルモノハ適宜ノ符號ヲ以テ區別スヘシ
- 第三條 實測縱断面圖ニハ計畫線ノ高低、排水管排水渠ノ勾配、水平距離河川ノ水位、海面ノ干満潮面等總テ必要ナルモノヲ詳記スヘシ
- 第四條 人孔、燈孔等ノ構造圖ハ平面、断面其ノ他構造ヲ顯ハスニ必要ナルモノヲ製スヘシ
- 第五條 一位代價表ニハ切取、埋立、石垣、「コンクリート」「モルタル」等各種共其ノ一位トナスヘキモノヲ選ミ一位ニ付テ必要ナル材料、人夫等ノ員數及代價算ヲ算シ摘要欄ヲ設ケ單價ノ基ヲ理由ヲ詳記スヘシ
- 第六條 工費計算書ニハ各種工事共各部分毎ニ計算ヲ記スヘシ
- 第七條 計畫說明書ニハ下水道築造ノ必要ナル理由地形(接壤地ヲモ含ム)地質、排水スヘキ地域及排水區域ノ面積、其ノ地域及各區劃ノ現在人口及將來増殖スヘキ推定人口、雨水及汚水ノ量排除方法、幹線管線ノ理由排水管及排水渠ノ断面計算、洗滌及通風ノ装置、汚水最後ノ處分法、河川ニ放流スルトキハ下流飲用者ノ有無其ノ他荷クモ設計ニ關スルモノハ其ノ算式及事項ヲ詳記スヘシ
- 第八條 下水道管理ニ關スル規程ニハ下水道ノ修繕、掃除及下水道又ハ市ノ義務ニ屬スル下水道法第三條ノ施設ト土地ノ所有者使用者ノ義務ニ屬スル施設トノ連結等ニ關スル必要事項ヲ規定スヘシ
- 第九條 圖面ハ總テ蠟布ヲ用ヒ計畫線、構造等ヲ識別スルニ容易ナラシムル
- 第十條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十一條 地方長官ハ區町村、町村制ヲ施行セサル地方ニ在テハ町村ニ準スヘキ地方又ハ其ノ一部ヲ指定シ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

第二條 市内ノ土地ノ占有者ハ其地域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔法ヲ保持スヘシ
 建物ノ所有者ハ其建物アル土地ノ清潔保持ノ爲メ必要ナル溝渠ヲ築造修繕スヘシ
 建物ナキ土地ノ所有者ハ其土地ノ清潔保持ノ爲メ必要ナル溝渠ヲ築造修繕スヘシ
 第三條 掃除義務者ハ覆蓋アル容器ヲ備ヘ掃除シタル塵芥ヲ其ノ容器ニ蒐集スヘシ
 汚泥ハ之ヲ適當ノ容器ニ蒐集スヘシ
 土地ニ定著シタル塵芥溜ハ之ヲ設置スルコトヲ得ス
 第四條 溝渠ノ汚水ハ之ヲ公共溝渠又ハ適當ノ場所ニ排泄スヘシ
 地方長官ハ土地ノ状況ニ依リ前項ニ拘ラス別段ノ施設ヲ許可スルコトヲ得
 地方長官ハ汚水ノ性質ニ依リ公共溝渠ニ排泄セシムヘカラスト認ムルトキハ適當ノ施設ヲ爲サシムヘシ
 第五條 市ハ掃除義務者ノ蒐集シタル汚物ヲ一定ノ場所ニ運搬シ塵芥ハ可成之ヲ焼却スヘシ
 戸口稠密ナル地区ニ關シテハ市ハ一日一回各戸ヨリ汚物ヲ搬出スヘシ
 第六條 市ハ第四條ノ溝渠ノ汚水ヲ排泄スル爲メ必要ナル公共溝渠ヲ築造修繕スヘシ
 公共溝渠ノ汚水ハ之ヲ適當ノ場所ニ排泄スヘシ
 第七條 公共溝渠ニ沿フタル土地ニ公共溝渠ニ害ヲ及ホスヘキ處アル行爲ヲ爲ス者ハ其ノ害ヲ預防スル爲メ必要ナル施設ヲ爲スヘシ
 第八條 市ハ公共便所ヲ築造修繕スヘシ
 第九條 市ハ其ノ義務ニ關スル場所ノ掃除、掃除義務者ノ蒐集シタル汚物ノ運搬及其ノ汚物ノ處分ニ關シテ方法順序ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
 第十條 汚物掃除法第五條ニ依リ市ニ設置スル掃除監視吏員ノ職務ハ左ノ如シ
 一 汚物掃除法第二條及第三條ノ事項ニ關シ掃除人ヲ指揮監督ス
 二 公共溝渠公共便所塵芥焼却場其ノ他掃除ニ關スル施設ヲ巡視ス

三 汚物掃除法第一條ニ依リ私人ノ履行スル掃除ノ實況及溝渠便所其ノ他掃除ニ關スル私人ノ施設ヲ巡視ス
 四 汚物掃除法第七條ニ依リ履行期間ヲ指定シテ私人ニ戒告シ及私人ノ履行スヘキ事項ヲ履行ス
 第十一條 市ハ掃除監視吏員ノ職務章程ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
 第十二條 掃除監視吏員汚物掃除法第六條ニ依リ私人ノ土地ニ立入ルハ日出後日没前ニ於テ制服ヲ著スル者ノ外禮貌ヲ携帯スヘシ
 第十三條 掃除監視吏員汚物掃除法第七條ニ依リ戒告スルトキハ職務章程ニ別段ノ規定アル場合ノ外市長ノ指揮ヲ受クヘシ
 第十四條 汚物掃除法第八條ニ依リ市ニ於テ同法第七條ノ費用ヲ義務者ヨリ徵集スルトキハ實費ノ内課税附シタル令狀ヲ發スヘシ
 第十五條 汚物ノ爲又ハ溝渠便所其ノ他掃除ニ關スル施設ノ爲衛生上危害ヲ受タル者ハ掃除監視吏員ニ申告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ掃除監視吏員ハ職務章程ニ定ムル期間ニ之ヲ臨檢スヘシ
 第十六條 本則ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ掃除監視吏員ノ指定シタル期間ニ履行セサル者ハ一圓九十五錢以下ノ料料ニ處ス
 第十七條 公共溝渠ニ塵芥土石ヲ投棄シタル者又ハ尿尿ヲ注流シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ一圓九十五錢以下ノ料料ニ處ス
 附 則
 第十八條 下水道ヲ布設シタル地ニハ溝渠ニ關スル本則ノ規定ヲ施行セス
 第十九條 公共道路ノ掃除ハ當分ノ内從前ノ成規ニ依ル但シ公共道路ヲ掃除シタル塵芥ニ關シテハ第三條第五條及第九條ヲ適用ス
 第二十條 地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ第二條ノ義務ノ負擔區分ニ關シ別段ノ規定ヲ設タルコトヲ得
 第二十一條 地方長官ハ郡村ニ接近シタル地區ノ義務者又ハ廣大ナル土地ヲ占

有スル義務者ノ掃除シタル汚物ノ處分ニ關シ第三條及第五條ニ拘ハラズ別段ノ規定ヲ設タルコトヲ得
 汚物掃除法施行前府縣令ノ規定ニ依リ一定ノ構造設備ヲ爲シタル塵芥溜ニシテ汚物掃除法施行ノ際現ニ存スルモノハ地方長官ニ於テ當分ノ内其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得
 第二十二條 屎尿ニハ當分ノ内第五條ノ規定ヲ適用セス適宜掃除義務者ニ於テ之ヲ處分スヘシ但土地ノ状況ニ依リ地方長官ニ於テ必要ト認メタル場合ニハ市ヲシテ處分セシムヘシ
 前項但書ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其處分法ヲ具シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 第二十三條 地方長官ハ汚物掃除法施行後一箇年以内ヲ限リ公共便所ニ關スル市ノ義務ヲ延期スルコトヲ得
 第二十四條 地方長官ハ本則ニ定ムルモノ、外汚物ノ掃除便所ノ構造其ノ他清潔保持ノ方法及施設ニ關シ必要ナル規定ヲ設タルコトヲ得
 第二十五條 東京市及八王子市ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警察總監及東京府知事ニ行フ
 附 則
 戒 告 罰
 一 履行スヘキ事項
 (記載例)
 (寮所流ヨリ公共溝渠ニ通スル小溝ノ處々破壊セル部分ヲ修繕スルコト)
 (井戸流ノ板ノ腐朽セルヲ改築スルコト又該流ヨリ溝渠迄ノ間ニ水路ナキヲ以テ溝渠ヲ築造スルコト)
 (東側ノ溝ニ沿フテ設ケタル洗面所ノ下ノ吸込ニトナリタル場所ニ排水上適當ノ施設ヲ爲スコト)
 一 履行スヘキ期限送達ノ日(又ハ時)ヨリ何日(又ハ何時間)以内
 右汚物掃除法第七條ニ依リ戒告ス

第一條 汚物掃除法施行規則第二條第二項第三項及第六條ニヨリ築造スヘキ溝渠ノ構造ハ左ノ各號ニ從フヘシ
 一 築造材料ハ不透透質ノモノヲ用ユルコト
 二 幅員深淺ハ受タル所ノ水量ニ應ジシメ且適當ノ勾配ヲ付スルコト
 三 溝渠ニハ覆蓋ヲ設ケタルコト但人家稠密ナラサル地區ニアリテハ之ヲ設ケサルコトヲ得
 第二條 左ノ各號ノ汚水ハ之ヲ公共溝渠ニ排泄スヘカラス
 一 衛生上有害ノ物質ヲ含有スルモノ
 二 甚シキ臭氣ノ發スルモノ
 三 多量ノ沈澱性質ヲ混シタルモノ
 四 外科手術又ハ死體ノ解剖湯瀉等ニ因リテ生シタルモノ
 第三條 汚物掃除法施行規則第二條第二項又ハ第三項ノ所有者ニシテ土地ノ状況ニヨリ其地域内ノ汚水ヲ公共溝渠又ハ適當ノ場所ニ排泄セシムルコト能ハサルカ若ハ前條ノ汚水ヲ一時貯溜スル爲メ汚水溜ヲ設置セントスルモノハ其構造方法ヲ詳記シ市役所ニ願出許可ヲ受クヘシ
 第四條 汚水溜ノ構造ハ左ノ各號ニ從フヘシ
 一 不透透質ノ材料ヲ以テ築造シ其周圍ハ地盤ヨリ五寸以上高クスルコト
 二 覆蓋ヲ設ケ臭氣ノ發散並雨水ノ侵入ヲ防クコト
 三 汚水溜ニ通スル排泄溝ヲ設ケタルトキハ第一條ニ準スルコト

●汚物掃除法施行細則

三十三年六月十四日
高知縣令第四十七號

氏 名	年 月 日	職 氏	名 印
氏 名	年 月 日	時 送 達	

- 第五條 第二條第三條ニ依リ貯溜セシ汚水ハ掃除義務者ニ於テ設置スヘシ
- 第六條 郡村ニ接近シタル地區又ハ一區域三千坪以上ノ土地ヲ占有スル掃除義務者ハ其掃除シタル塵芥ヲ其地域内一定ノ場所ニ集積スルコトヲ得此場合ニ於テハ一月二回以上之ヲ焼却又ハ市ニ於テ定メタル場所ニ搬出スヘシ
- 前項ノ地區ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第七條 市ニ於テ塵芥焼却場ヲ設ケントスルトキハ其場所並構造方法ヲ詳記シ圖面ヲ添ヘ本廳ニ提出可ク受ヘシ汚物假置場ヲ設ケントスルトキ亦同シ
- 第八條 前條ノ場所ハ左ノ制限ニ從フヘシ
 - 一 人家、公道、學校、病院、諸工場、諸製造所、社寺公園、其他公眾ノ群集スル場所ヲ距ル塵芥焼却場ハ六十間以上汚物假置場ハ三十間以上ニシテ且飲料水ニ障害ナキ地タルコト
 - 二 場所ノ周圍ニハ汚物ヲ外部ヨリ見透サ、ル様適宜塙垣ヲ設ケタルコト
 - 三 塵芥焼却場ハ耐火質ノ材料ヲ以テ築造シ危險ノ虞ナキ構造タルコト
- 第九條 汚物掃除法施行規則第八條ニヨリ市ニ於テ設置スヘキ公共便所ノ構造ハ左ノ各號ニ從フヘシ
 - 一 道路ニ背向トナスコト但土地ノ狀況ニヨリ側面トナスコトヲ得
 - 二 入口ニハ外部ヨリ見透サ、ル様適宜ノ距離ヲ保チ板扉ヲ設ケタルコト
 - 三 人家ト相當ノ距離ヲ保チ且飲料水ニ障害ヲ及ホササル構造タルコト
 - 四 外圍ハ石、煉瓦若ハ木板「ベンキ」塗リヲ以テ造リ適宜屋根ヲ設ケタルコト
 - 五 大便所ハ高サ七尺以上開口及奥行三尺以上小便所ハ高サ六尺以上開口三尺以上奥行二尺五寸以上タルコト
 - 六 敷地ハ地盤ヨリ三寸以上高クシテ雨水ノ侵入ヲ防クコト
 - 七 構内ノ敷地ニハ切石、煉瓦ヲ布設「セメント」ニテ接合スルコトシ若ハ「セメント」三和土等ヲ用ヒ洗淨ニ便ナラシムル爲適度ノ勾配ヲ附スルコト
 - 八 糞尿池ハ不透質ノ材料ヲ以テ築造シ其周圍ニハ「セメント」又ハ三和

- 土ヲ施シ適度ノ勾配ヲ付シ漏斗狀ニ爲スコト
- 第十條 便所構内ニハ手洗水ヲ備フヘシ
- 第十一條 公共用ニアラサル市内ノ便所ニシテ數戶共用及廟場、諸製造所等ノモノニハ第九條第六號第七號第八號其他ノモノニハ同條第六號第八號ヲ準用スルノ外尚左ノ各號ニ從フヘシ
 - 一 可成家屋並飲料水ニ隔リタル場所ニ設ケタルコト
 - 二 糞尿池ノ上ニハ浴場ヲ設ケサルコト
 - 三 糞尿池ノ上ニハ浴場ヲ設ケサルコト
 - 四 便所ノ糞尿ハ充溢セサル様時々汲取リ且其周圍ハ清潔ニ掃除スヘシ
 - 五 人家稠密ナル地區ニ在テハ肥料溜「糞尿等ヲ貯ルモノ」ヲ設置スルヲ許サス
- 第十二條 前條以外ノ地ニ肥料溜ヲ設置セントスルモノハ其場所並構造方法ヲ詳記シ市役所ニ提出可ク受クヘシ
- 第十三條 肥料溜ノ構造ハ第四條第一號ヲ準用スルノ外尚左ノ各號ニ從フヘシ
 - 一 設置ノ場所ハ人家公道及飲料水ヲ距ル五間以上ノ地タルコト
 - 二 適宜屋根及防圍ヲ設ケ臭氣ノ發散並雨水ノ浸入ヲ防クコト
- 第十四條 汚物掃除法施行規則第二條第二項第三項ノ糞尿及本則第三條ノ汚水溜第十四條ノ肥料溜ヲ設置シタルトキハ市役所ニ申請シ検査ヲ受クヘシ其検査ヲ受ケサルモノハ之ヲ使用スルヲ許サス
- 第十五條 汚物ヲ運搬セントスルトキハ滲漏セサルモノヲ用ヒ且臭氣ノ發散ヲ防クニ足ルヘキ蓋蓋ヲナスヘシ
- 第十六條 市内ノ土地ノ占有者ハ其地域内ニ魚鳥糞ノ臟腑及血液等ノ汚穢物ヲ貯藏スヘカラス
- 第十七條 便所汚水溜等破損シタルトキハ速ニ修繕ヲ加フヘシ
- 第十八條 汚物ハ一定ノ場所ニ搬出スルノ外滲ニ之ヲ投棄スヘカラス
- 第十九條 ノ二 警察官署ノ禁止シタル場所ニ於テ糞尿ノ明ケ換ヘヲ爲スコトヲ得ス
- 第二十條 本則第二條第十三條第十七條第十八條第二十條第二十條ノ二ニ遵

- 背シ又ハ第三條第十四條ノ許可ヲ得シテ汚水溜又ハ肥料溜ヲ設置シタル者及第十六條ノ検査ヲ受ケシテ糞尿汚水溜又ハ肥料溜ヲ使用シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ料料ニ處ス
- 附則
- 第二十二條 既設ノ糞尿又ハ便所ノ構造ニシテ本則ニ抵觸スルモノハ便所ハ明治三十四年十二月末日舊糞尿法ハ明治三十五年十二月末日迄ニ改造スヘシ
- 第二十三條 既設ノ汚水溜ニシテ本則第四條ノ構造ニ適合スルモノハ第三條ノ事由ナキモノト雖當分ノ内之ヲ使用スルコトヲ得
- 既設ノ肥料溜ニシテ本則第十五條ノ構造ニ適合スルモノハ第十三條ノ地區内ニアルモノト雖當分ノ内之ヲ使用スルコトヲ得
- 第二十四條 明治二十年七月高知縣令第六十一號便所肥料溜並肥料運搬規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

●掃除監視吏員ノ組織權限

- 掃除監視吏員ノ組織權限等左ノ通り定ム
- 第一條 汚物掃除法第五條ニ依リ市ニ設置スル掃除監視吏員ハ左ノ如シ
 - 一 掃除監督長
 - 二 掃除監視
 - 三 掃除巡視
- 第二條 掃除監督長ハ市參事會又ハ市長ノ命ヲ承ケ汚物掃除ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ部トノ吏員ヲ指揮監督ス
- 第三條 掃除監督ハ掃除監督長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ分掌シ部トノ掃除巡視ヲ指揮監督ス
- 第四條 掃除巡視ハ掃除監督長又ハ掃除監督ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
- 第五條 掃除監督長ハ一人トス

●掃除巡視採用規則

- 掃除監督及掃除巡視ノ定員ハ土地ノ狀況ヲ斟酌シ地方長官之ヲ定ム
- 第六條 掃除監督長掃除監督及掃除巡視ノ俸給額ハ地方長官之ヲ定ム
- 第七條 掃除巡視採用規則ハ巡查採用規則ニ準シ地方長官之ヲ定ム
- 第八條 掃除巡視服務規律ハ巡查ノ服務ニ關スル規律ニ準シ地方長官之ヲ定ム
- 第九條 東京市及八王子市ニ在リテハ地方長官ニ屬スル職務ハ警視總監及東京府知事之ヲ行フ
- 明治三十三年三月內務省令第六號ニ依リ掃除巡視採用規則左ノ通り定ム
- 第一條 掃除巡視ハ試験ノ上採用スルモノトス但シ左ニ記載シタル者ハ此限ニアラス
 - 一 嘗テ判任官以上ノ職ヲ奉シタル者及文官任用令第三條ニ依リ判任文官タルノ資格ヲ有スル者
 - 二 嘗テ巡查ノ職ヲ奉シタル者
 - 三 陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ又ハ戰時召集ヲ解除セラレ下士適任證書ヲ有スル者
- 第二條 掃除巡視ニ採用スヘキモノハ品行方正年齡二十一年以上四十五年未滿ニシテ左ノニ該當セサル者タルヘシ
 - 一 重罪ノ刑又ハ重懲罰ノ刑ニ處セラレ若ハ同上ノ刑ニ處セラレハキ罪ヲ犯シ單ニ監視ニ付セラレタル者及輕懲罰ノ刑ニ處セラレ滿期後五年ヲ經過セサル者但シ罰法ニ依リ施體ノ刑ニ處セラレタル者ハ總テ本文ノ權限ニ準ス
 - 二 賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者
 - 三 身分不相應ノ負債アル者家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ未タ復讐ヲ得サル者又ハ從前身分限リノ處分ヲ受ケ償價ノ義務ヲ終ヘサル者
 - 四 酒癖又ハ暴行ノ癖アル者

三十三年三月三十一日 高知縣令第二十九號

第三條 體格検査ハ左ノ各號ニ適合スルモノヲ以テ合格トス

- 一 體質善良ナル者
- 二 身長五尺一寸以上ノ者
- 三 身體精神並視能聽能共ニ完全ナル者
- 四 言語應答明瞭ナル者

第四條 學術試験ハ左ノ各號ニ適合スルモノヲ以テ合格トス

- 一 刑法、刑事訴訟法、並衛生法規ノ大要ニ通スル者
- 二 假名交リ記事文及普通往復文ヲ作り得ル者
- 三 算術加減乗除ヲ得ル者
- 四 普通ニ楷書又ハ行書ヲ書キ得ル者

第五條 試験ハ市町村役場ニ於テ市町村長又ハ其代理者之ヲ行フ

●掃除監視吏員ノ俸給額

四十四年四月廿二日
高知縣令第十四號

掃除監視吏員ノ俸給額左ノ通定ム

- 明治三十三年高知縣令第二十號ハ廢止ス
- 掃除監督長 月俸貳拾圓以上
- 掃除監督 全 拾五圓以上
- 掃除巡視 全 拾圓以上

墓地火葬

●墓地及埋葬取締規則

十七年十月
大政官布達第二十五號

- 第一條 墓地及火葬場ハ管轄廳ヨリ許可シタル區域ニ限ルモノトス
- 第二條 墓地及火葬場ハ總テ所轄警察署ノ取締ヲ受テヘキモノトス
- 第三條 死體ハ死後二十四時間ヲ經過スルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス

ヲ得ス

但別段ノ規則アルモノハ此限ニアラス

第四條 區長若クハ「戸長」ノ認許ヲ得ルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス

但改葬ヲナサントスル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受テヘシ

第五條 墓地及火葬場ノ管理者ハ區長若クハ戸長ノ認許ヲ得タル者ニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスシムヘカラス又警察署ノ許可ヲ受テタルニ非サレハ改葬ヲナスシムヘカラス

第六條 葬儀ハ寺堂若クハ家屋構内又ハ墓地若クハ火葬場ニ於テ行フヘシ

第七條 凡ソ碑表ヲ建設セント欲スル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受テヘシ其許可ヲ得シテ建設シタルモノハ之ヲ取除ケセシムヘシ

但墓地外ニ建設スルモノ亦之ニ準ス

第八條 此規則ヲ施行スル方法細則ハ警視總監府知事縣令ニ於テ便宜取設ケ内務卿ニ届出ツヘシ

●墓地及埋葬取締規則ニ關スル罰則ノ件

十七年十月
大政官布達第八十二號

今般第二十五號ヲ以テ墓地及埋葬取締規則布達候ニ付此規則ニ違背スルモノハ違背罪ノ刑ヲ以テ處分スヘシ此旨相達候事

●火葬場取扱心得

八年六月
内務省連乙第八十九號

火葬ノ儀第八十九號ノ通達布告有之候ニ付テハ火葬場ノ儀左ノ心得ヲ以取扱可申此旨相達候事

- 一 燒場ハ東京府下ハ朱引外其他ノ地方ハ市街村落ノ外遠テ人家遠隔ノ地ニ於テ選稅地又ハ借地料等無之地ヲ撰ヒ最寄市邑申合共用致サスヘク尤官有地又ハ民有地ノ内新規相設ケ候儀取可伺出申

●墓地ニ關スル件

十七年十一月
内務省乙第四十號通

本年第二十五号布達第八條ニ記載セル方法細目ハ左ノ條件ヲ備ヘトスヘシ此旨相達候事

第一條 墓地ハ從前許可シタル者ニ限ル

但已ムコトヲ得サル事情アリテ之ヲ取廣メ又ハ新設スル場合ニ於テハ地方廳ニ届出ヘシ

第二條 墓地ヲ新設スルハ國道縣道鐵道大川ニ沿ハス人家ヲ隔ルコト凡六十間以上ニシテ土地乾燥飲用水ニ障ナキ地ヲ撰ムヘシ

第三條 墓地ハ種族宗門ヲ別タス其町村ニ本籍ヲ有シ若クハ其町村ニ於テ死シタルモノハ何人ニテモ之ヲ葬ムルコトヲ得其從前別段ノ習慣アルモノハ此限ニアラス

但死刑ニ處セラレタル者ハ墓地ノ一隅ヲ區劃シテ其内ニ埋葬スルモノトス

第四條 墓地ノ周圍(墓地ト墓地ニ非サル地トノ境界ヲ云フ)ニハ樹木ヲ植ユヘシ墓地ノ内ニハ一丈以上ノ樹木樹垣ヲ存スヘカラスモノトス

但從前ヨリ現存スルモノハ此限ニアラス

第五條 墓地ハ清潔ヲ旨トシ掃除及修繕ヲ怠ルヘカラス

第六條 火葬場ハ人家及人民輻輳ノ地ヲ隔ル凡ソ百二十間以上ニシテ風上ニ位セル地ヲ撰ヒ火爐煙筒ヲ備ヘ臭煙ヲ防クノ裝置ヲナシ且周圍ニ塀垣ヲ設ケヘシ

但山林原野等ニシテ人家ヲ隔タル場合ナルトキハ格別ナリトス

第七條 火葬ハ成ルヘク日没後之ヲ行フヘシ

第八條 塀穴ノ深ハ六尺以上タルヘシ若シ土地ニヨリ六尺ニ至リ難キモノ及ビ火葬ノ遺骨ヲ埋藏スルモノハ格別ナリトス

第九條 墓地火葬場ニハ必ス管理者ヲ置キ其姓名ハ區役所又ハ戸長役場ニ届ケ置タヘシ

- 一 舊燒場(官民有地ヲ論セス)從前ノ儀使用スル土地及ヒ新規掘トタル土地ハ民有地第二種ニ可租入事
- 一 燒場ハ火爐煙筒及ヒ地盤等ヲ設テヘシ尤人家遠隔ノ山野等ニ於テハ適宜簡易ノ裝置ヲスモ不吝候事
- 一 燒場築造修繕等一切ノ入費ハ人民ノ自辨勿論ニ候得共却テ不都合無之候様區戸長ニ於テ注意取締可爲致事
- 一 遺骨ヲ此場中ニ埋葬候儀ハ不相成候事

●刑死者墓標ニ關スル件

廿四年七月
内務省令第十一號

第一條 刑死者ノ墓標ニハ氏名、法号、族稱、年齢、生死ノ年月日ヲ記入スルニ止メ他ノ事項ヲ記スルコトヲ得ス

其墓標ハ遺骸埋葬地又ハ祖先聖域ノ外之ヲ建設スルコトヲ得ス

異樣墓標ヲ建設シ及文字ニ彩色ヲ施スコトヲ得ス

第二條 所轄警察署ノ許可ヲ得シテ刑死者ノ爲メ公然祭祀ヲ行フコトヲ得ス

但親族ノ香花ヲ供スルノ類ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 刑死者ノ寫眞其他肖像ヲ公然陳列シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

其他總テ刑死者ヲ賞揚哀悼スルコトヲ得ス

第四條 前各條項ニ違背シタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金若クハ十一日以上二十五日以下ノ輕禁錮ニ處ス

第五條 犯罪ニ關シ現ニ捜査、起訴、勾留、服刑中ノ者若クハ捜査、起訴、勾留服刑中ニ死去シタル者及刑ヲ免レント欲シテ自殺シ或ハ犯罪現行ノ際殺害セラレタル者ニ付地方長官(東京府ハ警視總監)ハ安寧秩序ヲ保持スルニ必要ナリト認ムルトキハ特ニ命令ヲ下シ第一條第二條第三條ニ掲タル所爲ヲ禁スルコトヲ得其命令ニ違背シタル者ハ第四條ニ據リ處分ス

縣知事宛
右之通相違無之候也

年月日
所轄(町村) 戶長 氏 名印
所轄 郡長 氏 名印

火葬場設置ニ付御檢査願文例
今般何郡何(町村) 字何所ニ共有又ハ私有火葬場設置致シ度候間御檢査相蒙
度別紙圖面相添ヘ此段奉願候也

年月日
高知縣何郡何(町村) 何番屋敷
華(士) 族(平民) 氏 名印

警察署又ハ分署宛
右之通相違無之候也

年月日
所轄(町村) 戶長 氏 名印
右全衛生委員 氏 名印

患者死亡診斷書又ハ檢査書文例
何(府縣) 何(郡區) 何(町村) 何番屋敷住(番留)
華(士) 族(平民) 職業氏名父母兄弟
姉妹妻子 氏 名
年 齡

- 一 死亡日時
- 一 疾病ノ種別並病名
- 一 職業(或ハ無職業)
- 一 既婚(有配偶) (無配偶) 未婚

右ハ施治ノ患者ニ候處死去(治療ヲ受ケスシテ死去セシモノハ(右之者死去
候ニ付檢査候處前書ノ通ニ作ル) 候也

年月日
何(府縣) 何郡何(町村) 族籍
醫師 氏 名印

變死者檢査書文例
何(府縣) 何(郡區) 何(町村) 華(士) 族(平民)
職業何某父母兄弟姉妹妻子 氏 名
年 齡

- 一 死亡日時
- 一 中毒(瀕死) (暴死) (刀傷)
- 一 職業(或ハ無職業)
- 一 既婚(有配偶) (無配偶) 又ハ未婚

右ハ檢視官ノ指揮ヲ受ケ檢査致シ候處前書ノ通候也

年月日
何(府縣) 何郡何(町村) 族籍
醫師 氏 名印

死産證文例
何(府縣) 何(郡區) 何(町村) 華(士) 族(平民)
職業何某又ハ長次女職業 氏 名
男女又ハ男女不詳

- 一 公生(私生)
 - 一 妊娠月數
 - 一 死産及其月日時
- 右施術(施術ヲ受ケスシテ死産セシ者ハ檢査ニ作ル) 候處前書ノ通候也

年月日

何(府縣) 何郡何(町村) 族籍
醫師產婆 氏 名印
何(府縣) 何(郡區) 何(町村) 何番屋敷
何某父母兄弟姉妹妻子 氏 名

認許證文例
何(府縣) 何(郡區) 何(町村) 何番屋敷
何某父母兄弟姉妹妻子 氏 名
生年月 名
男女又ハ男女不詳

死産ナレハ
何(府縣) 何(郡區) 何(町村) 何番屋敷
何某又ハ長次女 氏 名
男女又ハ男女不詳

何年何月何日(病死) (變死) (死産)
右(埋葬) (火葬) 認許候事
年月日

高知縣何郡何(町村) 戶長役場印

改葬願文例
何(府縣) 何(郡區) 何(町村) 華(士) 族(平民)
何某父母兄弟姉妹妻子
氏名右者何年何月何日(病死) (變死) ニテ何郡何(町村) 何所墓地(火
葬ノ遺骨)ヲ埋葬致シ有之候處何々ノ事由ヲ以テ此度何郡何(町村) 何處墓
地(改葬致度候間御許可相蒙リ度此段奉願候也

年月日
何(府縣) 何(郡區) 何(町村) 何番屋敷
華(士) 族(平民) 氏 名印

警察署又ハ分署宛
右之通願出候也

年月日

所轄(町村) 戶長 氏 名印
墓地(火葬場) 管理者居文例
何(府縣) 何郡何(町村) 何番屋敷
士族平民 氏 名
年 齡

右者何郡何(町村) 何所(墓地) (火葬場) 管理者ニ相定候間此段及御届候
也

年月日
高知縣何郡何(町村) 何番屋敷
華(士) 族(平民) 氏 名印

警察署分署又ハ
戶長宛
碑表建設願文例
何々ノ碑ヲ以テ何郡何(町村) 字何所(碑表建設致度候ニ付御許可相蒙度碑
文寫相添此段奉願候也

年月日
何(府縣) 何(郡區) 何(町村) 何番屋敷
華(士) 族(平民) 氏 名印

警察署宛
右之通願出候也

年月日
所轄(町村) 戶長 氏 名印
墓籍離形

埋葬番號	死亡人	死亡年月日
第一番	何府何郡何町何村何氏名	年 月 日

●墓地埋葬及碑表建設ニ關スル件

十八年六月 本廳甲第五十八號

墓地及ヒ埋葬取締規則第九條ニ墓地火葬場ニハ必ス管理者ヲ置キ其姓名ハ所轄戸長役場ニ届出ヘシト有之ト雖モ墓主不分明ノ古墳及ヒ將來死屍ヲ埋葬セザル在來ノ墓地ハ當分管理者ヲ置クニ及ハス

○高知縣令第五十一號 二十四年六月

明治十八年申第五十六號布達墓地埋葬取締規則第一條ニ依リ墓地ヲ取廣メ若クハ新設セントスルトキハ山林又ハ荒蕪地ニ付キ選定スヘシ若シ止ムヲ得ス耕田ヲ充用セントスル場合ハ其事由ヲ圖面ニ付記スヘシ

○高知縣令第四十一號 三十七年六月十八日

職死者ノ遺體運物ヲ墓地外ニ埋葬シ準ニ記念碑ノミヲ建設セントスルモノ其場所ニ於テ葬儀祭典ヲ行ハス又ハ墳墓ニ擬スルコトナク且其場所及遺體物交通若ハ公安風俗ヲ害セザルモノハ建設セシムルモ差支ナキ義ト心得ヘシ

○第四十三號 十八年九月

碑表建設ノ出願アリタルトキハ碑表人物等ヲ調査シ不都合ナキモノハ直ニ之レヲ許可シ若シ治安風俗上ニ影響アリト思料スルモノ又ハ疑義ニ涉ルモノハ總テ稟請ノ上許可スル義ト心得ヘシ此旨及達候也

○訓無號 十九年七月

前項出願者ニシテ警察官署ニ送附ナル場合ニ在テハ便宜駐在巡査ニ於テ其願書ヲ受理シ前項ニ依リ調査ノ上不都合ナシト認ムルモノハ假ニ之ヲ認容シ假キ其ノ願書ニ取據ノ願書ヲ附申シテ所轄警察官署ニ送附サシメ警察官署ニ於テ正式ノ許可ヲ與フルコトヲ取斗フヘシ明治三十年(八月)訓第三十七號ハ廢止ス

○衛教第六〇四號 三十五年三月十一日

近來墳墓ヲ發掘シテ人骨ヲ採拾シ若ハ遺棄セラレタル人骨ヲ蒐集シテ製藥者又ハ賣藥商等ニ販賣スル者ノ有之趣右ノ容易ナラサル事體ニ付將來墓地及火葬場管理者ノ監督ヲ嚴ナラシムルハ勿論常ニ墓地及火葬場ノ取締ヲ周知ナラシメ若シ違法ノ者アルトキハ假借ナク處分セラルヘシ

○衛教第六十號 三十八年六月十四日

墓地取締ノ目的ハ風教衛生其他ノ点ニ存スルハ今更ニ要セザル處ニ有之候處從來往々取締ノ重要ヲ標識シ且其取締モ一件ノ形式ニ了リ爲ニ難多ノ弊害ヲ除ク能ハサル緣有之今其事例ノ重ナルモノヲ擧ケンカ村落軒路ノ徒置ニシテ數年爲參ノ形迹ナキ墓所ヲ探リ石碑アルモノハ之ヲ取り捨テ地面ハ掘ニ掘シテ新墓地ニ裝ヒ自ラ地主ト稱シテ之ヲ他ニ賣却シ不正ノ利ヲ得ント企ツル者群カラサルモ管理者ノ多クハ墓所ノ設備ナキ等類レモ管理ノ實ナキヲ以テ之ヲ知ラス被遺者ノ迷惑云フニ堪ヘサル處ニ相聞ヘ事實ナリトセンカ實ニ墓地ノ取締ノ目的ヲ明ニシテ大ニ部下ノ覺醒ヲ促シ墓地ノ管理ヲ確實ニスルノ方法ヲ立テ以テ墓地其者ニ對スル妨害ヲ預防シ若シ不法ノ行爲ヲ加フルモノアラシカ檢察必爾意成シテ以テ之ヲ取締リ持續ト効果ヲ永遠ニ期セラルヘシ

○衛教第二四六〇號 三十八年九月三十日

過般關門司市所在火葬場ニ於テ屍體燒却ノ委託ヲ受ケ火葬ヲ執行スル際同場附近ノ人夫カ物ニ火葬場ヲ開キテ衣類等ヲ竊取シ及屍體ヲ損傷シタル事實ヲ發見セラレ一時非常ノ紛擾ヲ來シタル實例アリ之ハ嚴ニ風紀ヲ害スルノ甚シキノミナラス復其屍體ニシテ各種傳染性疾患ニ關係スルモノナルニ於テハ其衛生

死刑ノ處斷ヲ受ケタル者又ハ處斷ニ至ラスシテ死亡シタルモノ、爲メ該節傳染其他實體ヲ包含シタル碑表建設セントスルトキハ墓地及ヒ埋葬取締規則ニ據リ許可ヲ與フ可ラサルハ勿論ノ義ニ候處右等ノ者ノ爲メ公衆ヲ蒙メ又ハ公衆ニ顯示スヘキ方法ヲ以テ祭典ヲ執行シ若クハ建碑祭典等ノ爲メ資金募集ノ廣告ヲナスカ如キハ亦治安ニ關係スヘキモノニ付詳ニ其狀況ヲ考ヘ治安ヲ妨害スルモノト認ムルニ於テハ直ニ之レヲ差止ムヲ要スヘキ旨內務大臣ヨリ訓令相成候條此段及達候也

○番外第八十四號 廿九年九月

明治十八年本廳甲第五十六號布達墓地及埋葬取締規則第二條ニ抵觸セザル限リハ一村共有墓地ト雖モ村內數ヶ所ニ設置スルモ妨ナキ姿ニ候得共畢竟墓地ハ衛生上ニ關係有スルヲ以テ極メテ不得止事情アルニアラサレハ一村內數ヶ所設置候儀ハ宜シカラストシテ可成其數ヲ減セシムル精神ニ候就キテハ自今各警察署ヘ檢查ヲ乞ヒ出ル節右ノ精神ヲ以テ其數ヲ減セシムル認可證付與候條取計ヒ有之度且ツ町村共有墓地設置アル向ニ於テハ事ニ差支ナキヲ以テ一已人民私有墓地ハ設置セシメサル趣旨ニ付是レ又極メテ不得止事情アルニアラサレハ認可證付與不相成候程度旨其趣旨ヨリ照會ノ次第有之候ニ付右趣旨ニ基キ其取扱致サルヘシ

○訓第九號 三十一年四月

今般縣令廿九號ヲ以客年四月縣令第五十一號廢止相成タル處元來傳染病患者ノ死骸ハ傳染病預防法第十二條ニ依リ火葬スヘキ成規ナルヲ以テ先ツ火葬場設置ノ勸告ヲ初トシ精々之レカ實行ニ勉ムヘキハ勿論ナルモ其町村內又ハ附近ノ地ニ未ダ其ノ設ナキ等不得已事由アリテ同條但書ニ依リ土葬ヲ許可シタルモノニ在テハ通常墓地ニ埋葬セシムルモ妨ナキヲ以テ其出願者アルトキハ其ノ墓地ノ町村共有ナルト私共有ナルトト問ハズ墓地及埋葬取締規則第二條ニ違背セス其他不都合ナキヲ認メタル上之ヲ許可シ而シテ其ノ棺内ノ消毒方法ハ傳染病預防事務取扱心得第三十條ニ依リ嚴重施行セシムヘシ

上ニ及ホス危害モ亦測ルヘカラス如斯ノ陋習ハ特ニ火葬ノ場合ニ限ラス土葬ノ場合ニ於テモ往々社會ノ裏面ニ伏在スルモノナルヲ聞ヘアリ就テハ爾後一層其取締ノ嚴重ニシ此等ノ陋習ヲ根絶スル標案ヲ注意セラルヘシ

○勅令第三十四號 大正元年十月十六日

土地ノ狀況ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ市町村長ハ地方長官ノ許可ヲ得テ行旅死亡人ノ屍體ヲ火葬スルコトヲ得

第十六章 雜

●學校傳染病預防及消毒方法

三十一年九月 文部省令第二十號

其一 預防方法

第一條 學校ニ於テ特ニ預防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

- 第一類 痘瘡及假痘 實布淫利亞 猩紅熱 發疹家扶斯
- 乙 百日咳 麻疹 流行性感冒 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 肺結核 腦病
- 第二類 赤痢 虎列刺 腸室扶斯 ベスト
- 第三類 傳染性皮膚病 傳染性眼炎

第二條 第一類第一類甲又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員生徒等ハ昇校スルコトヲ得ス

前項ノ職員生徒等其傳染病治癒シタル後昇校セントスルトキハ先ツ全身浴ヲ行ヒテ衣服ヲ更メ且ツ醫師ニ於テ傳染ノ慮ナキコトヲ證明スルコトヲ要ス

依リ醫師ニ於テ適當ノ處置ヲ施シ傳染ノ虞ナキコトヲ証明シタルモノニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第四條 職員生徒等ニシテ家族又ハ同居人中ニ第一類第一類甲又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リタル者アルトキ又ハ學校内ニ傳染病發生シタル場合ニ於テ其患者屍體又ハ病者ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物件ニ接觸シタルトキハ醫師ニ於テ適當ノ處置ヲ施シ傳染ノ虞ナキコトヲ証明シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第五條 教員監督等學校内ニ於テ第一條ノ傳染病者若クハ其疑アル者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ學校長ハ醫師ヲシテ診斷セシメ相當ノ處置ヲナスヘシ

第六條 學校内ハ學校所在地及其近傍若クハ生徒通學區域内ニ於テ第一條ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ全校若クハ其一部ヲ閉鎖スヘシ

第七條 學校所在地若クハ其近傍ニ於テ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ明治三十年文部省訓令第一号ニ從ヒ充分ノ清潔方法ヲ施行スヘシ但第一條第二類ノ傳染病發生シタルトキハ學校内ニ於テ使用スル飲料水ハ煮沸シタルモノヲ用フヘシ

第八條 生徒通學區域内ニ於テ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病發生シ其病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ其局部ヨリ通學スル生徒ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得此場合ニ於テハ當該學校長ヨリ二十四時間以内ニ其旨ヲ管理者ニ届出ツヘシ

第九條 傳染病ノ爲ニ閉鎖シタル學校若クハ其舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先立テ明治三十年文部省訓令第一号定期清潔方法ノ各項ヲ施行スヘシ

其二 消毒方法

第十條 學校ニ於テ第一類第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其屍體排泄物又ハ病者ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物件ニ對シ左ノ區別ニ依リ消毒方法ヲ施行スヘシ但第一條第二類ノ傳染病發生シ其病況ニ依リ必要ト認ム

ルトキハ適宜本條ノ消毒方法ヲ應用スヘシ

一 第一類第一類及第二類ノ傳染病患者ノ屍體、第一類ノ傳染病患者ノ用ヒタル睡蓆、第二類ノ傳染病患者ノ上リタル圍房其他睡蓆、牀、疊、建具、寢台、器具等ハ石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ

二 第一條第二類ノ傳染病患者ノ吐瀉物其他ノ排泄物ハ生石灰又ハ木灰汁ヲ以テ消毒シ強亞爾加里性反應ヲ呈スルニ至ルヘシ

三 食器、被服、寢具等ハ煮沸又ハ蒸氣消毒ニ附スヘシ

四 消毒困難ニシテ廉價ナルモノハ之ヲ燒却スヘシ

五 前各項ノ消毒ニ適セサル者ノハ之ヲ刷掃シ數日間日光ニ曝スヘシ

第十一條 消毒ニ供スル藥劑並其應用ハ左ノ如シ

一 石炭酸水(二十倍) (結晶石炭酸五分鹽酸一分水九十四分ヲ攪拌シ溶解シタルモノ)

本品屍體、吐瀉物其他ノ排泄物、器具、居室、手足等ノ消毒ニ用フ又衣類等ヲ消毒スルニハ鹽酸ヲ加ヘサルモノヲ用フヘシ

二 生石灰末(生石灰ニ少量ノ水ヲ濡キ崩壊セシメタルモノ)但用ニ臨ミテ之ヲ製スヘシ

本品ヲ以テ吐瀉物其他ノ排泄物ヲ消毒スルニハ其分量ノ五十分ノ一ヲ用フヘシ又瀉藥、芥瀉、牀下等ヲ消毒スルニ用フ

石炭乳(十倍) (生石灰一分ニ水九分ヲ攪拌混和シタルモノ)

本品ノ應用ハ生石灰末ニ同シタ吐瀉物、排泄物等ニハ其分量ノ五分ノ一ヲ用フ

木灰(生石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テ虎列刺病者ノ吐瀉物、赤痢病者、腸管扶助ノ排泄物ノ消毒ニ用フコトヲ得其用量ハ吐瀉物排泄物ノ五分ノ一トス灰汁トシテ使用スルニハ木灰一分ニ水四分ヲ加ヘ之ヲ沸シテ製スヘシ其用量ハ吐瀉物、排泄物ノ同容量トス但石炭酸、藥灰ハ木灰ト同一ノ効ナシトス

三 格魯兒石石灰(二十倍) (格魯兒石石灰五分ニ水九十五分ヲ攪拌混和セル

モノ)

格魯兒石石灰ノ應用並用量ハ石炭乳ニ同シ但用ニ臨ミテ製スヘシ

附則

第十二條 此省令ハ幼稚園ニ適用ス

○文部省訓令第一号 三十年一月

學校清潔方法

(正文書ス)

○文部省訓令第五号 三十三年三月

學校生徒ノ喫煙取締方ノ件

(正文書ス)

○文部省令第五号 三十五年二月

高等學校入學志望身體検査ニ關スル件

(正文書ス)

脚氣病流行期報告方ノ件

明治四十一年十二月二日

衛訓規教第四〇四八號

脚氣病流行ノ兆アルトキハ其ノ發生蔓延ノ狀況取調速ニ報告セラルヘク又其ノ病屍ヲ解剖スルトキハ實施ニ先テ電報セラルヘシ

醫師診斷若ハ檢案シタル患者

大正十年 高知縣令第三十九條

醫師左ノ病者ヲ診斷シ又ハ死體ヲ檢案シタルトキハ患者又ハ死者ノ住所、職業、氏名、年、年齢、男女ノ別、病名、發病、診斷又ハ檢案ノ日時、場所ヲ具シ直ニ病者又ハ死者所在地ノ警察官署ニ届出ツベシ違反シタルモノハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

明治四十五年高知縣令第一一三號ハ之ヲ廢止ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年十月二十六日

高知縣知事

小

幡

豐

治

一、病症不明ノ急死者

一、病症不明ノ急性熱性病

一、其他ベスト症狀ニ紛ハシキ疾病

○衛發第一〇七號 四十五年五月十六日

縣令第二十三號ニ依リ醫師ヨリ熱性黃疸、病症不明ノ熱性病患者死者并轉届ヲ受ケタル警察官署及駐在巡查ハ直ニ(駐在巡查ハ所屬署ヲ經由セズ)其届書ヲ當部ニ送付相成タシ

○高知縣令第四十二號 大正三年十二月三十一日

醫師左ノ病者ヲ診斷シ又ハ其死體ヲ檢案シタルトキハ患者又ハ死者ノ住所、職業、氏名、年、年齢、男女ノ別、病名、發病、診斷又ハ檢案ノ日時、場所ヲ具シ直ニ病者又ハ死者所在地ノ警察官署ヲ經由シテ知事ニ届出ツヘシ

一 瘰癧(俗稱サバ)

二 陰囊水腫(ヒラリヤニ因スルモノ)

三 鼠蹊腺腫(ヒラリヤニ因スルモノ)俗稱ソライシブ又ハカライシブ

四 淋病

五 孔膿尿、血膿尿

六 乳糜性腹水

七 精米炎(ヒラリヤニ因スルモノ)

八 其ノ他ヒラリヤニ因スル疾病

本令ハ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

象皮病調査ニ關スル件

大正四年一月八日
高知縣令乙第四號

- 第一條 警察官吏ニ於テ左ノ患者ト思料スヘキモノヲ發見シタルトキハ所屬署ヲ經由シ知事ニ報告スヘシ
- 一 象皮病患者(俗ニホテ足ト稱スルモノ)
- 二 「カライシブ」又ハ「ソライシブ」ヲ患フル者
- 第二條 前條ノ報告書又ハ大正三年高知縣令第四十二號ニ依ル醫師ノ届書ヲ受ケタルトキハ附録第一號様式ノ象皮病者名簿ニ所定ノ事項ヲ記載シ其ノ種類ハ直ニ本廳ニ進達スヘシ
- 第三條 警察官吏ノ報告ニ依リ名簿ニ登録シタル患者ニシテ醫師ヨリ届出アリタルトキ又ハ醫師ノ届出ニ依リ名簿ニ登録シタル患者ニシテ警察官吏ヨリ報告アリタルトキハ其ノ名簿ノ發病年月日欄、病名欄、及届出醫師又ハ報告警察官吏氏名欄ニ發病年月日、病名及届出醫師又ハ報告警察官吏ノ氏名ヲ朱書スヘシ

附録第一號 象皮病者名簿

登記年月日	住 所	氏 名	年 別	性 別	病 名	届出醫師又ハ報告警察官吏氏名
一月六日	郡市町村字	無名太郎	〇二	男	象皮腫	井竹庵
一月十日	全	太郎次郎	〇五	男	ホテ足	井竹庵
一月十日	全	無名次郎	〇五	男	乳糜尿	井竹庵
一月十日	全	甲野乙郎	〇六	男	淋病	井竹庵
一月十日	全	甲野乙郎	〇六	男	象皮病	井竹庵

注意 一本名簿ハ各市町村毎ニ離紙ヲ附シテ區別シ登録スルモノトス

○高知縣告示第八十四號 二十年四月
胞衣並ニ産時ノ汚物ヲ床下ニ棄却シ又ハ死体ノ湯濯水ヲ床下ニ棄却スルトキハ自然床下ヲ濕潤ナラシメ常ニ汚穢ノ氣ヲ蒸發シ爲メニ各種ノ疾病ヲ誘起シ且傳染病ノ媒介ヲナシ衛生上妨害ナカラス依テ自今ハ之レヲ他ノ無害地ニ埋却又ハ棄却スヘシ

牛馬宿ニ關スル件

廿四年八月
高知縣令第七十六號

市街其他人家稠密ノ地ニ於テ賣買ノ爲メニスル牛馬若クハ營業馬車用ニ供スル馬ヲ飼養シ又ハ他人ノ牛馬ヲ預ルモノ其數二頭以上ニ及フトキハ左ノ規定ニ從カヒ構造方法書並ニ圖面ヲ添ヘ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

本令ノ規定ニ背キタルモノ及ヒ許可ヲ得タルモノニシテ修繕若クハ掃除ヲ怠リ警察官ノ諭示ニ從カハサルモノハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五拾錢以上一圓五拾錢以下ノ料科ニ處ス

本令ハ來ル明治二十五年一月一日ヨリ施行ス

- 一 牛馬已屋ノ位置ハ人家公道ヨリ二十間飲料水ヨリ二間以上ノ距離アルモノ
- 一 牛馬已屋ノ床地ハ其屋敷地ヨリ五寸以上高クシ不透過質ノ材料(石煉瓦三和土ノ類)又ハ一寸以上ノ厚板ヲ以テ敷設シ適當ノ勾配ヲ付スルモノ
- 一 牛馬已屋ハ三方堅固ナル圍ヲナシ一方權實ヲ設ケ逃走ノ憂ナキモノ
- 一 尿溜ハ不透過質ノ材料ヲ以テ已屋外ニ設ケ全質ノ材料又ハ五寸角以上ノ木材ニ隨テ鑿リ付ケタルモノヲ已屋内ヨリ通シ雨覆ヲ付スルモノ
- 一 牛馬已屋ヲ連續スルモノハ一頭毎ニ之レヲ區別シ厚板ヲ以テ高四尺以上ノ境界ヲナスモノ
- 一 但ニ歲未滿ノ牛馬ハ區別セサルモ妨ナシ
- 一 糞及不潔物溜ヲ設ケルトキハ不透過質ノ材料ヲ以テ已屋外ニ構造シ蓋又ハ雨覆ヲ付シ雨水ノ漏入又ハ臭氣ノ飛散ヲ防キ得ルモノ

胞衣取扱營業者取締規則

三十二年四月七日
高知縣令第二十八號

- 一家内ニ二名以上ノ患者アルトキハ前患者トノ續柄ヲ氏名ノ右傍ニ記入スルモノトス
- 胞衣取扱營業者取締規則左ノ通定ム
- 第一條 胞衣ノ埋却又ハ燒却取扱ヲ營業セントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ且ツ埋却又ハ燒却地ヨリ四方二十間以内ニ於ケル他ノ關係ヲ顯ハシタル圍面ヲ添ヘ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ
- 一 埋却又ハ燒却地及其ノ坪數
- 一 賃錢額
- 第二條 埋却又ハ燒却地ハ人家公道及飲用水ヲ距ル二十間以上ニシテ衛生上無害ノ地ヲ指定スヘシ
- 第三條 胞衣ヲ埋却スルトキハ地面ヨリ深サ三尺以上ト爲スヘシ
- 第四條 營業者ハ懷瀾ヲ設ケ胞衣取扱年月日及依託者ノ住所氏名ヲ記載シ置キ且ツ一年一月中所轄警察官署ニ提出シ檢閲ヲ受クヘシ但警察官署ニ於テ必要ナルトキハ臨檢點檢スルコトアルヘシ
- 第五條 營業者出張所ヲ設ケ又ハ轉住シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第六條 營業者ハ左ノ離形ニ依リ標札ヲ掲クヘシ

胞衣取扱營業者	住 所	氏 名
凡二尺五寸		

第六條 本則第一條第二條ノ二第五條ニ違背シタル者ハ拾圓未滿ノ料科ニ處ス

禽獸ノ死屍埋却燒却ニ關スル件

十六年八月十一日布達
甲第七十三號

一時整留(宿泊セシメサルモノ)ノ場所ヲ設ケントスルモノハ警察官署ノ許可ヲ得テ其距離ヲ短縮シ構造ヲ省略スルコトヲ得

禽獸ノ死屍ハ人家ニ接近セサル地ニ於テ埋却又ハ燒却スヘシ但此布達ニ違背スルモノハ違警罪ヲ以テ罰セラルヘシ

鯨解剖ニ關スル件

四十年六月二十六日
高知縣令第二十四號

港灣内其ノ他沿海地ニ於テ鯨ヲ解剖シ又ハ其ノ骨肉臟腑等ヲ一定ノ場所ニ置カムトスル者ハ其ノ場所及設備ヲ明示スルニ足ルヘキ圖面ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ其ノ場所又ハ設備ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ニ違背シタル者ニ對シテハ其ノ設備及骨肉臟腑等ノ取除ヲ命ジ既ニ許可ヲ與ヘタルモノト雖公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ設備變更ヲ命スルコトアルヘシ

本令又ハ本令ニ基キテ發シタル處分命令ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ罰金又ハ料科ニ處ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ在リテハ其ノ代表者ヲ以テ被告トス

施治患死者表

明治四十一年十二月十九日
高知縣令第四十號

醫師ハ毎年一月ヨリ十二月ニ至ル左記様式ノ施治患死者表ヲ調製シ翌年一月末日迄ニ所轄警察官署ニ差出スヘシ

明治十三年申第二三十八號廢止ス

別患	明治	年施治	患死者表	何郡何町	何地	醫師	氏	名	印
疹	丹	利	和	日	性	感	核	疾	雷
脚	炎	指	腸	二	口	ト	ラ	充	血
延	人	員	患	者	數	延	人	員	患
前	年	ヨ	本	年	入	同	上	外	來
病	床	數	病	床	數	病	床	數	病
調	劑	員	調	劑	員	調	劑	員	調
診	療	者	診	療	者	診	療	者	診
設	立	者	診	療	者	診	療	者	診
名	科	名	診	療	者	診	療	者	診

●公立病院及其患者表

大正二年九月廿五日
高知縣令第五十九號

公立病院ニ於テハ毎年一月ヨリ十二月ニ至ル左記様式ノ統計表ヲ調製シ翌年一月末日迄ニ所轄警察官署ニ提出スヘシ

大正	年公、私立病院及其患者表	所在地名	名稱
診療	設立者	診療者	病床
名	科	名	名
診	療	者	診
設	立	者	診
名	科	名	診
診	療	者	診
設	立	者	診
名	科	名	診

備考

- 一 所在地、名稱、設立者名、診療スヘキ科名、職員、調劑員、看護人、病床數ハ年末ノ事實ヲ記入シ患者ハ年中ノ事實ヲ記入スヘシ
- 二 設立者名ハ縣郡市町村立又ハ私立等ノ別ヲ記入スヘシ

- 三 診療スヘキ科名ハ一般病院(軍門科ニアラサルモノ)ニ在テハ一般ト記入シ軍門病院ニ在テハ其ノ軍門科名ヲ記入スヘシ
- 四 病床數ハ收容シ得ヘキ患者ノ定員數ヲ記入スヘシ
- 五 普通病院等ニシテ精神病室、傳染病室又ハ特ニ結核病室ヲ有スルモノハ其病床數ヲ合算セス次ニ左ノ符號ヲ用ヒ列記スヘシ
精神病室ハ「□」傳染病室ハ「△」結核病室ハ「○」トス
- 六 公立病院ニ於テ施設ノ患者アルトキハ入院患者、同上延人員及外來患者同上延人員ニ合算セス次ニ左ノ符號ヲ付シ記入スヘシ公立施設病院ニ於ケル自費患者アルトキハ亦此ノ例ニ倣ヒ記入スヘシ
- 七 娯技病院ニ於テ行政執行法第三條ノ入院患者アルトキハ入院患者及同上延人員ニ合算セス次ニ左ノ符號ヲ付シ記入スヘシ

●死体解剖保存取締規則

大正十年十二月十日
縣令第三十號

- 死体解剖並保存取締規則左ノ通定ム
- 第一條 死体ノ解剖ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各号ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ
- 一、死者ノ住所、氏名、年齢、死体ニ在リテハ父母ノ住所氏名及死胎ノ月齡
- 二、死者ノ死因、病名、及死亡ノ年月日時
- 三、解剖ノ部位
- 四、死者存命中ノ承諾書又ハ最近親族ノ承諾書
- 五、解剖ノ日時、場所並解剖者ノ氏名
- 第二條 解剖ハ死後二十四時間ヲ經過スルニ非ラサレハ著手スルコトヲ得ス但シ傳染病ニ係ル者此限ニテアラズ
- 第三條 解剖ヲ終リタル死体ハ縫理シテ元形ニ復スヘシ
- 第四條 解剖ニ著手シタル後變死ノ疑アリト認メタルトキハ直ニ解剖ヲ中止シ其狀況ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

- 第五條 解剖ハ醫師、産婆看護婦、死者ニ關係アル者ノ外傍觀スルコトヲ得ス
- 第六條 解剖ヲ終リタルトキハ解剖ノ要領ヲ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ提出スヘシ
- 第七條 胎兒ノ死体ヲ保存セムトスル者ハ醫師並胎兒父兄ノ連署ヲ以テ所轄警察官署ニ届出テ許可ヲ受ケヘシ
- 但シ四ヶ月未満ノ胎兒ニ在リテハ此限ニ在ラス
- 第八條 胎兒ノ死体保存ヲ廢止シタルトキハ直ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第九條 本則ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

●刑死者及死亡者解剖ニ關スル件

十八年七月
內務省通甲第二十五號

監獄則ニ據ル所ノ刑死者及死亡者ニシテ親族故舊其遺骸ノ下付ヲ請フ者ナキハハ官公立醫學校若クハ病院ニ於テ該遺骨ヲ解剖實驗ノ用ニ供スルヲ得此旨相達候事

●死体解剖ニ關スル件

二十八年四月
高知縣令第三十五號

- 一 死亡證書
- 一 死者(十八年未満ノ者ヲ除ク)生前ニ爲シタル死體局部解剖遺囑書又ハ至親二名以上ノ囑托書
- 一 十八年未満ノ死者ニ係ルトキハ父母(父母ノ内一人ナルキハ其生存者)

●死産報告ニ關スル件

二十八年三月十六日
高知縣令甲第三十二號

明治十八年六月本縣中第五十六号布達當地及埋葬取締規則第十六條ニ依リ死産照ヲ受理シタルトキハ市町村長ニ於テハ直ニ該証寫ヲ所轄警察官署又ハ駐在巡查ニ回付スヘシ

●中毒患者届出ノ件

昭和二年一月二十七日
縣令第六号

醫師ニシテ飲食物、藥物、其ノ他中毒ニ罹リタル患者ヲ診斷シ若ハ死者ヲ檢案シタルトキハ左ノ事項ヲ詳記シ速ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ
其ノ患者治癒シ若ハ死亡シタルトキ亦同シ
一、中毒者ノ本職、住所、職業、氏名男女ノ別及年齢
二、發病、診斷、檢案ノ日時及場所
三、原因、症狀、經過及豫後
四、治癒又ハ死亡ノ場合ニアリテハ其ノ日時及場所

●中毒患者報告規程

昭和二年二月十六日
高知縣令乙三十二号

警察官署醫師ヨリ中毒患者届出ノ件ニ依ル届出ヲ受ケタルトキ又ハ自ラ之等患死者アルコトヲ認知シタル場合ハ速ニ左ノ事項ヲ調査シ本廳ニ報告スヘシ

- 一 中毒者本籍、住所、職業、氏名及男女別年齢
- 二 中毒ノ日時ノ及場所
- 三 原因、症狀、經過及醫後
- 四 中毒物ノ種類、數量並ニ中毒物取得ノ方法
- 五 届出醫師ノ住所氏名
- 六 其他參考トナルヘキ事項

○保收第一二四三號 三十三年八月二日
 近來毒劇盛ヲ服用シ自殺ヲ企テ又ハ中毒ニ罹ル者不尠就テハ今後右等ノ變死者又ハ中毒者有之候節ハ毒劇買入方法其買入先及使用方法等詳細取調ノ上其都度報告セラルヘシ

●醫師藥劑師等其業務ニ關スル處罰ヲ受ケタルトキノ報告方

第三十六年十二月廿二日
 衛發第四四四号

- 明治二十九年連第二二号左ノ通告正ス
- 一 醫師藥劑師製藥者藥種商阿片卸賣人產婆看護婦鍼灸治療接骨入齒々拔發賣賣藥部外製藥業者其業務ニ關シ違警罪ノ處分ヲ爲シタルトキ又ハ輕罪以上ノ犯罪事件ヲ檢事ハ送致シタルトキハ確定ノ後其ノ年月日及罪名刑名刑期ヲ明記シ直ニ報告スヘシ
 - 二 醫師ニシテ其業ニ關シ犯罪者タハ不正ノ行爲アリタルトキハ直ニ左ノ事項ヲ取調ヘ報告スヘシ
 - 一 其ノ所爲ノ故意懈怠
 - 一 本人所在地及近傍町村ニ開業醫ノ多少
 - 一 本人平素ノ行狀
 - 一 傳染病ニ保ルトキハ成規ノ届出ヲ爲サ、ルモ消毒ハ法ノ如ク充分ニ施行セシヤ否及能メニ病毒ヲ傳播セシ事實ノ有無(若シアラハ傳染ノ系統其廣狹緩急患者死亡等ノコトヲ詳記スヘシ)

●飲料水改良補助規程

大正十一年五月二十日
 縣令第二十二号

- 第一條 飲料水改良ノ目的ヲ以テ五戸以上共用井戸ノ噴筒新設又ハ井壁改修ヲ爲ス者ニハ豫算ノ範圍内ニ於テ其工費精算額ニ對シ二分ノ一以内ノ補助金ヲ交付ス但シ密附金、補助金、其他支出ニ伴フ收入並不當ト認ムル支出アリタルトキハ其工費精算額ヨリ之ヲ控シ其殘額ニ對シ補助ス
- 第二條 前條ニ依リ補助ヲ受ケムトスル者ハ豫メ左ノ事項ヲ具シ共同使用戶主連署ヲ以テ知事ニ申請スヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
 - 一 井戸ノ所在地名
 - 二 工事設計書
 - 三 工事豫算内書
 - 四 共同戶數及人口
 - 五 井戸附近見取圖
 - 六 起工及竣工豫定期日
 - 七 工費分擔方法並竣工後ノ維持方法
- 第三條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ第二條ノ申請事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ其事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第四條 工事竣工シタルトキハ一ヶ月以内ニ補助金請求書ニ工費精算書ヲ添ヘ知事ニ提出スヘシ
- 第五條 工事ニシテ設計ニ違ヒ若ハ不完全ナリト認ムルトキハ期限ヲ指定シ改造ヲ命スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ之ニ要スル費用ハ其ノ工費精算額ニ算入セス
- 第六條 左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ本規程ニ依リ許可ヲ取消スコトアルヘシ
 - 一 詐偽其他不正行爲ヲ以テ許可ヲ受ケタルトキ
 - 二 第二條ノ許可ヲ受ケタル後三ヶ月以内ニ工事ニ著手セザルトキ

- 三 改造ノ命ヲ受ケ之ヲ實行セザルトキ
 - 四 前各号ノ外本規程ニ違反シタルトキ
 - 第七條 本規程ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 附 則
 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●飲料水改良補助規程取扱手續

大正十一年五月二十日
 縣令乙第二十七号

- 第一條 飲料水改良補助規程(以下單ニ規程ト稱ス)第二條ノ申請ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ其變更申請ヲ受ケタルトキ亦同シ
 - 一、申請書ハ規程第二條各號ノ事項ヲ具備スルヤ
 - 二、位置ノ適否
 - 三、井戸ニ在リテハ汚染物トノ距離
 - 四、工事設計及工事豫算ハ正確ナルヤ
 - 五、共同使用戶數並入口
 - 六、工費分擔並竣工後維持方法ノ確否
- 第二條 規程第三條ノ申請ヲ受ケタルトキハ前條ニ準シ調査進達スヘシ
- 第三條 規程第四條ノ補助金請求書ヲ受ケタルトキハ實地検査ヲ遂ケ關申スヘシ
- 第四條 規程第六條ニ依リ許可取消シノ必要ヲ認メタルトキハ其事實ヲ詳具シ報告スヘシ

●衛生試驗規程

大正十年八月二十日
 高知縣告示第四百六號

- 第一條 警察部ニ於テ公衆ノ依頼ニ應ジ衛生ニ關スル試驗ヲ行フ
- 第二條 試驗ヲ依頼セムトスル者ハ受驗品名試驗ノ目的又ハ分析ヲ要スル成分

受驗品ノ製造又ハ採取ノ日時場所及住所製藥氏名法人ニ在リテハ其ノ名稱所在地及代表者ノ氏名ヲ記シ現品ヲ添ヘ警察部衛生課ニ差出スヘシ但シ試驗ノ目的又ハ物品ノ性質若ハ當廳事務ノ都合ニ依リ依頼ニ應セザルコトアルヘシ

第三條 試驗ノ爲差出ス物品ノ供試量ハ品種ニ依リ其ノ都度定ムル外左ノ通り

- 一、水 四合以上
 - 二、氷 五百匁以上
 - 三、礦泉 二升以上
 - 四、酒類 五合以上
 - 五、清涼飲料水 五合以上
 - 六、乳汁及乳製品 三合若ハ百匁以上
 - 七、醬油味噌食鹽類 五合若ハ半斤以上
 - 八、麵類素麵類 一斤以上
 - 九、茶咖啡類 半斤以上
 - 一〇、砂糖飴類 半斤以上
 - 一一、菓子其ノ他ノ飲食物 半斤若ハ五合以上
 - 一二、飲食用器具 一個以上
 - 一三、飲食用器用半田織 五匁以上
 - 一四、着色料 十匁以上
 - 一五、化粧品類 二十五匁以上
- 前項物品ノ容器ハ清淨ナルモノヲ撰ミ他物ノ移行又ハ混入セザル裝置トスヘシ
- 第四條 試驗ノ爲差出シタル物品ノ供試量ハ之ヲ還付セス
- 第五條 本規程ニ依リ試驗ヲ行ヒタル物品ニ對シテハ本廳ニ於テ試驗済ノ證據ヲ貼付スル場合ノ外依頼者ニ於テ該品ノ廣告標示印刷物若ハ容器包紙封緘等ニ高知縣警察部又ハ衛生課等ノ保證證明若ハ試驗済其他之ニ類スル文字ヲ記載スルコトヲ得ス
- 依頼者ニ於テ試驗成績ヲ表示セムトスル場合ハ成績書ノ全文ヲ記載スヘシ

34119



昭和三年六月十日印刷
昭和三年六月十五日發行

發行所 高知縣警察部

高知市栴形一三番屋敷

印刷者 仁尾進

高知市栴形一三番屋敷

印刷所 仁尾印刷部

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

三三三L-119

田 關 浪 十 風 田 關 花

高 城 山 縣 署 一 三 街 三 號

田 關 浪 十 風 田 關 花

高 城 山 縣 署 一 三 街 三 號

田 關 浪 十 風 田 關 花

田 關 浪 十 風 田 關 花

田 關 浪 十 風 田 關 花



